

全大教時報

Vol. 39 No. 5
2015.12

◆ 特集 ◆

全国大学高専教職員組合 第27回教職員研究集会

開会集会あいさつ

記念講演 小林 雅之(東京大学 大学総合教育研究センター 教授)
『広がる格差・進む貧困化の中での高等教育の展望』

基調報告 村井 淳志(全大教 中央執行副委員長、教文部長)

分科会報告

閉会集会まとめ

◆ 特集 ◆

全大教第 27 回教職員研究集会

❖ 開会集会

あいさつ ❖

- 中富 公一 (全国大学高専教職員組合 中央執行委員長) …2
山崎 光悦 (国立大学法人金沢大学長) …6
山上 尚幸 (金沢大学教職員組合 執行委員長) …9
野中 郁江 (日本私立大学教職員組合連合 中央執行委員長) …11

メッセージ ❖

- 加藤 良輔 (日本教職員組合 中央執行委員長) …14
蟹澤 昭三 (全日本教職員組合 中央執行委員長) …15
前田 哲男 (全国公立大学教職員組合連合会 中央執行委員長) …17

記念講演 ❖

- 『広がる格差・進む貧困化の中での高等教育の展望』
小林 雅之 (東京大学 大学総合教育研究センター 教授) …18

基調報告 ❖

- 村井 淳志 (全大教 中央執行副委員長、教文部長) …58

❖ 分科会

A 分科会報告 ❖ …74

- A1: 高等教育 ～大学・高等教育の転換点にあつて考え行動するために～
A2: 大学における教育実践の課題
A3: 教員養成系大学・学部問題
A4: 教職員の賃金・労働条件を守り向上させるたたくいと団体交渉の進め方
A5: 男女共同参画 ～ワーク・ライフ・バランスを実現するために～

B 分科会報告 ❖ …100

- B1: 組合の拡大と強化 ～大きく、強く、楽しい組合をめざして～
B2: 教員の待遇・労働条件と教育研究環境
B3: 事務職員
B4: 技術職員 ～昇格改善実現に向けて～
B5: 図書館職員 ※中止になりました
B6: 大学共同利用機関
B7: 附属学校
B8: 非常勤職員 ～どんな取り組みをしていますか？
成功例はもちろん失敗例も含めて教えてください～

C 分科会報告 ❖ …120

- C1: 未払い賃金請求訴訟提訴単組交流会
C2: 教育現場における使用言語の選択について ～英語化はグローバル化？～
C3: 立憲主義・平和主義を脅かす動きへの高等教育機関からの発言
～安全保障関連法案反対の取り組みを中心に～

❖ 閉会集会

参加者発表 ❖

- 富重 秀樹 (九州工業大学) …131
森 純子 (名古屋大学) …132

教研集会まとめ ❖

- 西崎 緑 (全大教 中央執行副委員長) …134

❖ 参加単組一覧 …137

❖ レポート一覧(レポート集掲載分) …138

❖ 教職員研究集会スナップより …140

全国大学高専教職員組合 第27回教職員研究集会

全大教は、「広がる格差・進む貧困化の中での高等教育の展望」をテーマに、金沢大学において9月11日～13日の日程で第27回教研集会を開催しました。未加盟組合も含めて47大学・高専・大学共同利用機関から155人が参加しました。



1日目の全体集会では、主催者・中富 全大教中央執行委員長（上記写真）、来賓として、野中 日本私立大学教職員組合連合中央執行委員長、会場校の山崎 国立大学法人金沢大学長、山上 金沢大学教職員組合執行委員長より挨拶がありました。また、加藤 日本教職員組合中央執行委員長、蟹澤 全日本教職員組合中央執行委員長、前田 全国公立大学教職員組合連合会中央執行委員長よりメッセージが寄せられました。東京大学大学総合教育研究センター 小林教授による講演、村井教文部長が基調報告を行いました。各分科会では、3日間にわたり活発な交流・討論が行われ、閉会集会では西崎中央執行副委員長が集会まとめを述べ、教研集会を終了しました。

以下に、基調報告の内容と、分科会、講演等の報告を紹介します。

開会集会

－主催者あいさつ－

全国大学高専教職員組合 中央執行委員長

中富 公一



皆さん、こんにちは。この7月から全大教の委員長を拝命しております、中富です。これから3日間、皆さんと共に大学の抱える問題、あるいはわれわれの抱える課題について、交流を深めていきたいと思っています。このような立派な会場で開催できることを嬉しく思っています。金沢大学および金沢大学の関係者の皆さまに深く感謝いたします。ありがとうございます。

ところで、私は岡山大学の法学部で憲法を担当していますが、今、安倍内閣は大多数の憲法学者の違憲判断や、多くの大学人の危惧、国民の過半数の反対を無視して、戦争法案を押し通そうとしています。改憲を掲げて登場した第二次安倍内閣は2年前「防衛を取り戻す」をスローガンとする自民党「新『防衛計画の大綱』策定に係る提言」を発表しました。それは日本を戦争する国家へと改造することを目的とし、国家安全保障基本法の制定、防衛産業の育成、武器輸出三原則の見直し、国家安全保障会議（NSC）の設置、日米の軍事情報保全のための特定秘密保護法の制定を謳っており、さらに集団的自衛権の行使を可能とすることを目的としました。

これらは着々と実行に移され、そして昨年7月1日に集団的自衛権の行使を認める憲法解釈の変更を閣議決定において行うという、立憲主義国では許されないような行為を行ったと考えています。そして現在、第三次安倍内閣の下で、集団的自衛権の行使を可能とする、いわゆる戦争法案が国会に上程され、衆議院で強硬採決され、今、参議院で審議が行われています。国民の

反対の声は高まるばかりです。

私は全大教委員長として、また憲法研究者として、この法案が大学に対してどのような影響を及ぼすと考えているかについて、若干お話をしたいと思います。戦争をする国を目指す動きの中で危惧されるのは、一部の人々に理性と寛容を失った言論や行動が目立ってきていることです。また政府関係者によって、表現の自由への攻撃が公然と語られ、さらには教育分野への干渉も、これまで以上に激しくなることが予想されます。学問の自由に基づく教育研究も、重大な危機に直面することは必至だと思っています。軍事研究の制限や平和教育の推進などを内容とする、大学憲章などが国会等で攻撃されたり、日の丸掲揚、君が代斉唱の実施が大学に実質的に押し付けられたりしています。これらは「自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない」としている教育基本法第7条2項に反する不当な介入と言えましょう。

さらに、これらの介入の動きと連動させながら、政府はイノベーション改革を掲げ、大学予算一般を減少させつつ、財政誘導を行い、高額な軍事研究予算を提示したり、国立大学では人文社会系学部、大学院は組織の廃止や社会的要請の高い分野に転換することを要請したりしています。これらの動きも安倍内閣の戦争する国づくりにつながるものと思われます。特に後者については、経団連も危惧しているということが昨日、朝日新聞にも報道されていました。学問は、人類が長きに渡って継承、発展させてきた人類共通の財産です。私たちは学問の自由を擁護すると共に、これを世界の平和と人々の共存、持続可能で豊かな社会のために用いるべきだと考えています。

ところで何のためのイノベーション改革かという点、それによって産業、軍事技術の効率化を図りたいということかと思われます。しかし、人文社会科学を私学に担当させて、国立は理系のイノベーション改革だというのは貧困な発想です。文系の学問なくして、将来の社会を見据えた技術革新は行い得ないし、社会と結び付いて初めて技術は意味を持つからです。だからこそ経団連も反対したのだと思いますし、亡きスティーブ・ジョブズ氏は、人々

の心を高鳴らせる製品を創るには、技術だけでは駄目なのだ、必要なのは人文知と融合された技術だと語っています。

大学はまた、職業人を育てるだけではなく、市民を育て、人間を育てなければなりません。市民を育てるには社会科学が必要なことは言うまでもありません。市民とは、日本の政治、社会を支え得る能動的な個人のことです。イノベーションに関わる国立大学の理系人間は、市民である必要はないと言っているようなものです。また、人間を育てるには何が必要なのか。アジアの大学の改革を検討したアメリカの学者ヌスパウムは、人文社会科学系の学問を軽視する国があることを憂慮し、自分とは異なる人々の立場を深く理解する力。その人の物語の賢明な読者になりきって、その立場に置かれた人々の感情、願望、熱望を理解する能力が培われないと、その問題点を指摘しています。これこそ、人間が動物と区別されるゆえんではないでしょうか。

もちろん、我々の教育が本当にそのことを自覚し、有効であったかは常に自問すべきですが、それは大学が学問の自由を尊重しつつ、自ら検証すべき問題です。憲法 23 条の保障する学問の自由とは、端的に言うとスポンサーが、気に入らないことを言う者にも支援を与えよという要請です。例えば今、憲法学者が注目されていますが、先日、国会で自民党推薦の参考人となった長谷部恭男教授が、自民党の方針に反して、集団的自衛権は違憲だと述べました。では安倍首相は、あるいは早稲田大学の総長は、その人の首を切れるかということ、切れない。切ってはいけないわけです。それがまさに学問の自由が保障していることです。それは表現の自由を越えた特権です。それを大学の研究者は享受しています。大学の成員は、学問の自由を保障され、相互に研究者倫理に基づくルールに則って、その学説の内容を自由に討論する権利を持ちます。これを保障するのが学問の自由です。

学問は社会の要請に応えるべきであるというテーゼには、学問は大学の自治が不可欠なのだと答えざるを得ません。これがなければ、学問は社会の要請にさらされ、自由な研究や議論は圧殺され、人類の将来を託し得るという意味での学問は衰退していきます。学問の自由が尊重されるのは、学者がプ

ロフェッションとして自律して、真摯に知的活動を行い、それが人類の将来を託し得る知恵を生み出してくれるだろうという期待に基づいています。

大学人はそのことを自覚するとともに、大学を管理するもの、すなわち政府や理事会、そして大学執行部は、人類の将来を保障する学問へ敬意を持ち、大学内部に対する管理的関与においては、法令や学内規則に基づき、適正な手続きに従って行動を起こさなければなりません。そうでなければ、大学の自治を保障した意味はなくなります。また、財政誘導に屈して政府の言うままでは、大学の自治を置いた意味はなくなってしまいます。この自由な大学で保障される寛容さの中で、真摯で多様な価値観が保障され、将来の指導者や市民や個人が育っていくことが期待されています。政府は、学生がこうした環境のもとで学習、研究する権利を、国立私立を問わず、支援していくべきです。それが明日の日本の、そして世界の礎となるからです。

今、ガバナンス改革と称して、教授会の権限が攻撃にさらされています。昨年、学長権限を強化し、教授会権限の縮減を目指して、学校教育法が改正されました。しかし大学の自治は、大学の自主、自律と教授会自治との微妙なバランスの上に成立するものです。この法改正案の当初段階では、教授会は学生の入学と学位の授与だけを決めていればいい、後は何も決めるべきではないと言わんばかりでしたが、全大教と私大教連が協力しながら、ロビイング活動で議員を回ったことにより、修正案が与野党議員の連名で提出され、何とか中教審路線の線まで押し戻すことができました。今日、私大教連委員長の挨拶を頂きますが、私は、私大教連と全大教の連携を高く評価し、これからはますます連携を強め、さらには大学執行部とも連携して、この政治の動きの中で学問の自由を守り抜かなければならないと考えています。

これから3日間、十分に議論し、皆さんが抱える問題を共有し、解決の糸口を見つけていってもらいたいと思っています。金沢のこの地で、大会が意義あるものとして皆さんの記憶に残るものとなるよう、期待しています。よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。(拍手)

開会集会

— 会場校あいさつ —

国立大学法人金沢大学長

山崎 光悦



皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました山崎でございます。本日は、日本各地からかくも大勢の方、と原稿に書いたのですが、パラパラという感じですが(笑)。明日、明後日にかけてたくさんいらっしゃるでしょう。お見かけしますと、元若い方が圧倒的だということで、大いに期待をしたいと思っています。

ようこそ、金沢大学の山奥キャンパスにお越しいただきまして、ありがとうございます。金沢駅から非常に不便です。金沢駅までは新幹線が開通して、私どもとしてはずいぶんと便利になったと思っていますが、東京駅から2時間半なのに、駅からここまで1時間近くかかってしまう。どうなんだろうと思っている次第です。それはさておき、こうして大勢の方にお越しいただきましたことを心から歓迎申し上げますとともに、全大教の教職員研修会をこの金沢大学で開催できますことを非常に嬉しく思っています。

皆さんもご承知と思いますが、今年度は国立大学の「改革加速期間」の3年目、最終年度ということもありますし、文部科学省は第3期中期目標期間中において、持続的な競争力を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学を実現することを目指して、「国立大学改革実行プラン」を打ち出しています。それから、「国立大学経営力戦略」、さらに最近では総理が座長をしている産業競争力会議において国立大学に関する議論が行われ、「イノベーション・ナショナルシステムの本格稼働に向けた大学改革」が、この6月に出されている

るところです。

昨年来、年俸制の導入、来年度に向けて機能強化の類型1、2、3ということで、各大学、好むと好まざるとに関わらず、いろいろな取り組みをやらねばならぬという形で、政府の矢継ぎ早な改革に対応するのに日々、翻弄されているとまでは言いませんが、結構、四苦八苦しているというのは本音です。

これら政府からのいろいろな提言は、大学の経営にも、そしてそこで働いていただいている、お一人お一人の教職員の皆さまにとっても、非常に大きな影響を及ぼすものです。また、同時に国立大学に対する社会の強い期待の現れでもあると、私どもは捉えています。われわれは今後も国の動きを注視しつつ、このような場で、全国の大学と情報交換をさせていただきながら、各大学の将来像を見据えて、しっかりと議論を進めていく必要があると捉えています。

このような席で、私事で恐縮ですが、組合活動に関しては私もいろいろな思い出がございます。私は機械工学がメインで、私どもの工学部では教授になると組合員を抜けるというやり方をとってきていたので、私は助教授の時までは組合員でしたし、つい去年の3月、学長になるまでは協力組合員でしたので、お金だけ取られる組合員（笑）でした。私自身も組合活動にいろいろと関わってまいりましたし、工学部にいた頃には、分会というのがここはいくつかありますが、助教授の時に工学部分会の委員長もさせていただきました。その頃のことをちょっと先ほどから思い出していて、たぶん組織率は95%以上を誇っていたと思います。入らないやつは、いじめにいたので（笑）。そんな立場でありました。

とはいいながら、まじめに全部やっていたわけではなくて、どちらかというと、工学部ですから、旧高専の流れも汲んでいますし、昔から運動会を工学部ではやっています、それに一生懸命になっていて、毎月のように何かスポーツ大会があったような記憶があります。あの頃が懐かしいなということで、皆さんもぜひ頑張って、組織率は上げてほしいなと思っています。余計なことを申し上げました。

本論に戻りますが、お互いの立場は異なっているとは思いますが、大学をよくしたいという思いはおそらく同じはずですので、お互いに緊張感を持って、議論を深め、そして同じ目標に向かって、共に歩いていくことができれば、それぞれの大学がよりよい、素晴らしい大学づくりに貢献できると固く信じております。

もう少し踏み込んで申し上げれば、全ての大学の学長、執行部は、よりよい大学をつくるという目標を掲げて、日夜、たゆまぬ努力を続けていることは間違いないと思います。時には、教職員組合からの厳しいご意見を拝聴することもございますが、率直な意見交換をさせていただいて、常に切磋琢磨し、お互いがよりよい緊張関係を保ちながら、組織を大事にしていく。組織というのは生き物ですので、お互いに働く場がよくなり、そしてまた、そのプレゼンス、パフォーマンスが高まらねば、組織としての存在価値が薄れてまいります。一番大事なことは、よりよい将来の日本を背負って立つ人材を共に育てて、世の中に送り出していくところに第一の使命があると思いますので、そのために何をすべきか、何をしたらいいかということと一緒に考えたいと、私自身は常日頃思っています。

最後になりましたが、今日から3日間の研究集会が、ぜひ深い議論をなさっていただいて、次々に打ち出される国のいろいろな改革の方針に対して、どうあるべきか考えていただきたいと思います。先ほどの委員長のご発言にもありましたように、必ずしも国が言っていることがいつも正しいとは限りませんので、誰も責任を取らない体制でいいのかということもお考えいただいて、われわれは信ずる道をきちんと行く。日本のためにどうあるべきかということ、一緒にぜひ議論をしていただいて、実りある成果を上げていただきますことをお願い申し上げまして、開会にあたり、開催校の歓迎の挨拶とさせていただきます。どうぞ、3日間よろしく願いいたします。(拍手)

開会集会

－会場校単組あいさつ－

金沢大学教職員組合 執行委員長

山上 尚幸



ただ今ご紹介に預かりました、今年度、金沢大学執行委員長を務めます、山上と申します。私は技術職員で、金沢大学の執行委員長の中で職員がなることは初めてだという話を聞いて、ちょっと二の足を踏みました。実際、8月末に引き継ぎを終わりました、今回、教研集会のほうで挨拶しなさいということで承ったのですが、気の利いた話もないし、どうしようかなと思いつつ、ちょっと原稿を書いてみました。

8月に引き継ぎを受けたときに、山積する課題がたくさんあることを知らされました。それも数年前から同じような問題を引きずっています。大学当局と交渉していますが、解決しないものが多く、回答の多くは「予算がない」「これについては予算の担保ができない」の繰り返しです。そんな状況でも、職員のほうから考えればどうしたら待遇が改善するのか、多忙感が減るのかということ、これからもずっと考えていかなければいけない。要求だけするのはそろそろナンセンスかなということで、今年は少し形を変えて、職員が目線にたって大学の組合活動をやってみたいと思っています。

また、大きな問題としては組合員数がどんどん減っていることがあります。なおかつ、現在組合員でいる方が年齢の上のほうの人がかなり多く、これから退職する組合員数をどのようにすれば補充できるのかという問題があります。今年度は組合員拡大を重点的に頑張っていきたいと思っています。

あまり気の利いた話がないので、この辺でやめさせていただこうと思いますが、最後に金沢大学へ来ていただきましてありがとうございます。時折、クマの出没情報メールというのが、この大学では全学教職員、学生に出てきます。今年はまだないと思いますが、そろそろ現れる頃だと思しますので、夜遅くなったら、あまり外へ出ない方がいいと思います（笑）。

この3日間、夜間遅くまでここに残らないように、街のほうへ出て、いろいろな観光名所もありますので、そちらのほうも堪能していただければと思います。本日は、ようこそお出でいただきまして、ありがとうございました。3日間、よろしくお願いいたします。（拍手）



〈金沢大学国際貢献事業〉

イタリア フィレンツェ「サンタ・クローチェ教会壁画」の復元

※教研集会会場の向かいにある人間社会第2講義棟1階に展示してある壁画をひと目見ようと多くの参加者が足を運びました

開会集会

一 来賓あいさつ一

日本私立大学教職員組合連合 中央執行委員長

野中 郁江



全 大教第27回教職員研究集会にご参加のみなさま、こんにちは。日本私大教連中央執行委員会を代表して、ご挨拶を申し上げます。

私たちも、8月29日から教研集会を新潟で開催しました。中富委員長と長山書記長にご参加いただきました。改めて御礼申し上げます。

A1分科会で、「私大教連が考え行動していること」について報告をさせて頂きますが、自己紹介を兼ねまして、私大教連の現状と私大教連での取り組みにつきまして五つほど、紹介させていただきます。

一つは、安保関連法案反対の闘いです。全大教、高大連と共同アピールも出させて頂きましたが、総がかり行動、学者の会の集会には毎回、参加をしています。最近、各大学の会が活発になってきていますが、私大教連の旗のまわりに人が少なくなってきているわけではありません。広がっているという実感です。

新潟の教研集会の日が8月30日、東京10万人、全国100万人行動日と重なってしまいましたが、新潟駅前夕方、新潟大学の先生にも参加してもらい、スタンディングというのでしょうか、紙をいっぱい持って立つのと、コールを行いました。新潟でもあまりない盛会と評価されたりして、また初めてそういう行動に参加したという組合員が結構多くて、とてもいいきっかけになったかと思っています。

二つ目は、私大の困難を解決するための政策実現運動です。

私大経常費助成は1割台で、年々減額しています。施設・設備は自己資金です。つまり学生の学費で全部やりくりする、ということになります。私立高校は4割の助成です。学費減免制度についても不十分、劣悪です。私立高校は民主党のもとで導入された就学援助が充実しており、過去最低の中退率になっています。私大も同じ私立なのに、ずいぶん高校と大学は扱いが違うものだなと思います。

私大教連は毎年、家計負担調査というのを行っておりまして、その中の「家計負担調査」では、地方出身の学生は、10万円の生活費をアルバイトで稼がねばならず、勤労学生といえる状態です。国立大学との比較では、学生一人あたりの国庫支出額が13分の1にすぎません。私たちは大学に対する「私立国立同等の原則」を掲げています。学生に対する援助でも、設置形態や地域にかかわらず、大学に進学できる権利の確保を求めています。

三つ目は、地方大学、中小私大を中心に定員割れ、採算の悪化が起きていることです。地方進学率の低下、地方経済の悪化による学費負担能力の低下、過疎化の中で、学生の就学や地方大学の存続が重大な問題になっています。

北海道では、国立、私立を含めた北海道高等教育研究所が設立されました。私たちとしても、地方大学の問題をどのように解決するかということについて、政策課題として取り組んで行きたいと考えています。

四つ目は、私立学校法の改正を求める取り組みです。私立学校は私立学校法に基づいて設立されていますが、その冒頭は、「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。」と始まります。「私学の自由」を隠れものに、教職員のいじめ、組合介入、教授会無視といったことが起きていて、そういう理事会に対する取り組みがとても重要になっています。東京国際大学では、学内での組合との話し合いを拒み、私大教連からの郵便物を受け取らないという非常識な理事会に対して、都労委から救済命令出て、これは新聞にも掲載されました。それから、創造学園大学では、横暴な理事

長を選挙で交代させました。しかし、元の理事長が地位確認のような裁判を起し、その主張が認められたりして、何ともならなくなって乱脈理事会によって解散に追い込まれました。立派だったのは教職員です。その間の二年間近く、賃金が不払い状態の中でアルバイトをしながら、大学が解散するまで学生たちの面倒を見て、きちんと卒業させました。大学は解散ですから労働債権というものはほとんど取れません。このようなことについて、やはり学内の民主主義や教職員組合の取り組みこそが、私立大学の社会的責任や公共性を担保するための条件なのだ、それしかあり得ないのだ、ということを明らかにしたということで、私たちとしては情報開示の強化を含む私立学校法の改正案を社会に提起し、広めていく運動を進めていきたいと考えています。

五つ目は、多くの大学で起きている大学の劣悪化や雇用の確保を求める闘いです。すべてが任期付教員の大学をはじめ、学科学部の閉鎖をともなう乱暴な解雇事件や労働条件の大幅切り下げ事件が増えています。こうした権利と大学を守る闘いには、弁護士や財政分析学者とともに、勝利するべく頑張っています。

この関連で、中教審で議論されている「実践的な職業教育を行う新大学構想」は、スクラップ&ビルドを前提とする劣悪な大学を許容するものとして、断固反対する取り組みを行っています。

全大教と私大教連は、勤務する大学の設置形態は異なりますが、久しく高等教育機関として、学術研究の発展と国民の教育要求にこたえていくことではわかりません。一致できる課題を増やして、安倍政権の横暴、独裁的な政策に、ともに立ち向かっていきましょう。本教研集会所が実りあるものであることを祈念しまして、連帯のご挨拶といたします。

開会集会

ーメッセージー

日本教職員組合 中央執行委員長 加藤 良輔

=====
全大教第27回教職員研究集会のご盛会を心よりお慶び申し上げます。また、みなさまの日ごろからのとりくみに心から敬意を表します。

わたしたちは、多様な子どもたちがともに育ちともに学ぶ共生社会の構築のため、子どもに寄り添った教育活動・教育実践を積み重ねてきました。しかし、貧困による教育格差・就職難・高等教育現場で働く教職員の労働条件など、教育にかかわる課題はいまだ山積しています。あらためて、「子どもの最善の利益」を実現する教育のありようについて、地域・保護者とともに社会的対話を通じて考えていく必要があります。

東日本大震災から4年半が経過しましたが、教育復興は十分にはすすんでおらず、未だ喪失体験に苛まれ続けている子どももおり、教職員もまたストレスを抱えています。子ども・教職員の心のケア、教育復興にむけた支援、安全・安心な生活保障などの課題について、教職員・保護者・学校・地域等が連携したとりくみをさらにすすめていくことが重要です。

現在、政府・文部科学省がおしすすめる「大学改革」は、学問の自由と大学の自治を侵害し、学問思想の自由に依拠する大学のあり方を全面的に変えようとするものであり、断じて容認できるものではありません。大学は多様な研究と教育を保障する真理探究の場として、自主的・主体的にとりくまれることが望まれます。

戦後70年、平和と民主主義、憲法、教育は戦後最大の危機を迎えています。今集会が、「広がる格差・進む貧困化の中での高等教育の展望」を切り拓くさらなる一歩となり、全大教の教研活動がますます発展されることを心からご祈念申し上げ、連帯のメッセージといたします。

開会集会

ーメッセージー

全日本教職員組合 中央執行委員長 蟹澤 昭三

=====
全国大学高専教職員組合第27回教職員研究集会の開催、まことにおめでとうございます。日ごろより、憲法を守りいかし、憲法にもとづく高等教育の基盤整備や大学・高専労働者の処遇改善のために奮闘されておられることに心から敬意を表します。

さて、安倍内閣が「戦争する国」や原発再稼働、社会保障改悪、消費税大増税、労働者保護法制改悪、TPP推進やその人材づくりとしての安倍「教育再生」など、暴走を一段と加速させる一方、平和や人間らしい暮らしをささえる社会と教育の実現をめざす人々の声が高り、そのせめぎ合いが続いています。

アベノミクスの拡大で、非正規労働と長時間労働がさらに増え、格差を拡大し、子どもたちの育つ家庭や地域を多くの困難に陥れています。子どもの貧困率は16.3%、日本の子どもの6人に一人は貧困の中で育っています。家族の生活を支えるために学校に通えずにいる子どもたちがいます。アベノミクスが子どもたちの成長を脅かしています。

地方教育行政法の改悪、「道徳の教科化」、歴史の真実を歪める教科書、一部の学校に多くの予算を集中させ教育の格差を拡大する政策、安倍内閣は、教育を一人ひとりの成長・発達を保障するものから国や財界の求める「人材」を育成するための道具としようとしています。

その行き着く先は「戦争する国」であり、大企業は栄えても人間は置き去りにされる社会です。「お母さん、戦争に反対している政党に投票した？」と問う小学生、集団的自衛権行使容認の閣議決定に「勝手に僕たちの未来を決めるな」と抗議する中学生・高校生、「30年後、『日本は、戦後100年間、戦

争で人を殺しも殺されもしなかった』と言えるようにしたい」と決意を語る青年教職員、自由と権利を守るために意思表示を始めた大学生や高校生、この願いを受け止める社会と教育を実現するのか、そうでないのかが問われています。戦前、戦争に加担してしまったという痛切な反省のもとに、「教え子を再び戦場に送らない」ことを心に刻んで、日本国憲法の理念を実現させるべく、私たちは教育活動をすすめてきました。

私たちの願いは、目の前にいる子どもたちが民主国家の主権者として成長することであり、幸せな人生を送ることです。いま、まさしく私たちの目の前にいる子どもたちが、戦地に赴きかねない状況が作りだされようとしています。教職員としての生き方そのものが問われています。「戦争法制」の成立を許さないために、広く社会的な連帯のうねりをつくるために立ち上がるではありませんか。

情勢の激動のなか開催される全国大学高専教職員組合第27回教職員研究集会の成功で、広がる格差・進む貧困化のなかでの高等教育の展望がさらに切り拓かれることを期待し、みなさま方へのお祝いと激励のメッセージとします。



〈掲示板〉人間社会第1講義棟内の廊下で発見!!
※金沢大教職組と全大教のポスターが掲示されていました!!
(ポスターの在庫がありますので必要な組合は全大教へご連絡下さい)

開会集会

ーメッセージー

全国公立大学教職員組合連合会 中央執行委員長 前田 哲男

=====
全大教第27回教研集会の開催に当たり、執行部をはじめ、全大教組合員の皆さんの日頃の地道な努力の積み重ねに敬意を表します。

運営費交付金の削減とともに、文部科学省による競争的資金が登場し、競争原理や成果主義、さらにトップダウンの運営システムなど、国立大学のみならず、「大学」のおかれている環境は、ますます厳しいものになってきています。制度改革や中期計画・年度計画をめぐる議論は、多くの大学で、理想的なあるべき姿をめぐる議論ではなく、外部資金獲得競争のなかで、財政問題と運営効率性の観点で論じられています。大学の自主性や自律性が尊重されず、国の経済力や企業の収益性に重きが置かれ、国の関与があまりに強いというところに問題があるのは論を待たないでしょう。

そのような中で、教員には任期制が導入され、非正規雇用職員の数が増加しています。「大学」において、こうした不安定雇用が拡大していることは社会問題であり、その問題を解消していくことこそが、学問の府としての責務であると思います。当たり前のように蔓延してしまった任期制や非正規雇用を、本当に必要なものか否か点検しなおすために、組合からの働きかけが求められていると思います。

大学が、予算配分に誘導された「改革」を進めるために右往左往していることに、私たち大学教職員が全力を挙げて立ち向かわなければなりません。

大学は、学問の自由が保障され、自治に基づく民主的運営をされてこそ、教育・研究を通して公共的な役割を遺憾なく発揮できる学術の場です。

大学が本来持つておかなければならない「自由・民主・公共」の条件をより充実・発展させるためにも、今回の教研集会が、実り多い集会となることを祈念いたしまして、公大連からのメッセージとさせていただきます。

開会集会

記念講演

東京大学 大学総合教育研究センター教授

小林 雅之



広がる格差・進む貧困化の中での 高等教育の展望

※図のカラー版は全大教 HP「全大教時報」ページにてご覧頂けます

はじめに

ただ今ご紹介にあずかりました、東京大学の小林と申します。よろしく
お願いいたします。私はこの問題にずっと取り組んでおりましたので、
こういう講演の機会をいただいて、本当にありがたく思っております。全大
教の皆さまに御礼申し上げます。

今、文部科学省の学生への経済的支援に関する有識者会議において、何と
か奨学金をもう少し増やそうということで、昨年8月に一応、報告書がでま
したが、そこから先になかなか動かないという状況になっています。ほとん
ど注目されてはいないと思いますが、教育再生実行会議・第8次提言では、初
めて教育の予算としては珍しく金額を書き込んだものを出しました。しかし、
どうも消費税が10%に上がった後の話、つまり相当の先の話になるというこ
とになってしまうことから、何とかしなければいけないというのが今の状況
です。今日の御挨拶の中で、ずいぶんお金の話が出てきたと思います。しか
し、実は教育の世界では、教育費の話は語られることが少ないのです。どう
も教育というのは、お金とは関係がないという考え方が非常に強くあります。

私はむしろそういった点で、学生への経済的支援を中心に、先ほどお話が出ました私学助成や運営費交付金の話など、議論を深めるべきではと考えています。その深まらない理由の一つは、やはりその経済支援のエビデンスといえますか、経済支援を行ったその効果を示すことが難しい（つまり証拠がない）ということです。特に財務省などでは、「証拠がないのにお金は出せない」ということをかなり言われます。

今日お話しするのはその証拠についてですが、今度は証拠を出すと、財務当局は「そのくらいの証拠では、国民の納得が得られない」という別の理屈を持ち出してまいります。ですから皆さんも国民として、ぜひ声を上げていただきたいというのが、今日、私が皆さんに一番お願いしたいことです。実際にどういうエビデンスがあるかということ、少しずつお話ししていきます。資料はたくさん用意いたしました、1時間ほどしか時間がないので、全部はお話しできません。最後に参考資料も付けました。私以外のいろいろな方もこのことを問題にしていますので、そういうものを見ていただければと思います。少し質疑の時間もありますので、ご質問があれば、そのときにまた詳しくお答えしたいと思います。

(1) 教育における格差

＝教育機会の不均等（結果の不平等）、教育機会均等の定義

今日お話しするのは、今日のテーマである「教育の格差と教育の機会均等」という問題です。まず、それについて実際にどういうエビデンスがあるのか、つまり日本で今、この問題はどうなっているかということです。次に、それに対して、教育費の負担をどうしたらいいのか、正確に言いますと、日本は教育費の私的負担が非常に重たいのですが、公的負担を増やすにはどうしたらいいのか。そのあたりのことを考えていきたいと思います。最後に、最初にお話をしました学資ローンの問題（日本では奨学金と言っており、実質は貸与奨学金であり、ローンです）をどうしたらいいのかということ、お話ししたいと思います。

はじめに、教育における格差というのは、そもそもどう考えていったらいいか、一応おさらいをしておきたいと思います。教育の機会の均等が達成されていないことが格差と考えられるわけですので、まず「教育の機会均等」とは何か、について考えてみましょう。教育の機会均等というのは、実は「公正」に関わる議論ですから、これは価値の議論です。つまり、価値についてはいろいろな考え方があるわけで、そのことが議論に混乱を招いている大きな理由の一つです。

(2) 日本国憲法と教育基本法における教育の機会均等

教育の機会均等は、最も重要な考え方でありながら、なかなか意見の一致が見られないという問題で、これだけで講演しようと思えば講演できてしまうほどです。その中でも、まずは国際連合の世界人権宣言（日本もやっと批准しましたが）での定義を思い出していただきたいと思います。「高等教育は、すべての適当な方法により、とくに、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」という定義です。この理念は、日本国憲法および教育基本法にも定められております。このあたりはご存じのことと思いますので簡単に申し上げますが、教育基本法が改正されたときも、4条（旧3条のこと）はほとんど改定されていません。「能力に応じて、等しく教育を受ける権利」という憲法上の定義と、教育基本法の「等しく、その能力に応じ」と文言の順序が入れ替わっています。教育法学などではこれはどう読むかということをやっているわけですが、今日は同義であるものとして考えていきたいと思います。つまり、例えば男子と女子で進学の機会に差があったら、これは均等ではない。格差があると考えるというように、非常に簡単に考えていきたいと思います。

(3) 社会経済的格差と教育の格差

そういった点をこれから見ていきたいのですが、その前になぜこのことが問題になるかを、もう少し考えていきたいと思います。それは社会経済的な格差。これは非常に格差が拡大しているということで大きな問題になってい

るわけです。教育の機会均等が達成されるということは、社会経済的な格差を解消する、あるいは縮小していく、大きな前提条件になっているということです。つまり教育を受けることによって、それだけ社会経済的な格差も減らすことができると考えられるからです。

逆に言うと、社会経済的な格差があるので、教育を受ける機会が平等になっていない。そこに格差が生まれるという両方の関係が成り立っているわけです。これは時間的に連鎖し合います。親世代の格差が子どもの教育機会の格差につながり、それが子ども世代の社会経済的な格差につながっていく。これは格差の再生産というか、あるいは最近の言葉で言うと貧困の連鎖と言われるものに、教育がつながっていることが考えられるわけです。その大きな媒介要因としては、四つ考えられます。学力、経済力、学習環境、アスピレーションということです。

(4) 高等教育機会の均等と格差

次に高等教育の場合はどうかということで、日本の場合は中等教育の格差も問題ですが、やはり今一番大きな問題は高等教育の機会の格差です。今申し上げましたように、社会経済的機会の平等の必要条件として、教育の機会均等は非常に重要ですが、もう一つは人材の有効な活用といえますか、意欲も能力もある人が教育を受けられないのは、その人にとっても非常に残念なことです。社会全体にとっても、人材を活用できないという意味では大きなロスを生んでいるという考え方もあります。そういう意味で高等教育政策の中でも、これは非常に重要な理念として必ず言われます。しかし、言われるわりには政策には乏しい。戦後の高等教育政策の中で行われてきた格差の是正は、ほとんど地域間の格差の是正です。この実態がどうなっているかということは、後でお話いたします。

それからもう一つは育英奨学政策です。これも先ほど言いましたように、ほとんど貸与奨学金しかないという状況ですから、そういう意味で具体的な政策は非常に乏しいわけです。現実には、そういう中でさまざまな格差があります。これを具体的にこれから見ていきたいと思います。

(5) 高等教育機会と費用負担問題

大学全入時代と言われるますが、二つ問題があると思っています。一つは希望通りにはいかないということ。これは非常に分かりやすい格差ですが、もう一つ大きな問題だと思っているのは、志願しない層がいるということです。全入の定義ですが、大学の志願者と入学者が一致するのが全入という定義です。そうすると、志願者は実際にどのように数えるかという、大学、短大、高専、専門学校等に志願した、実際に入試を受ける、願書を出した人の数です。ですから願書を出せない人がいることが、ここで忘れられてしまっているという大きな問題があるわけです。これは後でまた具体的な数字をお示しいたします。

そういう問題があるということ、一番大きな原因は学力ですが、これについては学力と家庭環境や経済条件との関係は、いろいろな調査がなされていますので、ここではお話ししません。私はむしろ先ほど言いましたように、家庭の経済力のほうを問題にしたいと思っています。その理由は、一つには

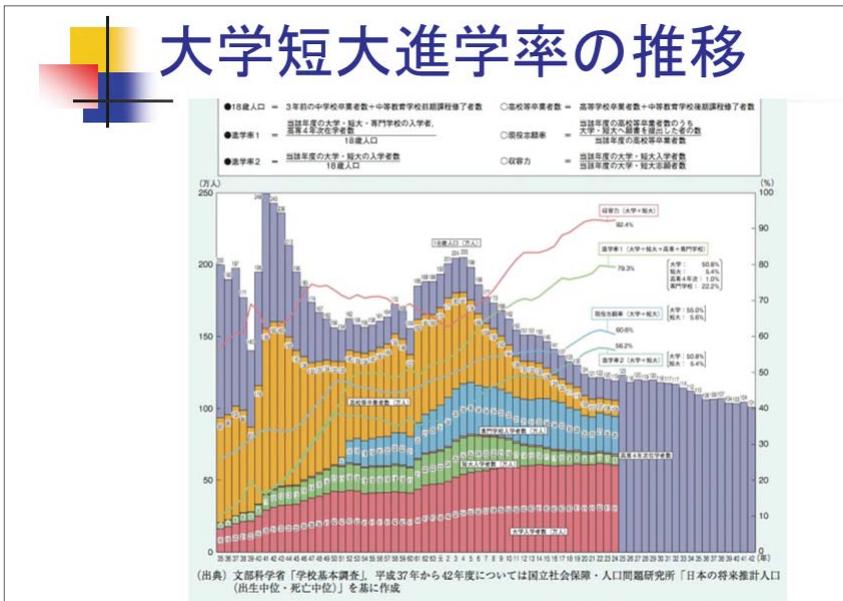


図1 大学短大進学率の推移

学力の差はなかなか縮めるのは容易ではないわけです。それに対して経済力による差は、学生への支援があれば、ある程度は解消できる。そういう意味で、政策としても有効ではないかと考えているからです。

これから教育の格差の実態を見ていきたいと思います。一つは、一番最初によく出されるものでご存じのことと思いますが、18歳人口が減っていて「2020年問題」などよく言われており、これからどんどん減っていくという問題です。それに対して進学率はどんどん上がってきています（図1）。

ただ、これを詳細に見ますといろいろと問題があって、あらためて確認したいのですが、これは女子の短期大学の進学者の数ですが、非常に減っている。その代わりに紫のラインの女子の4年制大学が増えている。これは短大が大学に転換したことも大きいですが、現実の問題として短大が今、非常に厳しい状況にあることも事実です。これが男女別に見た問題ですが（図2）、短大と4年制大学を合せると、女子の進学率のほうが高いです。しかし、2年と4年で差がありますから、これは先ほど申しましたように、何をもって格

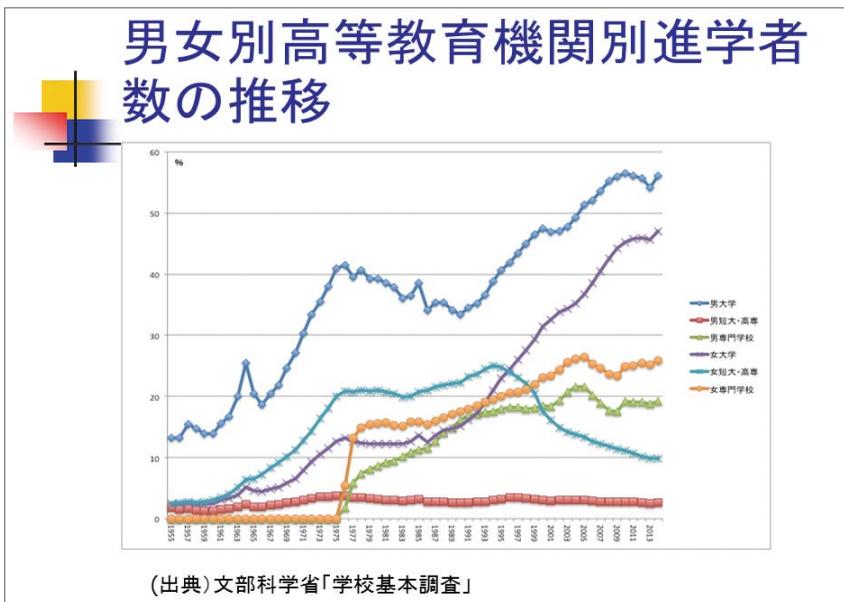


図2 男女別高等教育機関別進学者数の推移

差があると思うか。つまり2年と4年だから、やはり格差がと考えるのか、進学しているという意味では女子のほうが高いと見るのか。見方は難しいわけです。

次が地域別の格差です（図3）。これは非常に特徴的な図で、1975年から非常に抑制がかかっています。ご存じのように、大都市で大学の新增設を認めないことにしましたので、1975年から1990年ぐらいまでは非常に格差が縮小してきました。ところがその後、18歳人口が第二次ベビーブームで拡大するときに、また格差が拡大してきました。現在でも、一番高い東京と一番低い鹿児島、沖縄では30%以上の差があります。これはかなり大きな差だと考えられます。

まだ詳しい政策をどうするかは分かっていませんが、大都市圏の、特に私立大学の定員超過を抑制する方針が今出されていて、かなり大きな影響を与える政策になるかと思います。今のところ、私大助成は100%を越えた分については助成金を出さないということですが、それだけの問題で済むかどうか

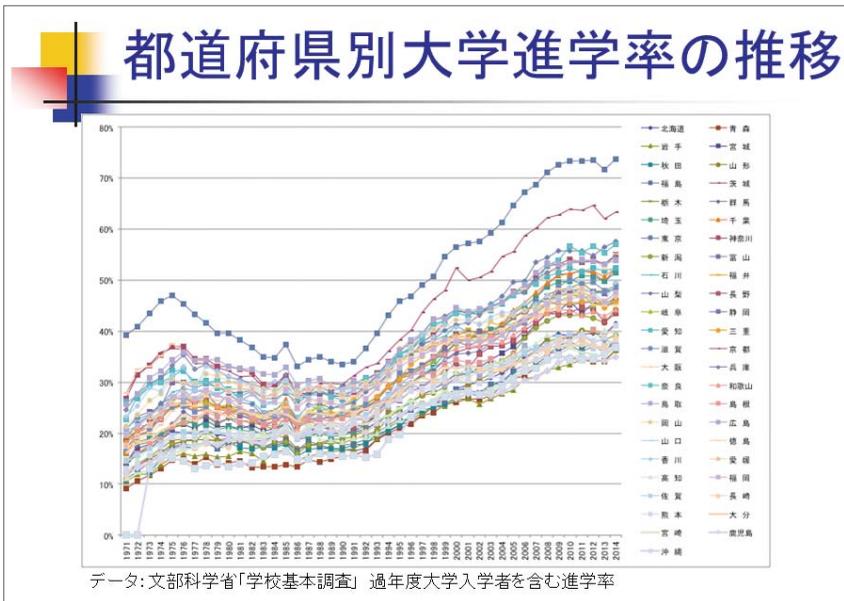


図3 都道府県別大学進学率の推移

かということが、地域間の格差については今後、大きな問題だろうと思っています。

次の図4は、あまり見たことがないと思いますが、国立大学だけを見ても実は非常に大きな差があります。ただ、国立大学はもともと学生数で言うと4分の1しかありませんから、例えば南関東、特に東京などは国立がたくさんありますが、やはり私立大学進学者が多いので、率としては非常に低く出ます。大きな格差があるということです。

次の図5は、私立大学の進学者が外に出なくなっているという図です。出身県の大学に行っている。ただし南関東や京阪神の場合は、例えば千葉県から東京都に行く、あるいは東京から千葉県に行くというのは同じようなものですから、ブロックで見えています。南関東の学生はほとんど9割5分、その中にとどまっています。外に出ない。そのように学生が外に出なくなっている。

次は逆の図ですが(図6)、それぞれの大学から見て、どこから来ているかという図です。先ほどのものは学生から見て、どこに行っているかというこ

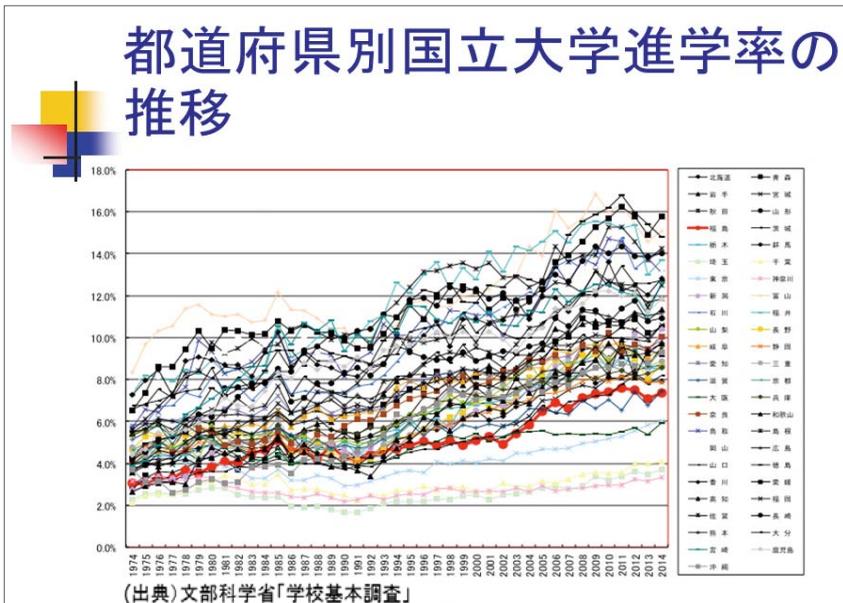
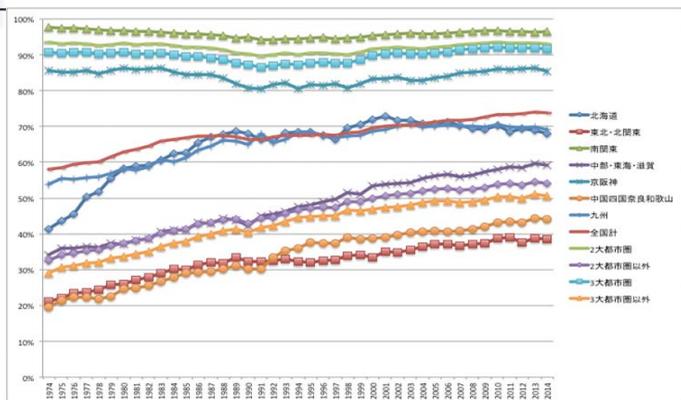


図4 都道府県別国立大学進学率の推移

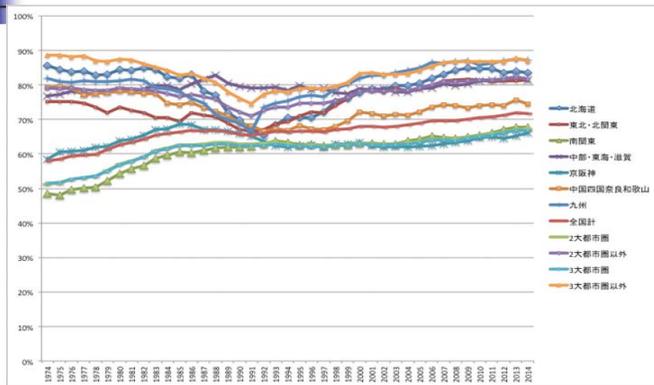
ブロック別私立大学地元残留率の推移



(出典) 文部科学省「学校基本調査」

図5 ブロック別私立大学地元残留率の推移

ブロック別私立大学地元出身者率の推移



(出典) 文部科学省「学校基本調査」

図6 ブロック別私立大学地元出身者率の推移

とですが、これは大学側から見て、その学生がどこから来ているかという図です。これを見ますと、やはり非常に閉じてしまっています。例えば、早稲田大学は全国大学だと言ってきたわけですが、学生がもう全国から集まらなくなってきている。そのため「めざせ！都の西北奨学金」というものを作って、全国から地方出身の学生を集めるということをやっています。そうすると、ますます大きな大学は学生を集められるけれど、小さな大学は集められないようなことになってきているのが、先ほど申し上げました、大都市圏で抑制をしようという政策の一つの根拠になっているわけです。学生が出なくなっている九州や北海道では前から見られた傾向ですが、ここで見てお分りのように、関東や京阪神でもそういうことがどんどん起こっているということです。これが地域別に見た大きな問題です。

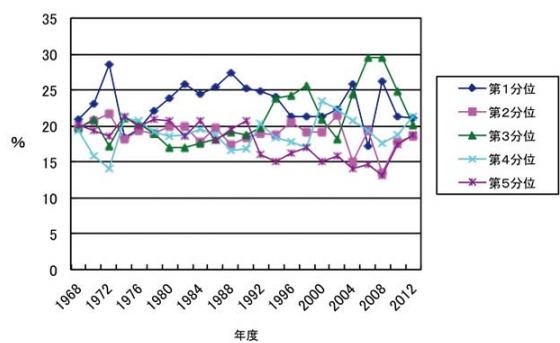
(6) 所得階層間高等教育機会格差

今日のメインテーマである所得階層間でどうなっているかということについては、かなり異なる結果が見られます。文部科学省の（2004年からは日本学生支援機構が行っている）学生生活調査というものがあります（図7、図8）。この結果を後でお見せしますが、これだと格差は縮小しています。ところが、私たちを含む社会学者が行っている調査だと、格差は縮小していないという結論になって、どうも一致しない。これが今日一番重要なエビデンスですので、そのあたりのことを少しずつお示ししたいと思います。

はじめに学生生活調査のほうですが、これを見ますと、所得を5段階に分けて、一番上の青いラインが一番所得の低い人たちです。この人たちがどれぐらい在学しているかということです。五つに分けていますから、20%になればその階層の人たちが来ているということになりますが、これを見てみると、だいたい常に2割を超えています。ですから、国立大学はむしろ所得の低い人たちを集めているという証拠として、ずっと使われてきました。国立大学側も、国立大学は教育の機会の均等に寄与していると、この図を見てずっと言ってきたわけですが、最近は、ほとんど全部が2割ぐらいになっている。つまり、非常に階層に関して均等になっている。



国立大学所得階層別在学率

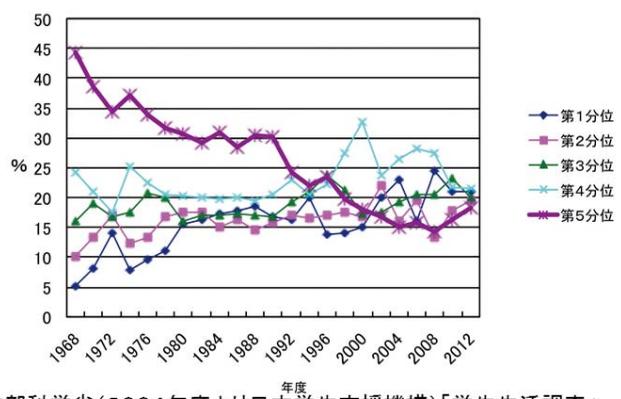


・文部科学省(2004年度より日本学生支援機構)「学生生活調査」

図7 国立大学所得階層別在学率



私立大学所得階層別在学率



・文部科学省(2004年度より日本学生支援機構)「学生生活調査」

図8 私立大学所得階層別在学率

ところが私立大学について見ると、もっと変化はすごく激しくて、1968年にはだいたい40%以上の人が、最も所得の高い層。つまり私立大学というのは、やはり非常に所得の高い人たちが来ていたということになってはいますが、その割合はどんどん減って行って、やはり2012年の調査だと、ほとんど全部2割になっている。つまり、非常に平等化が進行しているという結果になります。この調査は私も2004年ごろから関与して、ずっと改良はしていますが、この調査で見る限り、日本の大学というのは非常に格差がないという結論にならざるを得ない。

しかし、そうはいつでもやはり変だと思えますよね。日本の大学の学費は、私立大学は相当高いわけで、国立大学も相当高いですし、奨学金もあまりない。ということで、それほど「格差がない」と言われても、何かおかしいのではないかと思うわけです。

そういうことがあって、次の調査ですが、私たちが行った調査です(図9)。

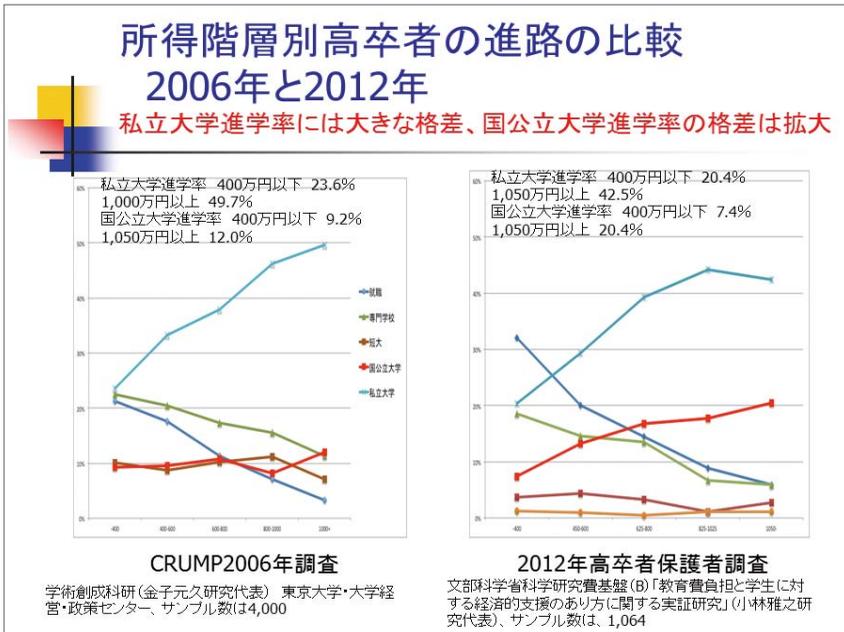


図9 所得階層別高卒者の進路の比較 2006年と2012年

左側のほうが、よく使われる図です。これはあちこちで使われていますが、2006年に東大が行った調査です。青いラインが私立大学です。これを見ますと、私立大学については所得による格差がものすごく大きい。これがおそらく現実だろうと思います。この調査はかなり精密な調査ですので、このことは自信を持って言えると思います。ところが大きな特色として、茶色のラインの短大はわりとフラットです。それからオレンジのラインの国公立大学は、ほとんどフラットです。そうすると学生生活調査で見ると、やはり国立大学は所得に関わりなく開かれているという結論になっていいのか。そういうふうに読めるわけです。

ところが、私たちが2012年度、正確に言うと2013年3月ですが、リーマンショックの後、どうなったかということを見たのが右の図です。これを見ると、これが所得で、私立大学についてはやはり格差が大きいです。一番上の高所得の人たちが、むしろ減っているのは、国公立大学あるいは浪人が増えているということで、一番所得の高い人たちが少し減っていますが、いずれにしてもかなり差がある。

もう一つ大きな問題は、先ほどフラットだと言った国公立大学が、やはり差が出てきてしまっているということです。400万円以下の人が7%程度で、1050万円以上のもっとも所得の高い人たちが21%ですから、実に3倍ぐらい差があります。これだけ見ると、それほど大きな差になっていると思われなけれども、実は3倍近い差がある。これは非常に大きな問題で、国公立大学は今までずっと機会の均等に寄与してきたと言ってきましたが、その根拠がどうも怪しいということです。ただし、1回の調査だけでこれが全てではありませんので、これはもう少し検証していかなければいけないわけですが、おそらく格差が広がっていることは間違いないだろうと考えています。

先ほど、学力のことはあまり問題にしないと申し上げましたが、一つだけ少し学力のことをお話ししておきたいのですが、社会学の大きな発見は、経済力による格差が出てきている。そのことが学力に影響し、学力の差が進学の格差に結び付いているという関係を明らかにしたわけです。私のほうは、

むしろ経済力からダイレクトに格差が生れているということを問題にしているわけですが、そういう意味で、学力がそれではどのようになっているかということをし見たいと思います。

(7) 進路希望や決定進路はどのような要因によって規定されているか

これが先ほどの2006年の調査です(図10)。左の図は赤いラインに注目していただきたいのですが、これは中学校の成績を表したものです。赤いラインは、中学校の成績が上と答えた人たちです。成績の自己申告ですので正確さは若干劣りますが、見ていきますと、これは先ほどと同じように所得です。所得が低い人から高い人まで、差はありますが、成績がいい子はだいたい進学できていました。これは国公立、私立全てを含めた大学の進学率ですが、進学はできていました。

私はこれを「無理する家計」と名付けましたが、所得が400万円以下の人たちが進学するのは並大抵のことではないですが、親が頑張ってしまう。頑

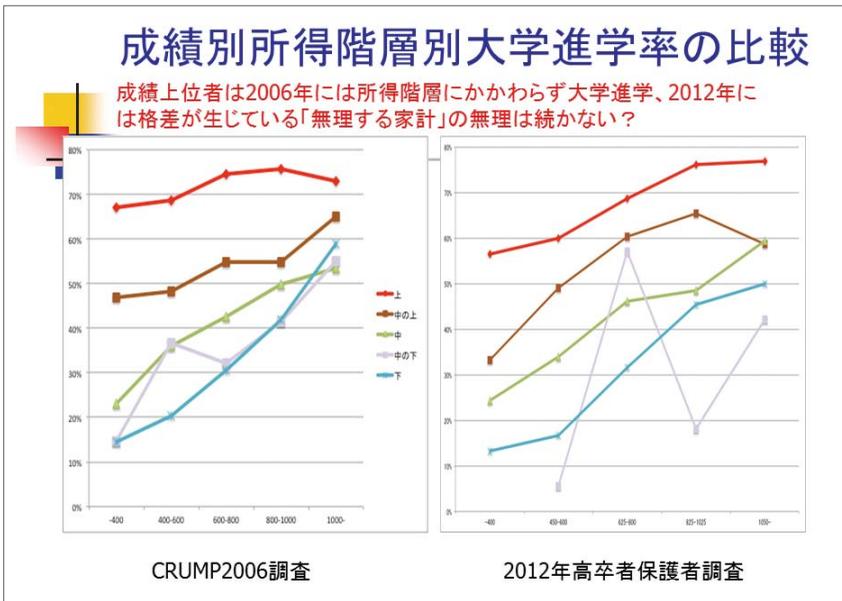


図10 成績別所得階層別大学進学率の比較

張ることによって、子どもの成績がよければ何とか進学してほしい。子どもも進学したいということで、進学できていたわけです。ですから、これは相当無理をしているという意味で「無理する家計」と名付けました。

ところが2012年の調査で見ると、やはり赤いライン。成績のいい子でも、所得が低い子は進学が下がってしまっている。つまり成績がよくても、所得の低い人たちは進学が難しくなっている。これが先ほど言いました、国公立大学の格差という問題とも関連していると思います。そういう意味で、学力が高いからといって進学できるという環境ができなくなっている可能性があるというのは、大きな問題だろうと思っています。

ですから、ある意味で非常に皮肉なことですが、日本の場合は何とか家庭が頑張ってしまうと、子どもを進学させてきました。そういう形で日本の大学進学は支えられてきたけれど、非常に格差が広がる中で今、それが難しくなっているのが大きな問題だろうと思っています。それを、先ほど申し上げた本当は進学したかった人たちがどれくらいいるかということはこの調

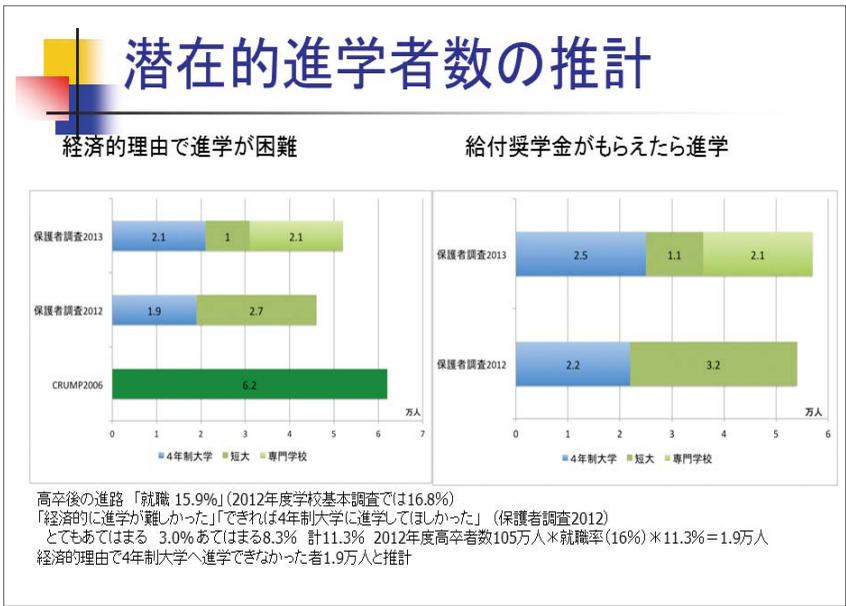


図 11 潜在的進学者数の推計

査で見ましたが、6万人ぐらいいます（図11）。3回調査しており、そこでまず注目されるのは、大学よりも短大や専門学校のほうが、本当は進学したかったという人たち。これは親に聞いていますが、子どもが就職した人の親たちの中で、本当は子どもに進学してほしかった人がどれぐらいいるかということですが、だいたい6万人います。

それから、こちらの図12は、給付の渡しきりの奨学金があれば進学できる層がどれぐらいいるかということ、5万人ぐらいいる。それを両方合わせると、相当厳しく見積もっても2万人程度の人たちは、奨学金がもらえれば進学が可能になった人たちです。2万人は少ないと思う人もいるかもしれませんが、毎年2万人ですから、かなり大きいです。なお、親の進路希望と子の進路希望にはあまり大きな差はありません。この人たちは、経済的な理由だけで進学ができなかった人たちと考えられますから、この層は何とかなければいけないと考えています。

それから先ほど申し上げましたように、もう一つの大きな問題は、学力の

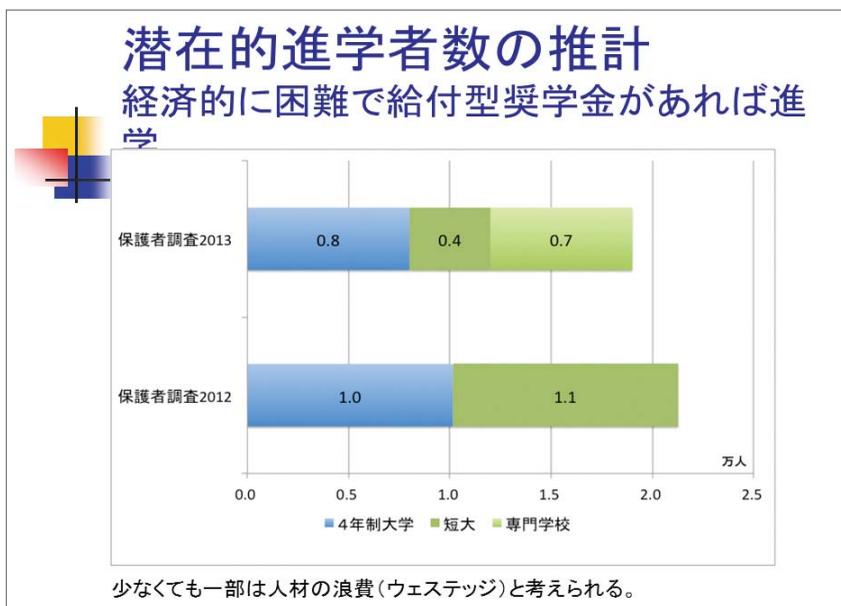


図12 潜在的進学者数の推計 経済的に困難で給付型奨学金があれば進学

問題もありますので、4年制大学よりも短大や専門学校のほうが、進学したい人が多いということです。これは学力と、やはり学費が2年間と4年間では違うという問題と両方あると思いますが、そういうことが少しずつ分かってきました。

次のところでは、進学した人たちはどのようにしてやってきたのか。先ほど、私大教連の調査の話が出ましたが、いろいろな形で調査が行われていますが、当然のことながら家庭からの仕送りは所得が高い人ほど多い（図13）。ところが所得が低くなってくると何をしているかという、預貯金の取り崩しです。子どもが小さいうちに何とか頑張って、お金を少しずつ貯めて、それを崩していく。それからもう一つは奨学金です。実質的にはローンですから、そういった形で何とか所得が低い人たちは、子どもを進学させてきたということです。

次の図14は、これはよく知られていますが、今日の辺りでお金がかかるか



図13 所得階層別学費の負担割合「高校生の保護者調査」2013年度

ということですが、日本はよく知られているように就学前と高等教育で私学が多いですから、そこで非常にお金がかかっている。お金を貯めるのは、小学生から中学生ぐらいの間ということになります。

もう一つの証拠として見せたいのは、実際に貯蓄は子どもが大学生になるとマイナスです(図15)。つまり、それまで一生懸命貯めて、子どもが大学生になるとお金を全部取り崩して、何とか子どもを進学させてきたということです。

ただ、こういう構造がもつかどうかということが非常に問題で、これは授業料と所得の関係を示したものですが(図16)、どんどん上がってきています。授業料は、国立は2004年からあまり変わっていませんが、私立は少しずつ上がっています。所得はむしろ下がり気味なので、結果としてこのようにどんどん上がってきている。それから言い忘れましたが、ここでは男子と女子で差があります。やはり男子のほうが、成績がよければ進学してほしいという

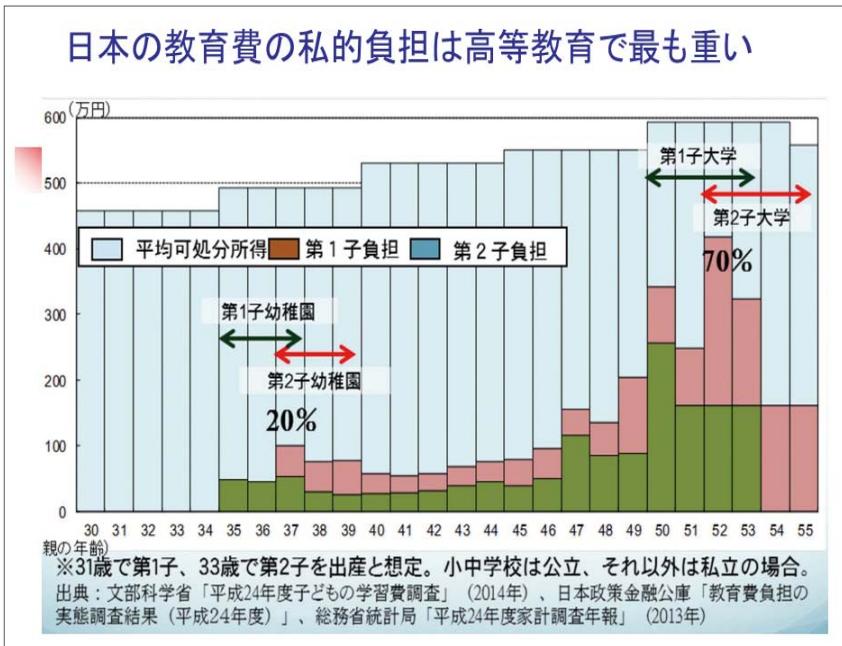


図14 日本の教育費の私的負担は高等教育で最も重い

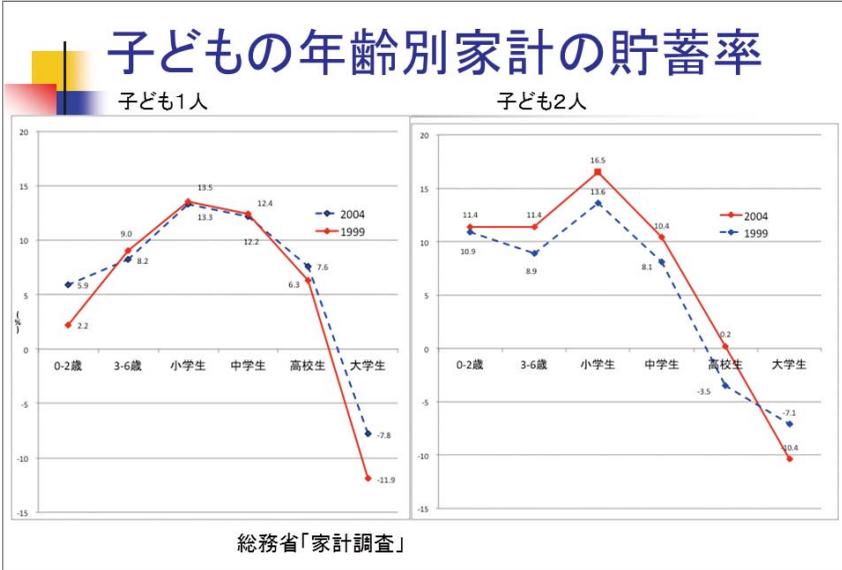


図 15 子どもの年齢別家計の貯蓄率

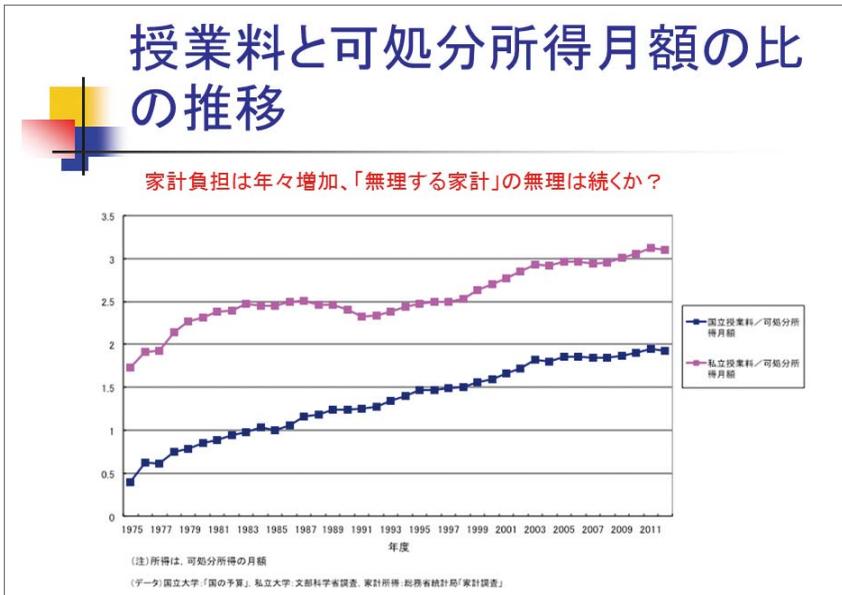


図 16 授業料と可処分所得月額比の推移

親が多い。そうなってくると、それを何とか預貯金を取り崩したり、借金したり、いろいろな形で教育費を捻出してきたわけですが、そういう構造がもうこういう形になってくると、もたなくなってくる可能性があるのではないかという問題です。

(8) 教育機会の均等化政策としての教育費負担の軽減

次に、ではどうしたらいいか。お金をどうするかという問題です。これ以外にも、機会均等の問題だけではなく、実は少子化の問題にも教育費が関わっていることは、少しずついろいろな形で明らかになっています。子どもの教育費がかかるので、子どもが作れないという問題です。もう一つの大きな問題は、日本の場合は非常に大きな教育費がかかりますので、それをどうするかということが実はあまりきちんと議論されていない。今までこういう問題は、お金の問題ということはあまり正面を切って議論されることが少なかったということがあります。ですから、これをどのように考えていくかが大きな問題です。

(9) 教育費問題を考える視座

もう一つ考えておかなければいけないのは、これからの世代は教育費だけではなく、介護、医療、年金など負担がどんどん重くなってきますから、これまでは親が子どもの教育を支えてくれた。しかし、もうそれができなくなると、貸与奨学金、ローンという形で、自分で教育費を支えなければいけなくなる。ということは、ますます負担が重くなるということで、これは将来に渡って非常に大きな問題になると考えられます。ですから、この問題はこういった様々な負担の問題と合せて考えなければいけないということです。

(10) 教育費負担 3つの主義と教育観

今、世界はどうなっているかということをもう少し大きく見たいと思います。実は教育費をどのように負担するかは、3通りの考え方があります。親負担主義は日本や韓国。韓国も相当強い考え方がありますし、中国も伝統的

にはこういう考え方です。あるいは台湾といった国は、親が子どもの教育に責任を持つ。だから教育費も出すという考え方です。

それに対して公的負担は、よくご存じのように北欧諸国に典型的な考え方で、例えばスウェーデンでは私立大学が3校しかないのですが、私立大学も全部授業料は無償です。医療、教育は全て無償というのが福祉国家的な考え方です。それに対して、アメリカ、イギリス、オーストラリアというアングロサクソン系の国々は、個人主義的な考え方で、本人が負担するという考え方です。当然ながら、18歳、19歳の子ども本人は負担できませんので、どうなるかということ、ローンを借りて、卒業してから返す。そういう意味の本人負担ということになります。

(11) 教育の公的負担の根拠

こういった考え方に基づいて、福祉国家主義、家族主義、個人主義という形で教育費の負担はなされていますが、そもそも教育費はなぜ公的に負担されなければいけないのか。一番最初に、世界人権宣言、憲法、あるいは教育基本法の話をしました。なぜお金を公的に出すかということです。これは重要なことで、意外と知られていないので少し詳しくお話していきます。

先ほど言った機会均等の要請が一番大きな問題です。それから人材の要請、経済成長のために重要だということも、少し機会均等と絡めてお話しましたが、これで最近非常に成功している国はフィンランドと言われています。今、非常に学力が高いということで注目されています。これは国が将来を見越して、教育に公的な補助をたくさん出してやったことが成功した例として知られています。

(12) 教育費の受益者負担論

それから、これは経済学的な言い方になりますが、教育の社会・経済効果として「外部効果」という言い方があります。これはどういうことかということ、価格に表せないけれど効果があるという問題です。教育というのは、本人だけの問題ではないわけです。周りの者にも大きな効果がある。そういう

意味でスピルオーバー、漏れ出す効果という言い方をすることもありますが、例えば本人が教育を受けると、周りの人にもいい影響を与える。それから、健康を増進していく、犯罪が減少する、労働移動し的確な職業を選択して、失業が減ったりする。こういった、いろいろなことが言われるわけです。

これはいずれもお金の計算はできません。最近ではアメリカの経済学者はこういうことを計算しようとしています、なかなか正確な計算はできません。例えば、犯罪が減少するとどれぐらい効果があるかというので、刑務所の費用がどれぐらい減るかなど、一生懸命計算している人がいますが、本当の意味の犯罪の減少は、別に刑務所の費用が減るだけではないわけです。ですから、なかなか難しいわけです。ただ、こういったことを言っていけないと、先ほど言いましたように、なぜ教育にお金をかけるのか、その証拠を出せと言われたときになかなか難しい。ということで少し乱暴な議論ですが、こういうものを今、一生懸命出そうということをやっているわけです。

それから、こういった外部効果の大きな問題は、市場に任せるとその恩恵は支払われないわけですから、誰も費用を負担しないという問題があります。ただ乗りの問題が起きてしまうということです。ですから、公的に負担しましょうということになるわけです。言い換えると、教育の公共性という言い方もされますし、宇沢弘文先生の言い方をすると「社会的共通資本としての教育」という言い方もされるわけです。こういったことで、どこの国でも、特に義務教育は無償であるというのが大原則です。外部効果として考えていただければすぐ分かると思いますが、識字の問題で、その国の人が言葉を話せない、読み書き計算ができないということになったら、本人がもちろん社会生活が営めないだけではなくて、周りの人、社会全体も非常に非効率な社会になってしまうということです。ですから、どこの国でも義務教育段階は無償で行われているわけです。ただ、問題は高等教育になってくるとだんだんその効果が減ってくる。つまり、個人に帰する部分のほうがだんだん小さくなっていく。外部効果は少ないと言われているわけです。ですから、このあたりをどのように考えるかということが大きな問題です。

それに対して、私的負担の根拠は何かということですが、今言ったように

本人に帰する部分が多いということがありますが、これはよく「受益者負担主義」と言われます。ただ、今の説明でお分かりだと思いますが、社会も受益者です。ですから、受益者負担主義という言い方はおかしいわけで、やはり、なぜ教育費を私的に負担しなければいけないのかという考え方になるかと思います。高等教育の外部経済が大きくないということと、高等教育の私的便益は社会的便益より大きいというのは、個人は大学や専門学校に行くことによって非常に所得が上がるわけですが、社会全体はそれほどでもないということです。イギリスが授業料を導入しているわけですが、これはその時の大きな根拠になったわけです。

ただ、もし本当に教育が全く公的な効果がなければ、つまり全く私的なものであるとしたら、逆に社会的貢献をしなくていいわけです。つまり、自分のためだけに教育を受けるわけだから、授業料も自分で払う。その代りに社会に対して貢献する必要はないという考え方になってしまいますから、これは非常に問題だろうと思います。

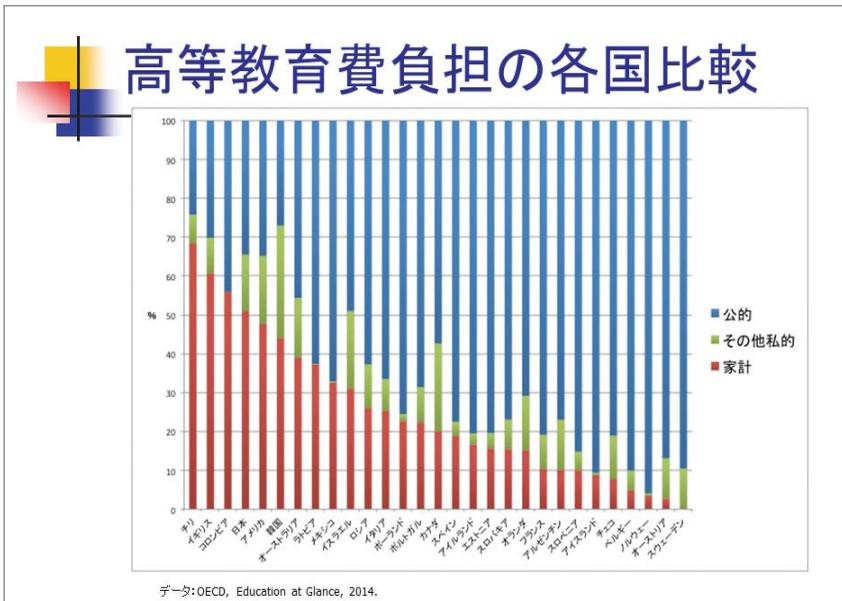


図 17 高等教育費負担の各国比較

次はよく知られていることですが、日本では、教育費の家計負担が重いということですが。日本は OECD 諸国の中では今まで一番高く (図 17)、韓国と抜いたり抜かれたりしていたわけですが、ここへきてイギリスが非常に授業料を上げてきましたので高くなってきています。

次のところが説明が長くなるので省きますが、言いたかったのは、日本は昔からお金を結構、教育にはかけてきた国だったということです (図 18)。

それがいわゆる第二次臨調で、公的なものを抑制するという方針で、授業料だけはどんどん上がってきて、それに対して公的な補助がどんどん減ってくるという形になってきました (図 19)。

次は、しかし、明治時代から日本はこういう考え方で (図 20)、教育にお金をかけるという考え方があったし、後で見ていただきたいのですが、1980年代には日本の経済成長の要因として教育があったということが盛んに言われました。

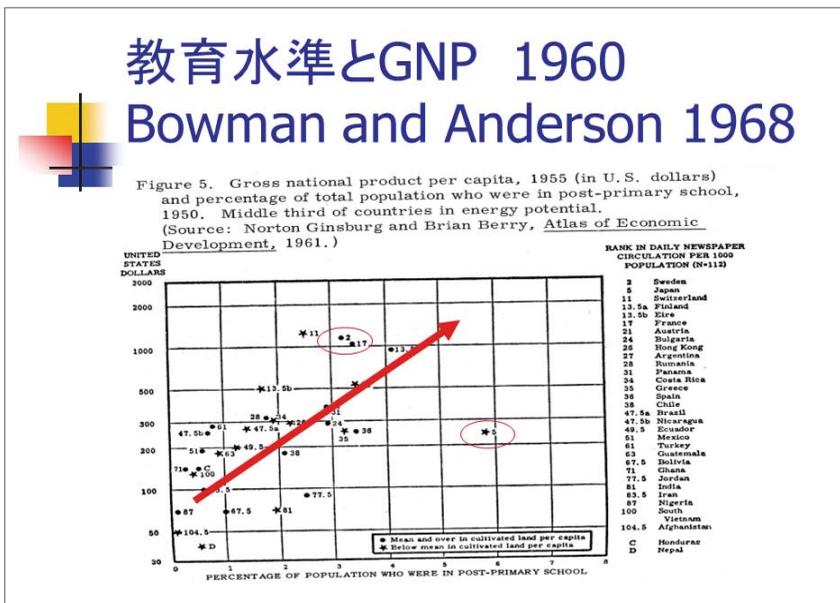


図 18 教育水準とGNP 1960 Bowman and Anderson 1968

高等教育の費用負担の推移

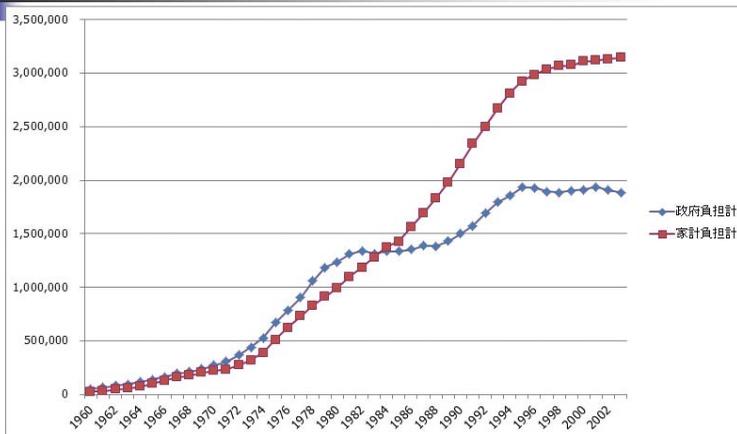


図 19 高等教育の費用負担の推移

學事獎勵ニ關スル被仰出書（學制序文）太政官布告第二百十四號（明治五壬申年八月二日）

- 學問ハ身ヲ立ルノ財本共云ヘキ者ニシテ人タルモノ誰カ學ハスシテ可ナランヤ
- 人タルモノハ學ハスンハ有ヘカラス 之ヲ學フニハ宜シク其旨ヲ誤ルヘカラス 之ニ依テ今般文部省ニ於テ學制ヲ定メ追々教則ヲモ改正シ布告ニ及フヘキニツキ 自今以後一般ノ人民 華士族 卒農工商及婦女子必ス邑ニ不學ノ戸ナク家ニ不學ノ人ナカラシメン事ヲ期ス

図 20 學時獎勵に関する被仰出書（學制序文）太政官布告第 214 号

(13) 高授業料 / 高奨学金政策

次は、今現在どうなっているかということですが、もともと費用の負担という面から見ると、図 21 の左上から始まっています。給付奨学金をたくさん出して、授業料は低い、あるいは無償であるスウェーデンなどは今でも基本的にはそうです。こういった形はもちろん学生や家計にとっては一番ありがたい話です。イギリスも 1980 年代まではそうでしたし、中国もそうでした。中国の場合はほとんど寮ですから、生活費、寮費も取らなかったの、全く大学時代にお金がかかることはなかった。イギリスもそれに近かった。

ところがヨーロッパの国立大学は、授業料は取らないところが多いですが、生活費は面倒を見ない、給付奨学金は少ないという形です。日本の国立大学も、60 歳代以上の方はお分かりだと思いますが、例えば僕が入った時は 1 万 2000 円でした。それが 3 万 6000 円と、3 倍に値上げしていくということでしたが、今から考えると極端に安かった。それから、アメリカの公立大学も安かったのですが、最近どんどん上がってきています。それに対して、アメ

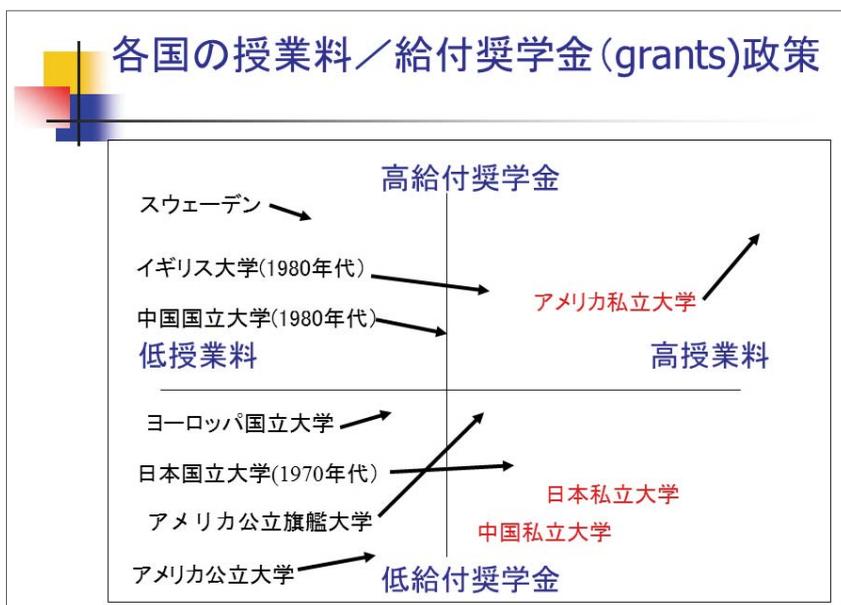


図 21 各国の授業料／給付奨学金 (grants) 政策

リカの、特に2年制のコミュニティカレッジがまだ低い段階にとどまっています。学生、家計にとって一番厳しいのは、給付奨学金は少なくて授業料は高いということで、これは日本の私立大学。中国や韓国の私立大学もそうです。図の右上は、授業料が高くて給付奨学金が多いということで、これはアメリカの私立大学、それから最近はイギリスの大学もこういう形になっています。

これを費用の負担という観点から見ていきたいのですが、なぜ学生にとって一番いいことをするのか、公的にお金を出してやるかということ、結局はエリート養成の時代です。社会全体にとって役に立つ人を作るから、それは公的に負担しましょうということでは始まっているわけです（図22）。それに対して、もう少し広く、いろいろな人を作っていかなければいけない。例えば技術者やビジネスマンを作るという話になってくると、同時に教育の機会も拡大しなければいけない。いろいろな人が大学に行ける機会を拡大するということになると、授業料は抑えて、給付奨学金は少ないという形になります。

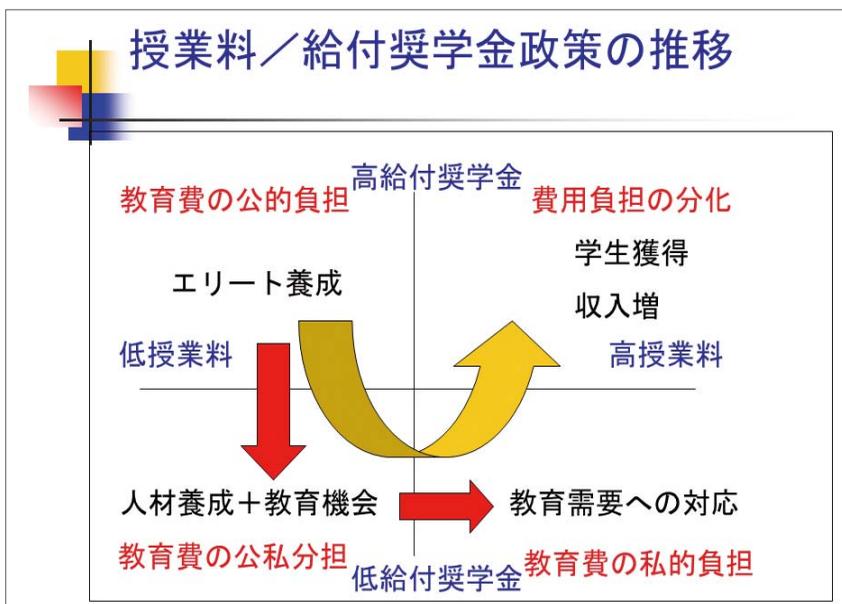


図22 授業料／給付奨学金政策の推移

それに対して、自分でお金を払ってもいいから大学に行きたいという人が増えてくると、授業料は払ってください、給付奨学金も出しません。それでもいいなら大学に行けますよという形になってくるのが、一番私的な負担が重たい構造です。

(14) 教育費負担の軽減

高授業料、高奨学金というのはどういう政策かということ、授業料も高いけれど給付奨学金もたくさん出す。今これが非常にアメリカ、イギリスで流行っています。これは学生を獲得できるし、収入も増加できる。ということかということ、授業料はうんと高くします。今、アメリカの私立大学は4万ドルぐらいです。今は円安ですので、年間500万円ぐらいになっている。しかし、実際にそれだけのお金を払っている学生は実は少ない。なぜかということ、大学が給付奨学金を出すからです。奨学金の額はゼロから授業料額まで、あるいはもっとそれを超えても出している大学もあります。

そうすると、これは何をやっているかということと実際にはディスカウントです。定価は高くしておいて、給付奨学金でディスカウントする。そうすると、定価の授業料を払う学生からはたくさんお金を取るけれど、大学が望む学生、スポーツの場合もあるし、学力優秀、あるいは所得が低い人や人種的なマイノリティなど、いろいろな大学が採りたい学生に対しては、給付奨学金をたくさん出すというやり方です。そうすると先ほど言いましたように、非常にたくさんお金を出してもいいから、その大学に入りたいという学生は出しますし、逆に大学が欲しい学生は大学側が給付奨学金をたくさん出すことで来るということで、両方にとっていい政策だと言われます。

次はそれを説明したもので、給付奨学金をたくさん出して授業料が安いのは、学生や家計にとって一番いいわけです。大学が望む学生がとれる。しかし、これは一番お金がかかる。これに対して逆なのは、大学にとっては一番収入が増えるのは、もちろん授業料を高くとって、給付奨学金を出さなければいい。この二つを合わせたのが、高授業料、高奨学金だと言われていて、理論的にはこれで収入も増やせるし、学生も採れるということで今、盛んに

なっています。

実際にどうなっているかということ、時間がなくなってきましたので簡単にお話ししておきますが、アメリカの場合、授業料がこれだけのすごい勢いでどんどん上がってきている（図 23）。これは定価の授業料です。私立大学がものすごく上がっているの、大したことはないと思うかもしれませんが、赤いラインの公立大学も実はやはり、かなりの勢いで上がってきています。ただ、アメリカの場合、それに対してさまざまな形で学生支援が入っています。ローンも入っていますが、それ以外に一番下のラインの給付奨学金もものすごい勢いで伸びていて、授業料も高いけれど、給付奨学金がたくさん出ているという意味はお分かりだと思います。

次は飛ばしますが、こういったやり方がいいかどうかということについては、非常に大きな論争があります。

まとめですが、アメリカの場合はこれを見ておいていただければと思います。実際、現在ではローンフリーと言いまして、全くローンを使わないで大

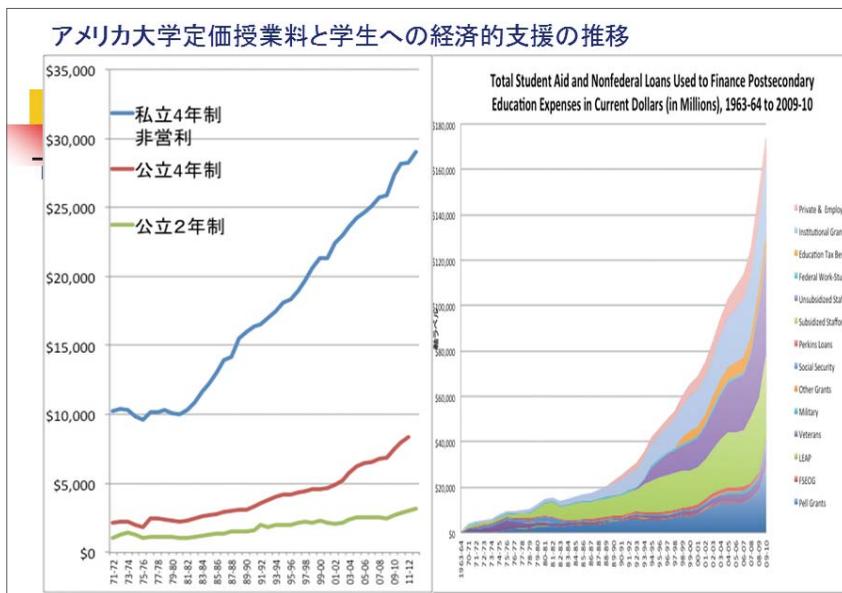


図 23 アメリカ大学定価授業料と学生への経済的支援の推移

学に来られますということのを売りにしている大学もたくさん増えてきています。

日本はどうかということですが、図 24 は日本の国立大学の授業料です。ずっと低かったのですが、1972 年からものすごい勢いで上がってきています。これだけ上がっているものというのは、あまりないわけです。私立大学はどうかというと（図 25）、これは 75 年からしかデータが取れなかったのですが、非常にじわじわと上がってきています。

それに対して奨学金はどうかというと、いわゆる有利子奨学金がものすごい勢いで増えています（図 26）。これが大きな問題で、無利子奨学金（第一種奨学金）というのは、それほど大きくない。最近、少しずつ伸びていますが、あまり大きくない。ですからアメリカやイギリスと違うのは、給付奨学金がなくて、貸与奨学金、ローンだけが伸びているということです。予算規模からいっても、赤い方の有利子奨学金がものすごく増えている（図 27）。

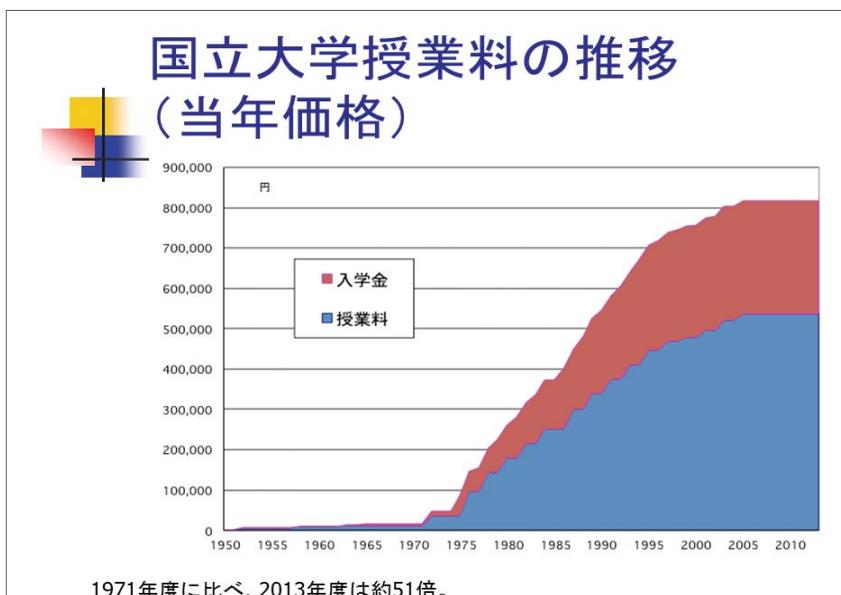


図 24 国立大学授業料の推移 (当年価格)

私立大学授業料の推移 (当年価格)

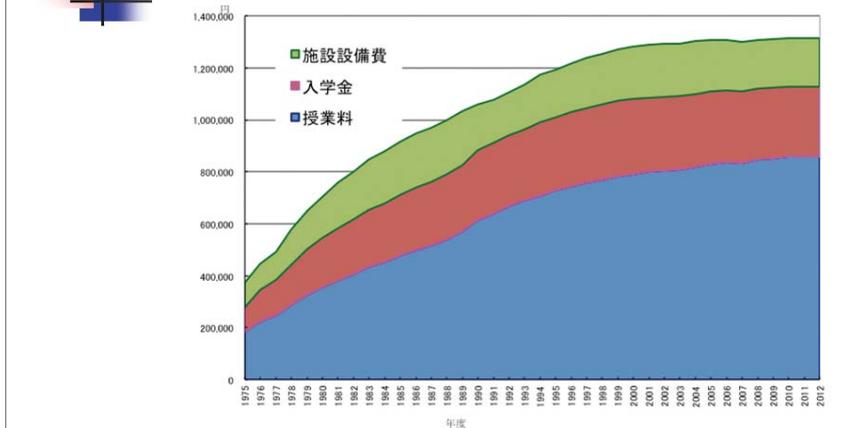


図 25 私立大学授業料の推移 (当年価格)

日本学生支援機構奨学生数の推移

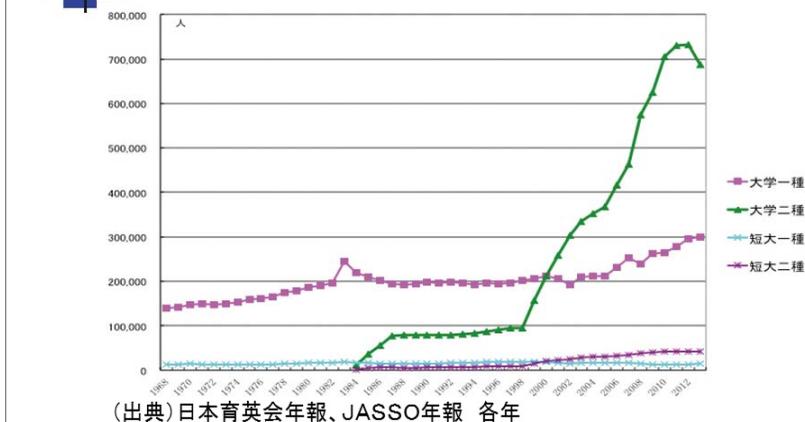


図 26 日本学生支援機構奨学生数の推移

日本学生支援機構奨学金額の推移(予算)

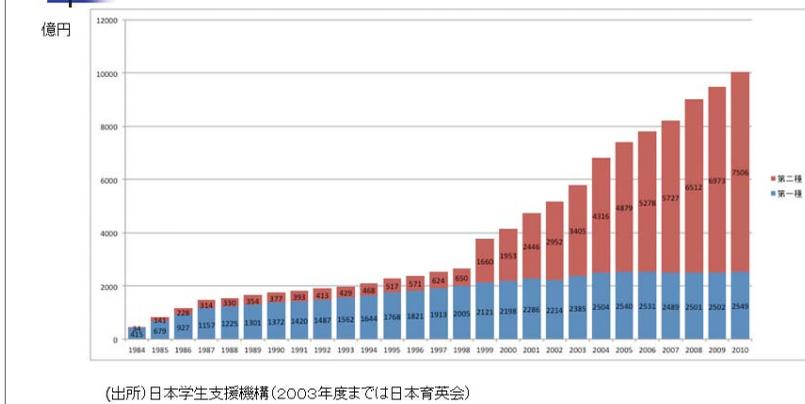


図 27 日本学生支援機構奨学金額の推移 (予算)

(15) 授業料と奨学金のセット改革 —教育機会均等のための施策

次は教育費の負担をどのように軽減するかですが、これはいろいろな方法があります。それをどういう形で見えていくかという分析軸の話ですが、大きいのは今言った給付か貸与か(図 28)。それから、基準として学生のニーズベース、経済的な必要性に応じるのか、メリットベースで業績や能力に応じるのかという問題です。各国ともいろいろな政策が行われていますが、これは見ていただければだいたい分かると思いますので、時間の関係で少し飛ばします。

(16) ローンの拡大だけでは学生支援としては不十分

これはオーストラリアの例ですが(図 29)、オーストラリアでは授業料は完全に後払いです。前払いもできますが、基本的には卒業してから少しずつ返していくというやり方です。しかも面白いのは、専攻によって違いますが、費用ではなく、将来の所得に応じて違います。例えば法律と医学が同じ値段

奨学金の分析軸

- (1) 奨学金の支給主体(政府、地方政府、公共機関、私的団体、大学)
- (2) 奨学金の種類 給付(グラント)と貸与(ローン)
- (3) 奨学金の受給基準 ニードベース(奨学)とメリットベース(育英)
- (4) 奨学金の受給対象と奨学生1人当たり金額 広く薄くか、狭く厚くか
- (5) 奨学金受給決定時期 大学入学前(予約)と大学入学後(在学時)

図 28 奨学金の分析軸

オーストラリアのHECS(Higher Education Contribution Scheme)

- 授業料相当額の卒業後後払い制度、支払額は所得により決定、
- 専攻により異なる価格設定

バンド	専攻分野	学生貢献分(万円)
国家的優先分野	数学、統計学、理学	0 - 32.7
バンド1	人文科学、教養・学芸(Arts)、行動科学、社会学、外国語、映像・芸術学、教育学、看護学	0 - 40.9
バンド2	コンピュータ、人間環境学(built environment)、保健科学、工学、測量学、農学	0 - 58.3
バンド3	法律、歯学、医学、獣医学、会計学、商学、経営管理、経済学	0 - 68.2

図 29 オーストラリアの HECS(Higher Education Contribution Scheme)

ですが、これは将来の所得が高いから。大学の教育にかかるコストは全然違いますが、考え方が全然違うということです。

アメリカはオバマ大統領になって、奨学金にもものすごく力を入れましたので、ものすごい勢いで給付奨学金を増やしました。このあたりは後ろの参考文献で、私たちが出したレポートに詳しくその内容は書いていますが、こういう形で給付奨学金を増やしてきています。もう時間がなくなってしまったので、この辺は後で読んでいただきたいと思います。

(17) 各国の所得連動型返済

問題は、日本のように貸与奨学金だけでいいのかということです。次に、ローンは負担が重たいという問題で、ローン回避という現象が知られています。これはどういうことかということ、やはり所得の低い人にとっては、100万円でも借金するということは大変なことです。所得が1000万円の人が100万円借金のものと意味が全然違うわけですから、所得の低い人ほどローンの負担感は強くて、ローンを回避する。つまり、借りないという現象が起きてしまいます。そうすると、もともと奨学金は学生の経済的な負担を軽減して、進学しやすくするためですが、その効果がないということになるので、大きな問題になります。実際にエビデンスとして見ていただきたいのですが(図30)、これは私たちの先ほどの調査です。赤いところを見ていただきたいのですが、将来返済できるかどうかが不安だというのは、所得が低い人たちだと2割ぐらいです。高い人たちになると極端に少なく、5%程度しかいない。こういう問題があります。

そのためには、何とか日本の奨学金を変えなければいけないということで今やっていますが、一番の問題は2008年ごろから日本学生支援機構奨学金は、返済だけ非常に強化しました。ペナルティなどを非常に上げましたので、これは非常に社会的反発を生みました。ご存じのように一番格差が拡大しているときにそういうことをやったわけですから、とにかく「返せ、返せ」ということをやったので、非常に反発を生みました。回収率はよくなりましたが、それでは問題は本質的には解決しないわけで、一番問題だと思っている

のは、返せないのか返したくないのかが、区別がついていない。つまり返せない人たちから取るのは不可能です。しかし、そこが分かっていないので、とにかく一律に返せ返せということをやったわけです。

(18) 返済免除制度

そのためには所得連動型、所得に応じて返済する仕組みを作らなければいけないということで、今やっているわけです。3年前に新しい所得連動型を入れましたが、これは非常に不完全な仕組みですので、今それを何とか変えたいと考えています。時間がなくなりましたので簡単にしたいのですが、所得に応じた返済をするということで、一定の所得以下では返済が猶予になる。これは現在の制度もそうになっています。300万円です。一定期間あるいは年齢で帳消しというのは、所得が低い人たちは返し続けていっても、全額返済できないわけですから、どこかで返せないという問題が生じます。

イギリスの場合で言うと、30年経ったら、もう返済しなくていいという

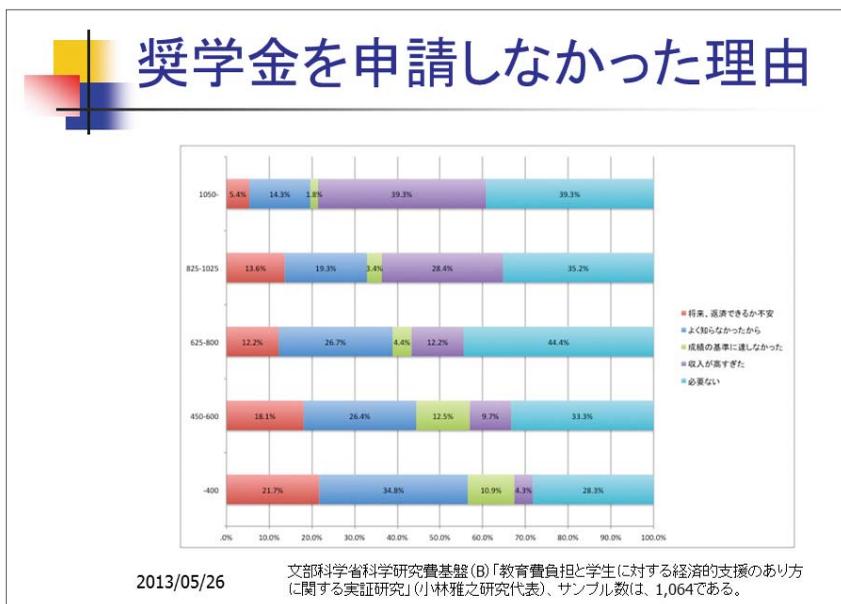


図 30 奨学金を申請しなかった理由

ルールを設けています。アメリカの場合には、一部のローンでは20年。場合によっては、10年でもう返済しなくていいという仕組みを持っています。それに対して日本やオーストラリアは死ぬまでです。場合によっては、死んでも借金として残る場合もあります。こういうことをどう考えるかという問題です。

それから、もう一つ大きいのは専業主婦。これは男でも女でもそうですが、本人は所得がないけれど配偶者が高所得というケースは結構あります。所得連動ですから、本人の所得が低ければ返さなくてもいいということになると、そういう問題は残ります。こういうことをいろいろと考えなければいけない。

各国の様子は後で読んでおいてください。いろいろな、それぞれの国の事情に応じて、今、所得連動型をとっているのはイギリス、アメリカ、オーストラリアといった国を入れています(図31)。韓国も一部入れています。各国、いろいろとこういうのがあるということです。見ておいていただければと思います。

 <h2 style="display: inline;">各国の所得変動型ローン</h2>			
	オーストラリア	イギリス	アメリカ
名称	HECS	授業料ローンと生活費ローン	所得基礎返済ローン(IBR, Pay As You Earn)
返済額	所得から下記の金額を引いた額に所得に応じる返済率をかけた額(前払い10%割引)	所得から下記の金額を引いた額の9%	所得から下記の金額を引いた額に、所得と家族人数に応じて0から10%
返済猶予最高額	51,309ドル	16,365ポンド	家族人数に応じて10,000~50,000ドル
徴収方法	源泉徴収	源泉徴収	小切手等
政府補助	物価上昇率(実質利率ゼロ)	物価上昇率+0~3%	なし
返済免除	本人死亡	30年間または65歳	20年間または公的サービス10年

注:アメリカの連邦政府ローンにはこの他、Income ContingentとIncome Sensitive Repayment Loanがある

図31 各国の所得変動型ローン

先ほどのイギリスは授業料を大幅に値上げして、その分、奨学金もたくさん入れて、所得連動型も採用して、できるだけ在学中の負担を軽減することを考えたわけです。問題は所得に応じて返していくという計算をしたところ、最初は30%程度の人が返さない。現在では、4分の3の人が完全には返さないと言われています。返ってくる額も半分程度というようなことが起きていて、非常に大きな問題になっています。

ここがまた面白いところですが、もともとイギリスは公的負担主義が非常に強い国でしたから、現在の市場主義的な改革の中で、個人負担主義に。現在は特に保守党、自由民主党連合政権がそういう政策をとっているわけですが、前の労働党政権からそれは続いています。そういった新自由主義的な改革をしましたが、やはりもともとは公的負担だという考え方が非常に強い。ですから、半分返ってこなくてもいいじゃないかという議論も相当強い。日本と違うのは、授業料問題や奨学金問題は大きな政治的問題になりますので、党首討論のテーマに何回もなっています。このあたりが日本と全然性格が違うところです。大きな社会問題になっているわけです。それはどうしてかということは、ここに詳しく書いていますので、見ておいていただきたいのですが、今現在、授業料は9000ポンドですから、200万円近いです。次のところで、今言ったことです。だいたい48%が返ってこないのではないかとされています。

次は返済免除制度で、これはご存じだと思いますので省きますが、日本はかつて教員、研究者になる人にはこれがあったわけですが、なくなってしまった。こういう制度がない国は珍しいです。これも大きな問題だろうと思います。

(19) 情報ギャップの問題

最後に情報ギャップということを上げたいのですが、イギリスやアメリカで大きな問題になって、中国でも最近、この問題が取り上げられるようになりました。こういったローンや奨学金が非常に複雑化していますので、知っている者と知らない者の格差が非常に大きいわけです。特に所得の低い

人の方がこういうことを知らない可能性が高いということで、そこを何とか解消していかなければいけない。そのために、これは大学側だけの問題ではなくて、高校あるいは場合によっては中学からそういうことを考えていかなければいけない。そういったことで差ができないようにするのが大きな問題です。

おわりに

最後になりましたが、今日お話ししたかったことはだいたいお分かりになったかと思いますが、私の説明が非常に早口で、時間の関係で飛ばしましたので分かりにくかったかと思います。一番強調したかったことは、格差が拡大しているということで、それに対して先ほど申しましたようにエビデンスを出して何とかしたいということで、いろいろ今やっていますが、なかなかそれだけでは進まない。

文部科学省はどちらかというと、この問題に対しては非常に積極的です。ですから問題はむしろ財務省ですが、先ほどから申し上げているように、なかなか国民が教育にお金を使うことに納得していない。納税者が納得していないという理屈で、今、避けられていますので、そこをどのようにしていくか。大きな声を上げていくことが重要ではないかということで、いくつかの証拠を出して、皆さんに考えていただければと思ったわけです。

時間がなくなりましたので、私の報告は以上にしたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

【参考文献】

- 小林雅之 2014 年「高等教育の「グランドデザイン」 —教育費負担の観点から」『大学マネジメント』10, 4, 24-28 頁。
- 小林雅之 2014 年「奨学金制度の課題と在り方」『個人金融』9, 1, 23 - 30 頁。
- 小林雅之 2014 年「大学授業料と奨学金の現状と課題」『ねぞす』53, 31 - 37 頁。
- 小林雅之 2014 年「進学の格差の拡大と学生支援のあり方」『生活協同組合研究』456, 29-36 頁。
- 小林雅之 2013 年「大学の教育費負担 —誰が教育を支えるのか」広田照幸他編『大学とコスト』岩波書店。
- 小林雅之 2013 年「教育機会の均等」耳塚寛明編『教育格差の社会学』有斐閣 53-77 頁。
- 小林雅之 2013 年「教育費『誰が負担』議論を」日本経済新聞 2013 年 9 月 30 日。
- 小林雅之・劉文君 2013 年『オバマ政権の学生支援改革』東京大学・大学総合教育研究センター。
- 小林雅之 2012 年「家計負担と奨学金・授業料」日本高等教育学会編『高等教育研究』第 15 集, 115-134 頁。
- 小林雅之編 2012 年『教育機会均等への挑戦 —授業料・奨学金の 8 カ国比較』東信堂。
- 小林雅之 2010 年「学費・奨学金政策への提言」『大学マネジメント』18-23 頁。
- 小林雅之 2010 年「学費と奨学金」『IDE —現代の高等教育』520, 18-23 頁。
- 小林雅之 2010 年「今後における学生への経済的支援のあり方 —諸外国と比較して-」『大学と学生』第 88 号。
- 小林雅之 2010 年「教育費負担と進学格差」『教育』774, 105-113 頁。
- 小林雅之 2009 年『大学進学の世界』東京大学出版会。
- 小林雅之 2008 年『進学格差』筑摩書房。

小林雅之 2007 年「高等教育機会の格差と是正政策」『教育社会学研究』80, 47-70 頁。

平成 27-30 年度文部科学省科学研究費基盤(B)「教育費負担と学生に対する経済的支援のあり方に関する実証研究」

平成 23-26 年度文部科学省科学研究費基盤(B)「教育費負担と学生に対する経済的支援のあり方に関する実証研究」

平成 25 年度文部科学省先導的・大学改革推進委託事業「高等教育機関への進学時の家計負担に関する調査研究」

平成 25 年度文部科学省委託事業「専修学校における生徒・学生支援等に対する基礎調査」

平成 20-21 年度文部科学省先導的・大学改革推進委託事業「高等教育段階における学生への経済的支援の在り方に関する調査研究」

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/.../2009/07/.../1281308_8.pdf)

平成 17 - 21 年度学術創成研究費(金子元久研究代表)「高等教育グランドデザイン策定のための基礎的調査分析」(小林・濱中・朴澤)

日本学生支援機構 2010 年「アメリカにおける奨学制度の調査報告書」

(http://www.jasso.go.jp/statistics/scholarship_us/scholarship_us.html)

矢野眞和・濱中淳子「なぜ、大学に進学しないのか」『教育社会学研究』第 79 集、85-104 頁 2006 年。

Masayuki Kobayashi and Liu Wenjun, Access and Cost-Sharing in Japanese Higher Education, Beijing

Forum 2012, updated in 2013, Center for Research and Development of Higher Education, The University of Tokyo.

基調報告

全国大学教職員組合 中央執行副委員長、教文部長

村井 淳志



広がる格差・進む貧困化の中での 高等教育の展望－高等教育の立場 から社会に貢献するために－

はじめに

政府は「大学改革」を国家の成長戦略の柱と位置づけ、経済成長、イノベーション創出の観点を中心に打ちだした大学改革政策を矢継ぎ早に打ち出しています。2016年度から始まる国立大学法人の第3期中期目標期間には、運営費交付金の配分をてこととして国立大学を3つの種別に分断し、また教員養成系・人文社会科学系の学部等の縮小・廃止の方針を打ち出しています。大学とは似て非なる「職業専門大学」なる構想を建て、教養教育抜き、学術研究抜きの「高等教育」機関を創設しようとしています。

一方では、国民の間に社会・経済的格差が広がり、相対的貧困率が上昇するなど貧困化が進んでいます。社会の格差拡大と貧困化が、高等教育を受ける権利を阻害することは、負のスパイラルを作り出し、さらなる格差拡大をもたらします。こうした流れを断ち切り、広くだれもが教養教育・市民教育を受けることができる教育機会を保障することが、公平で公正な社会を切り拓くことにつながります。

1. 学問の自由と平和・民主主義の危機的状況の打開に向けて

1.1. 立憲主義と日本国憲法の理念を社会に活かしていく

改憲を掲げて登場した第2次安倍内閣は、「防衛を取り戻す」をスローガンとする自民党「新『防衛計画の大綱』に関わる提言」(2013年6月4日付)を発表しました。そこでは、日本を「戦争する国家」へと改造することが目的とされ、国家安全保障基本法の制定、防衛産業の育成、武器輸出三原則の見直し、国家安全保障会議(NSC)の設置、日米の軍事情報保全のための特定秘密保護法の制定が謳われ、さらには、集団的自衛権の行使を可能するとされています。これらは着々と実行に移され、そして2014年7月1日、閣議決定により集団的自衛権の行使を認めるという立憲主義国家にあるまじき行為を行いました。

そして現在、第3次安倍内閣のもと集団的自衛権の行使を可能とするいわゆる戦争法案が国会に上程されています。この法案には、大多数の憲法学者が憲法違反であると言い、また元内閣法制局長官等も違憲である旨の発言をしています。そして国民の過半数は、今国会での成立に反対しています。しかし、政府はこれらの声に耳を傾けようともせず法案成立に向けて走り続けています。

現在の国際情勢の中で、日本が果たすべき役割とその方法について、国民的に議論を行うことは必要なことですが、その際に最も考慮すべきことは、第二次世界大戦後の国際秩序の中で日本が果たしてきた役割についての自己認識と他国からの評価です。

戦後、日本国民は日本国憲法を制定して平和主義を宣言し、そのもとで国際社会に復帰し参加してきました。憲法第9条は、その解釈について見解の相違はあったものの、政府は、軍事力の保有と行使は専守防衛のための必要最小限度かつ個別的自衛権の範囲でしか認められないという立場を取ってきました。

憲法第9条は、憲法前文とあいまって、第二次世界大戦における日本の責任の自覚に基づき、平和主義を掲げて再び国際社会の一員として歩み出すに

あたっての誓いでした。この憲法第9条が、日本の軍備増強や海外派兵に関する抑えとして働き、自衛隊は、海外において武器を使用せず、戦闘行為を行うことはありませんでした。

今回の「安全保障関連法案」は、このような平和主義と武力不使用についての戦後日本の国民的合意と、それによって培われた国際的信用を毀損する動きです。こうした法整備が進み、時の内閣、それもその一部である国家安全保障会議の決定に基づいて「後方支援活動」などの外国軍隊との共同作戦が実施できるようになれば、戦闘行為に巻き込まれるおそれどころか、相手方の「防衛」のための戦闘行為を生じせしめ、戦火を招く主役になるおそれさえ十分にあります。

いまこそ、今後の日本が国際社会の中で目指すもの、占めるべき位置、果たすべき役割について、国民全体の十分な議論が必要です。

日本は、国際紛争の解決手段としての軍事力行使を認めず、非軍事の国際支援によって、戦争・紛争の未然防止、解決を目指す国であることを、改めて高らかに謳うべきです。そうすることによって、国際的な信用は一段と高まり、独自の、名誉ある地位が得られ、そのことは国際社会の平和の好循環に資するであろうし、日本の国民の安全にも大きく寄与するでしょう。

1.2. 「戦争をする国」への流れの中で学問が脅かされる

「戦争をする国」を目指すなかで危惧されるのは、一部の人々に、理性と寛容を失った動きが目立ってきていることです。また政府関係者によって、表現の自由への攻撃が公然と語られ、さらには教育分野への干渉もこれまで以上に激しくなることが予想されます。学問の自由に基づく教育研究も重大な危機に直面するのは必至です。

軍事研究の制限や平和教育の推進などを内容とする大学憲章などが国会等で攻撃されたり、日の丸掲揚・君が代斉唱の実施が実質的に押しつけられられています。これらは、「自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。」としている教育基本法第7条2項に反する不当な介入です。

さらにこれら介入の動きと連動させながら、政府は、イノベーション改革を掲げ、大学予算一般を減少させつつ財政誘導を行い、高額な軍事研究予算を提示したり、人文社会科学系学部、大学院は、「組織の廃止や社会的要請の高い分野に転換する」ことを要請したりしています。

これらの動きも、安倍内閣の「戦争をする国」づくりの中で理解されるべきでしょう。

しかしながら、学問は人類が長きにわたって継承・発展させてきた人類共通の財産です。全大教は、憲法労組連の一員として平和憲法を擁護する立場を堅持してきました。私たちは、学問の自由を擁護するとともに、これを世界の平和と人々の共存、持続可能で豊かな社会のために用いるべきだと考えます。

いま、安全保障関連法案に反対する国民世論をリードしているのは、若者でありまた大学人です。憲法学者たちは、法案の違憲性を明らかにし、また専門家たる憲法学者を招致した国会の参考人質疑を軽視する発言がなされることに危惧を唱えています。全国の大学の「学者の会」等が発表している大学発の反対声明は、100大学を数えています（8月24日現在、「学者の会」集計）。若者たちと学者が共同行動を展開しています。学術の成果と存在意義を軽視し、がむしゃらに法案成立に突き進む現政権の姿勢への大きな反対の表れであり、この運動を結実させるか否かが、今後の社会の進路を決めていく大きな岐路と言える闘いです。

2. 大学・高等教育が社会に貢献できる環境・条件整備の実現に向けて

2.1. 教育を受ける権利が国際的な経済産業構造への対応の犠牲とされようとしている

産業競争力会議を筆頭とする政府の政策提言機関は、日本経済の近未来に強い危機感を持っており、その破局を回避するために、国立大学を産業競争

力の強化に奉仕・従属させようと躍起になっています。実際、日本経済には、①急激な少子高齢化・人口減少による国内市場の縮小（2007年に減少に転じ、人口問題研究所の中位予測でも今世紀末人口は半分に）、②情報技術の爆発的普及による世界のフラット化（インターネットによって低賃金で英語に堪能な途上国労働に代替可能性が広がり、日本の労働生産性の優位喪失）、③先進国中最悪の国家財政（GDPの2倍強に上る1000兆円の国債発行残高＝累積赤字）による財政出動余力の枯渇、という構造的な危機が進行しています。しかもバブル崩壊の收拾失敗に端を発する四半世紀に及ぶデフレによって、国民一人あたりのGDPはシンガポールに抜き去られ、香港・韓国に肩を並べられるほど追いつけられ、GDP総額は中国にあっという間に陵駕されました。

こうした事態の認識を前提に、それに対する彼らの処方箋は次のようなことが考えられます。①国立大学にイノベーションのシーズを見つけてもらい、産学協同を通じて、世界シェアを制するような新しい産業分野を育てたい、②優秀な留学生や在日外国人を引き寄せ、日本企業の戦力及び顧客になってもらいたい、③しかし財政支出の余地はないので、大学・学部のスクラップアンドビルド＝選択と集中が不可欠だ。

私たちも、こうした経済界の、国立大学に対する期待を全否定するものではありません。しかしそれが日本の若者の、教育を受ける権利を犠牲にした上に遂行されるとするなら、絶対に容認できません。日本社会は「新自由主義改革」を通じて、きわめて厳格な格差社会に変貌しています。地方都市から大学や文系学部を消滅させ、地方の高校生が地元で高等教育を受ける機会を奪うことは、そうした格差の世代間移動を不可能にしてしまいます。まさに日本社会が、生まれ落ちた階層から一生抜け出せない、希望のもない階級社会になってしまうのか、今まさに瀬戸際なのです。

2.2. 大学が社会に貢献するためには学問の自由、大学自治が前提

ところで、何のためのイノベーション改革かという点、それによって産業、軍事技術の効率化を図りたいということかと思われれます。しかし、人文社会

科学を私学に担当させて、国立は理系のイノベーション改革だというのは貧困な発想です。文系の学問なくして、将来の社会を見据えた技術革新は行えないし、社会と結びついて初めて技術は意味を持つからです。「人々の心を高鳴らせる製品を作るには、技術だけではだめなんだ。必要なのは人文知と融合された技術なんだよ」と語ったのは、亡きスティーブ・ジョブスです。

大学はまた、職業人を育てるだけでなく、市民を育て人間を育てます。市民を育てるのに社会科学が必要なのはいうまでもないでしょう。市民とは、日本の政治、社会を支える能動的な個人のことです。イノベーションに携わる理系人間は市民である必要はないと言っているようなものです。

では、人間を育てるには何が必要でしょうか。アジアの大学改革を検討したアメリカの学者ヌスバウムは、人文社会科学系の学問を軽視する国があることを憂慮し、その問題点を次のように述べています。「自分とは異なる人びとの立場を深く理解する力、その人の物語の賢明な読者になりきって、その立場に置かれた人びとの感情、願望、熱望を理解する能力」が培われないと。それこそ人間が動物と区別される所以ではないでしょうか。

もちろん我々の教育が、本当にそのことを自覚し、有効であったかは常に自問すべきですが、それは大学が自ら検証すべき問題です。学問は人類が長きにわたって継承・発展させてきた人類共通の財産です。これは、世界の平和と人々の共存、持続可能で豊かな社会のために用いられるべきだと考えます。私たちは、そのために、学問の自由を擁護します。

憲法 23 条の保障する学問の自由とは、「一定の団体に対して、人々が何を書き、述べ、あるいは教えようと、彼らに支援や援助を与えるように要求して」(R・ドゥオーキン) いる権利であり、表現の自由を超えた特権です。それを、大学の研究者は享受しています。大学の成員は、学問の自由を保障され、相互に、研究者倫理に基づくルールにのっとってその学説の内容を自由に討論しあう権利を持ちます。そのことにより真理に一步でも近づくことができるということが期待されているからです。

これを保障するのが大学の自治です。学問は社会の要請に応えるべきであるというテーゼには、とはいえ、学問には大学の自治が不可欠だと応えざる

をえません。これがなければ、学問は社会の直接の要請に曝され、自由な研究や議論は圧殺され、人類の将来を託するという意味での学問は衰退していきます。

学問の自由、その砦としての大学の自治は、ヨーロッパ社会においては、国家からの教会の独立のなかで育まれました。その後、大学は教会から独立します。この大学の世俗化の中でも学問の自由が受け入れられたのは、ダーウィンの進化論や、それを核とする科学的世界観が認められ、受け入れられてきたからです。「学問の自由」が尊重されるのは、学者がプロフェッションとして自律して真摯に知的活動を行い、それが人類の将来を託しうる知恵を生み出してくれるであろうという期待に基づいています。

大学人はそのことを自覚するとともに、大学を管理する者、すなわち政府や大学執行部は、人類の将来を保障する学問へ敬意をもち、大学内部に対する管理的関与においては、憲法や法令あるいは学内規則に基づき、適正な手続きにしたがって行動を起こさなければなりません。そうでなければ大学の自治を保障した意味はなくなります。財政誘導に屈して政府の言うままでは、大学の自治を置いた意味はなくなってしまいます。

そしてこの大学の自治のもとで、初めて大学は、「熟考と実験と創造に最も資する雰囲気を提供する」(スウィージー事件におけるフランクフェーター裁判官補足意見) ことができるのです。

この自由な大学で保障される、真摯で多様な価値観のなかで将来の指導者や市民や個人が育っていくことが期待されています。政府は、学生がこうした環境のもとで学習・研究する権利を、国立、私立を問わず、支援していくべきです。それが明日の日本の、そして世界の礎となるからです。

2.3. すべての人が等しく高等教育を受ける条件が掘り崩され格差社会に

すべての人が高等教育を受ける権利はまさに危機的な状況にあります。

初年度約 80 万円、年間 50 数万円という現在の国立大学授業料標準額の設定は、私立大学と比較すれば相対的には低廉ですが、高等教育への公的支出

の割合は 34.5%（OECD 平均 69.2%、EU 平均 78.6%）にとどまっております、家計負担は国際に見て異常に高いものです（図 1 教育機関への支出（上段：初等・中等教育及び高等教育以外の中等後教育、下段：高等教育）、Education

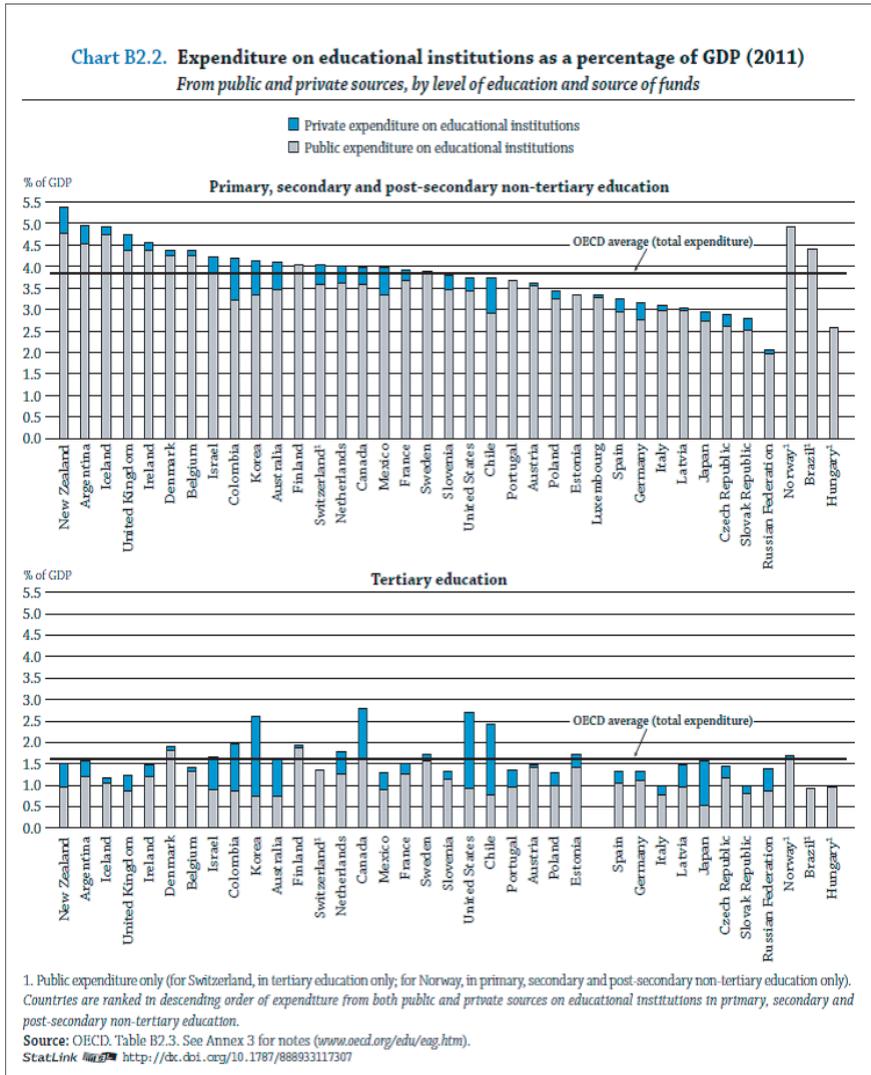


図 1 教育機関への支出

at a Glance 2014 OECD Indicators より)。国民の実質賃金が低下しているにもかかわらず国立大学入学生の平均家計水準はじわじわと上昇しており、このことは、経済的困難層の進学希望が叶えられない状況に立ち至っていることをしめしています。こうした現状の中で、文部科学省が打ち出した「教員養成系・人文社会科学系学部の廃止・縮小」方針に沿った形で国立大学の学部が消滅していけば、地方で教員養成や人文社会学を学びたい国民の学ぶ権利は、決定的ダメージをうけます。家庭の経済格差が高等教育の進学にリンクすることは、経済格差の固定・拡大につながります。

総務省による都道府県別進学率によれば、高校卒業生の大学等（大学の学部・通信教育部・別科、単組代表者会議の本科・通信教育部・別科及び高等学校・特別支援学校高等部の専攻科）への進学率（2013年3月卒業生の5月現在）は、平均53.2%であり、最高は東京都の65.2%であるのに対して最低は沖縄の38.2%、ついで北海道の39.9%、岩手県の40.4%と、最高と最低では率で26ポイント以上のひらきがあります。県民の一人あたりの所得と進学率は相関が認められます（図2）。

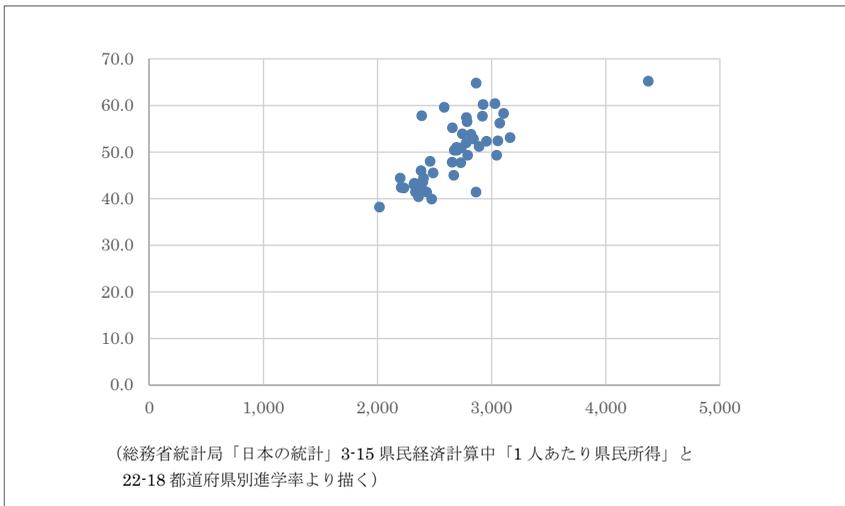


図2 1人あたり県民所得と都道府県別進学率が相関していることを表している

アメリカでは、高等教育を受ける希望をもつものの奨学金返済に困難をきたす層に対する奨学金返済免除制度などによる「経済的徴兵制」が実質的に広がっており、日本でも学費支弁の困難と関連付けて防衛医科大学への入学を勧め、あるいは政府有識者会議で奨学金返済滞納者に自衛隊への「インターン」入隊を勧める発言がなされるにいたっています。

近代の民主社会は、社会は学術の発展と成果を重んじ、学术界は成果を社会に還元するという循環により、成り立ち発展を続けてきました。ところが今、日本の状況は、新自由主義的な受益者負担論のもとに、高等教育を受ける機会の均等が保障されない状況が広がりつつあり、このことは、民主的な社会の危機でもあります。

2.4. 質の高い高等教育によって教養と職業的能力を

高等教育を含むあらゆる学校教育は職業準備教育という側面をもち、大学は幅広い教養と深い専門的知識・能力に支えられた自立した職業人の育成を課題としてきました。

ところが、文部科学省は「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」を経て、現在、中央教育審議会に特別部会を設置し、職業教育にきわめて特化した高等教育機関の創設に向けた論議を進めています。これらの審議経過を見ると、検討されている高等教育機関では人文社会科学が切り捨てられ、教育内容が著しく職業技術訓練に特化されるものとなります。これでは、若者が高等教育を通じて深く幅広い教養と専門的知識・能力を身につけ、その成果を自らの職業生活に活かす道が閉ざされかねません。

この制度改革の背景には、大学における高度な学問研究に支えられた高等教育はいわゆるエリート職業人にもみ必要で、多くのノンエリートには安上がりな職業技術訓練で足りるという認識が存在しますが、この認識は、①職業生活に必要な知識・能力を不当に小さく見積もるとともに、②大学教育が職業人養成のために果たしてきた役割を不当に低く評価し、さらに、③大学教育は職業教育にだけでなく、社会と文化の持続的発展を担う自立した市

民の育成をも担っていることを見落としたものです。

「職業教育」に特化した高等教育機関を新たに創設するという政府の方針は、若者に対する職業準備教育を劣化させるとともに、大学における教育研究の衰退を招くものです。

今後の人材育成は、より広い層に対して、より幅広い教養と深い専門的知識・能力を身につけることが出来る、より充実した高等教育においてなされるべきであり、そうした教育が提供できる条件を整備することこそが必要です。

3. 教職員ひとりひとりの労働条件・教育研究条件の保障・充実は、大学・高等教育が社会に貢献するための不可欠の基盤

3.1. 労働条件・教育研究条件の保障が大学・高等教育にとって持つ公共の意味と、それを取り巻く困難な情勢

これまでに述べてきたような社会的使命を大学・高等教育が果たすためには、自由な創意に基づく教育・研究活動が精神的にも物質的にも保障されていることが必要不可欠です。また、大学・高等教育機関の活動は、多様な分野の教員、また事務職員、技術職員、図書館職員、医療職員など多様な職種で成り立っており、そうした多様な教職員相互間の信頼に基づく協力関係がなければ、一日たりともその役割を円滑に果たすことはできません。こうした意味で、大学・高等教育機関が教職員ひとりひとりの労働条件、教育研究条件を保障し充実させることは、大学・高等教育が社会に貢献するための条件整備として高い公共の意味を持っています。

ところが、国立大学法人化以降の国の高等教育・学術政策、特に最近の「国立大学改革プラン」「大学ガバナンス改革」などの新自由主義的な大学改革政策による影響が、教職員ひとりひとりの労働条件・教育研究条件、また職場の信頼、協力関係を蝕みつつあります。

国立大学法人法成立の際の国会附帯決議の趣旨に反して連年にわたって推

し進められてきた運営費交付金の削減は、人員不補充などを通じた各法人の
人件費削減、また基盤的な教育研究費の削減となって教職員に転嫁されてい
ます。競争的資金や補助金の直接・間接経費による雇用が増え、人員削減の
穴埋めを任期付き雇用、非正規雇用で行うことが常態化しています。第3期
中期目標期間の運営費交付金の決定の仕組みが、期間中の毎年の進捗状況評
価に連動した不安定性を増したものになれば、こうした状況のさらなる悪化
が危惧されます。

また、地方勤務や中高年層の公務員を主な標的とした国の公務員賃金抑制
政策（2006～10年の「給与構造改革」、2013～14年の退職金切り下げ、
2015年からの「給与制度の総合見直し」など）は、労使自治による各法人の
自主的な賃金決定を原則とする独立行政法人通則法の趣旨に反した国の「要
請」と、各法人の自主性に欠けた対応によって、特に地方で国立大学の教職
員の賃金水準をきわめて低いものに抑え込んでいます。このことは、地方大
学からの人材流出を深刻化させる作用をもたらしています。

さらに2012～14年には、震災復興予算を理由に人事院勧告にもとづかな
い「給与臨時減額」が国の「要請」と運営費交付金の遡及減額措置をバック
に強行され、賃金水準の最低限の安定性すら国の措置によって奪われる事態
が生じました。

2015年度から運営費交付金のうち効率化係数対象分の5%を「学長裁量経
費」として区分するなど、トップダウンの「大学ガバナンス」を実現させよ
うと、国主導で学内予算配分にまで介入する動きがあります。すでに削減さ
れてきた基盤的教育研究経費がこれまで以上に削減または不安定化すれば、
研究活動はおろか、学生への教育まで危機に瀕します。

3.2. すべての教職員の雇用・待遇の安定と身分保障で、信頼と協力の職場を

文部科学省科学技術・学術政策研究所の調査結果によればRU11（旧7帝
大+筑波大、東工大、早大、慶大）で2013年度に任期付き教員が全体の4
割以上となり、2007年度の3割弱から短期間で大幅に増大しています。常勤

教員に対しても「国立大学改革プラン」で1万人規模の年俸制導入が「公約」され、各国立大学に導入人数の「ノルマ」が割り当てられ、業績評価によって変動する不安定な賃金体系の導入が求められています。大学・高等教育機関に求められる教育研究の継続性を保つためには、任期付き雇用への依存は今や許される限度を超えているといえます。教員の個々の活動を相対評価して処遇に連動させることも、大学での継続的な教育活動に不可欠な教員間の信頼関係を損なうおそれがあります。

中教審大学分科会では、「大学運営の一層の充実」として、従来の教員、事務・技術職員以外の「専門的職員」の導入が議論されています。特に法人化以降、URAをはじめとして研究活動や学生教育の支援などにあたるさまざまな分野の専門的職種の教職員が雇用されていますが、その多くが任期付き・非正規雇用です。不安定な雇用形態で新たな職種の職員を採用する各大学の現状が変わらないままでは、「専門的職員」に期待される役割も安定的には果たされず、常勤教職員の負担軽減にもつながらないこととなります。また、「専門的職員」を学外から登用することで「大学ガバナンス改革」による学長、理事らのトップダウンによる大学運営を補佐するスタッフ的役割と位置づけようとする見方もあり、かえって職場の分断につながりかねません。

運営費交付金の不安定性や競争的資金、補助金による雇用であることを理由に、2013年施行の改正労働契約法の無期雇用転換ルールを脱法的に運用して、非常勤職員、非常勤教員の雇用契約更新を一律に一定年限で打ち切る動きが強まっています。業務に習熟し、周囲の教職員と信頼関係を築いた教職員を、非正規雇用であることのみを理由に「雇い止め」することは、大学・高等教育機関が社会的使命を果たす上で重大な損失です。

こうした雇用・待遇の不安定化に立ち向かい、すべての教職員が安定した雇用・処遇を保障される大学・高等教育機関をつくる運動が求められています。

さきごろ、福岡教育大学で教員の授業内容に対してインターネット上で非難が行われ、そのことを理由に大学法人側が当該教員の授業を差し止めるといふ事件が起きました。法人化時に教育公務員特例法から多くの大学で実

質的に引き継がれた教員の身分保障のための諸規定が「大学ガバナンス改革」によって空洞化し、この事例のように法人によって教員の教育研究の自由がいつも簡単に剝奪される事態が広がることも懸念されます。教育研究活動の自由を保障し、自由に発言できる職場を守るためには、大学・高等教育機関の性質を反映した教職員への身分保障の制度化も不可欠です。

3.3. “NO MORE 時間泥棒！” ～繁忙化に抗して、教職員の自由な研究・研修時間、また生活時間と健康の保障を～

常勤教職員の人員削減と、法人評価・大学評価への対応や補助金、競争的資金獲得のための業務増があいまって、教職員の業務の繁忙化が深刻さを増しています。

2014年にOECDへの提出のため文部科学省が実施した「大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」では、教員が研究活動に充てられる時間の割合が減少していることが明らかになっています。今年5月に国立大学協会政策研究所発表した「運営費交付金削減による国立大学への影響・評価に関する研究」では、このことによる影響も含めフルタイム換算での大学研究者数の増加率が低いことが、国際学術論文数などからみた日本の「研究力」の相対的地位低下の要因として挙げられています。また、「国立大学のミッション再定義」以降、すべての国立大学で学部・大学院の改組が事実上文部科学省から求められたことで、多くの教員がそのための概算要求資料の作成など学内行政作業に携わることを強いられ、教育研究活動にあてられるべき時間や生活時間を割かれています。

全大教が2013年に事務職員に対して実施した意識調査アンケートでは、回答者の半数以上が「仕事量が多く精神的に疲れを感じる」「超過勤務が多く日常的に疲れを感じる」「体調が悪くても休暇が取れず疲れが取れない」など、業務の繁忙化に起因する心身の健康不安を訴えています。「研究費の不正使用防止」など、主に国や外部機関からの規制や評価に対応するために行われる、教育研究の充実につながらない業務が増大し、「仕事のやりがい」も蝕まれる状況が生じています。

基盤的経費の充実、安定雇用の実現を通じた個々の教職員の繁忙化の解消もさることながら、国のさまざまな改革「圧力」によって生じている無用の業務負担から教職員を解放することが求められます。

国会に提出されている労働基準法改正法案(いわゆる「残業代ゼロ法案」)による「企画業務型裁量労働制の拡大」は、大学の事務・技術職員にも適用されるおそれがあります。「高度プロフェッショナル労働制」は、将来的に適用範囲の拡大が想定され、教員に対する裁量労働制のもとでの最低限の勤務状況の把握、健康福祉の確保義務すら使用者から免除する結果になりかねません。青天井の「ただ働き」を合法化するこうした企ては、3.1で述べたような情勢のもとで大学・高等教育機関の労働条件・教育研究条件を決定的に悪化させるおそれのあるものです。

また、労働条件に比して不相応な責任を要求し、学生の学業にあてる時間をむしばむ、いわゆる「ブラックバイト」への対策も、学生がアルバイトに生活を依存せずすむ奨学金、授業料免除などの充実とあわせて、各大学に求められます。

3.4. 基盤的経費の確実な措置を通じて、教職員の賃金水準の抜本的改善を

閣議決定に基づいて行われている各国立大学法人・独立行政法人の「職員の給与水準の公表」では、主務大臣による給与水準の評価結果が掲載されていますが、事務・技術職員についてはすべての法人で「国家公務員より低いので適当」とする評価になっています。全国立大学法人・大学共同利用機関法人では国家公務員100に対し89.5と著しく低い水準です。

教員についてはラスパイレス比較が行われていませんが、人事院の民間給与実態調査で参考として調べている私立大学教員の賃金水準より低位にあるとみられます。

事務・技術職員については、法人化前から職務の級に対する格付けが他省庁の管区機関と比較して大幅に低く、その改善の足取りが法人化後、各法人の横並びや人件費抑制を理由に全般に鈍化しています。また、3.1でも述べ

たとおり、基本給の切り下げと地域手当への配分によって賃金の地域格差を拡大する給与制度改革が2次にわたって国家公務員で行われ、国立大学法人の多くもこれに準拠した賃金改定を行ったことから、特に地方国立大学の賃金水準の絶対的な低さが深刻さを増しています。

この低賃金の問題も、3.2、3.3で述べてきた人員削減、不安定雇用化、過重労働の問題も、大学経営の不適切さもさることながら、根本的要因は運営費交付金の削減であり、大学・高等教育が果たすべき、あるいは現に果たしている公共的使命に対して、十分な公共的資本が投下されていないことに帰着します。大学・高等教育の公共的使命を改めて訴え、教職員が社会に貢献するために必要な条件整備について語ることが、今こそ重要であるゆえんです。



A 分科会報告

【A1】高等教育～大学・高等教育の転換点にあつて 考え行動するために～

18 単組 24 人 <司会&文責：岩崎寛希（大島商船）>

大学・高等教育政策は、大きな転換点にある。2014年6月に学校教育法・国立大学法人法が「改正」され、2015年4月に施行された。学長の権限強化と教授会の権限縮小が企画され、国立大学法人における学外者の意向反映を強化しようとするものである。これに対し、それぞれの大学で「学内規則の見直し」が迫られる中で、大学自治に基づく創意工夫で、大学本来の目的にかなう組織運営を継続する営みが続けられている。国立大学法人については2016年度からの第3期中期計画機関を控え、中期目標の素案策定と初年度の概算要求のプロセスをとらえた政府からの介入圧力が強まっている。学問の自由を脅かす、人文社会系廃止縮小、国立大学3類型化、国旗国家要請などが次々と発信されている。

こうした中で開かれた今回の教研集会のA1分科会では、次のような柱での議論が行われた。

- (1)大学・高等教育が置かれている状況の把握
- (2)大学・高等教育に関わる諸言説の把握説明
- (3)政府・経済団体等の要求の把握
- (4)国立大学法人に求められている第3期中期目標期間の「改革」、職業教育重視等によって大学をどのように変質しようとしているのかの予測
- (5)こうした中で今の高等教育政策を反転させるためにできること

これらについて、現場の改組等の状況を踏まえた報告、また理論的な研究とともに持ち寄り、議論が行われた。

2日間で実施したA1分科会の概要を以下に紹介する。金沢大学・人間社会第1講義棟201教室に於いて、A1分科会（高等教育～大学・高等教育の転換点にあって考え行動するために～）が1日目16時～、2日目9時30分～行われ、1日目は次の3本のレポート報告(1)～(3)があった。

(1)「高等教育の転換点～私大教連が考え行動していること～」：日本私大教連・田中書記長によるレポート報告では、国立・私立両組合の共同取組みの重要性を述べられ、その取組みを深めるためにも私大教連の成り立ちと歴史の紹介をされた。また、私大・学費値上げ阻止闘争と国立大との公財政支援との格差、国だけでなく設置者からの自由を担保する運動などが報告され、今後とも全大教と共闘する決意を力強く訴えられた。

(2)「学長のリーダーシップ」の強化と北海道教育大学の「ガバナンス改革」の現状：北海道教育大学釧路校・廣田健氏の報告では、地理的に離れたキャンパスであることを見透かしたような恣意的な学長の選考方法であったり、学長任命委員による学長よりに偏向した人事計画、学長の意向が色濃く反映される教員採用や昇任審査の現況などが紹介された。

(3)学長権限の強化と学内規則の改正～教員人事を中心に～：金沢大学・矢淵孝良氏のレポート報告がなされ、金沢大学で行われた教育・研究組織の分離、人間社会学域の乖離について紹介があった。また、従来の「教授会」を「学類会議」「研究科会議」「系会議」と細分化し、人事や予算などは学長の意向がはっきり反映させうる「教員人事戦略会議」「大学改革推進委員会」に組織変えたことを、関連規則とともに紹介があった。

2日目は、現場からの事例報告として、

(4)「グローバル化言説と大学—九州工業大学の事例—」：九州工業大学・東野充成氏の報告によれば、2キャンパス2部局にそれぞれ分断して所属している文系教員の現状を紹介し、改組に伴い所属の移籍を強要される危惧につい

て報告があった。また、学生の留学支援に専念した期限付き教員集団（学習支援センター付）の問題点についても紹介された。さらに、単に英会話授業と TOIEC スコアを上げると言った意味ではない本来のグローバル化に沿ったグローバル教養科目群の構築事例を紹介された。最後に視察したオーストラリアでの技術者教育への人文社会科学群の科目の融合について紹介された。

(5)文系、教員養成系縮小の例：岩手大学・武井隆明氏等の発言が行われ、弘前大学とともに強力に進められている「理系重視、文系縮小」の岩手大学の事例を、大学院を含めた再編改組、学生定員の遍歴、配置教員数などを具体的に紹介された。また、その動きについての問題点を指摘され、経済戦略という狭い観点で大学教育改変が行われていること、それに単に追従する国大協の発言、大学内に芽生えた文科省の意向のみを注視する学長を中心としたミニ文科省的なグループの出現などの紹介があった。

(6)全大教・長山書記長より、中央執行委員会からの声明：「政府は国民の教育を受ける権利を脅かす高等教育政策を転換すべき」を用いて、「情勢概要報告」があった。

①「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の創設」について：2ないし4年間で学ぶ「職業教育」に特化した高等教育機関の創設は、若者に対する職業準備教育を劣化させ、大学における教育研究の衰退を招くものとして批判した。

②「国立大学から教育学部や文系学部をなくしていいのか」：6月の文科省通知によって「教員養成系や人文社会科学系」の学部・大学院について「見直し計画を策定し、組織の廃止や社会的養成の高い分野への転換」を迫っている。多様な、それぞれの教育に対する要求を満たし、地元を離れずに教育機会を均等に保証する機会を奪ってはならない。国立大学を一時期での成長戦略に巻き込んだ理工系中心の人材育成。これには経団連も反対声明を出した。

③「国立大学は一方的に格付けされ教育経費に格差が付けられていいの

か」：第3期中期目標期間では、国立大学を「世界最高水準」「特定分野」「地方活性化」の3機能に振り分け、それぞれに応じた交付金の配分を行うとした。こうした方向性は、格付けが固定化して、ますます格差が広がる。これでは、国立大学が培ってきた、学内での多様性や地域に人材を輩出して重要性も失われてしまう、とした。

④「学長のリーダーシップ強化ではさまざまな問題は解決しない」：学長のリーダーシップの強化を行い、学長が恣意的に組織を改変すれば、組織力や質の低下に繋がり、それを批判した。特に、学内の教員配置は学長の権限であるが、教員の業績評価については教授会であるとしてきたはずであるのに、教員昇任や採用にも学長の意向を反映させる事例が出てきた。このような弊害事例については、告発し、正していくべきだ、と主張した。

⑤国民の学ぶ権利の保障と、教育への公財政支出の増加：今回の教研テーマでもあり、今後も強く運動していく、とした。

その他、この声明に加え、高大接続問題に注視しなくてはならない、とした。高校ではアクティブラーニングを進め、各大学へは拙速にどんな人材育成を目指すのか明らかにさせ、その接続の振り分けを促す入試選抜方法を、文科省は提案してくるであろう。そうなると、高校が格付けされ、当初から特定の大学は受験できなくなる高校がでてくるおそれがあり、大学教育のエリート、ノンエリートの複線化が高校にも下りてくる、とした。高専改革についても、高専の立ち位置が変わり、高専の学制制度の改変、統廃合にも注視する必要も訴えられた。

それぞれの報告の後に、参加者22人で質疑、討論が行われた。2日間を通して、学長リーダーシップ強化の影響評価や学長の選考方法、「改組」の手法と内容から見る「国立大学改革」の評価（3類型化、人文社会科学系「廃止」を含む）、政府の大学政策の決定プロセスと内容、国立大学政策の評価、政府の「大学改革」路線と闘う道筋等の課題を巡り、活発に討論が行われた。

A 分科会報告

【A2】 大学における教育実践の課題

15 単組 21 人<司会：植木 達人（前中央執行委員、信州大学）
水谷 孝男（中央執行委員、電気通信大学）
司会 & 文責：中道 一心（中央執行委員、高知大学）>

A2 大学における教育実践の課題では、1 日目に 3 本、2 日目に 4 本の報告が行われた。ここでは、多くの大学が直面するだろう課題を中心に紹介したいと思う。

まず、名古屋大学・森純子氏による「事務補佐員からみた文科省リーディングプログラム」では、

- ① 1 年目には使い切れないような補助金を交付されるが、事業が拡大し、軌道に乗り始める 4、5 年目になると、交付額は縮小され赤字状態になり、学生を募集する際に、経済的支援が継続できるとは限らない旨を付言せざるを得ない状況にあること、
- ② ソフトウェアの期限が年度を越える部分は部局負担で対応していること、
- ③ 非正規職員が無期転換する際、部局で面倒を見切れるのか不安であること、

など補助金獲得後の具体的な課題を事務補佐員の立場から示された。国立大学は各種補助金の獲得に誘導されていますが、これが現場の混乱に拍車をかけており、その対応に奔走する担当教員の姿も明らかになった。

つぎに、岡山大学・田中秀和氏は「大学のカレンダー制度について岡山大学の学期制」において、岡山大学の学期制の問題点を海外の大学の学期制との対比の中で整理された。アメリカの多くの大学では、日本の多くの大学と同じようなセメスター制を採用している。アメリカでもクォーター制を採用

している大学はあるが全体の2割程度と少なく、1学期10週間の1年3学期(年30週)で運用している。ひとつひとつの授業は45時間(授業)+3時間(試験)で展開されており、授業は2時間の講義と1時間の演習がセットで行われ、演習では大学院生がTAとして雇用され、彼らが学生の質問に答えたり、議論したりしている。

では、岡山大学で実施されるクォーター制とは、どのようなものなのか。岡山大学では、1学期8週間の1年4学期(年32週)であり、従来どおり春休み、夏休み、冬休みを設定している。第1クォーターは4~5月、第2クォーターが6~7月、第3クォーターは10~11月、第4クォーターが12~1月であり、どこかのクォーターと長期休暇(夏休みと春休み)を利用して、留学やインターンシップが可能としている。そして、「もっと豊かに、もっと自由に、もっと柔軟に学べる!」をキャッチコピーに60分1コマ、60分2コマ、60分複数コマといったように「授業の狙いと学習方法に対応」するものとして60分授業が位置づけられている。1単位は60分授業8回+試験に変更されたことにより、従来の2単位90分授業15回+試験に比べて、1.3倍の授業時間になることも強調されている。

岡山大学のクォーター制の問題点はどのようなところにあるのだろうか。まず、1クォーター+長期休暇で留学やインターンシップが可能としているが、そのような時期から本当に留学先の大学が授業を開始しているのか否かが問題になる。また、“Summer Institutes”も念頭に置いているようだが、学生がそうしたセミナーのレベルに適応し、身につけることができるのかも検討しなければならない。さらに、クォーター制がインターンシップや留学する学生に対応するため、ふたつ以上のクォーターにまたがる授業を置くことは難しいかもしれない。また、ふたつのクォーターに跨って置いたとしても(たとえば、第1クォーターと第2クォーター)、第1クォーターに置かれた「入門の入門のみ」を履修する学生が少なからず出てくるだろう。学問の面白さが「後半」にあるのだとしたら、それを享受できる学生が減ってしまうことになる。以上のように、2割程度のアメリカの大学が採用しているに過ぎないクォーター制を、しかも形式的に採用するだけでは、「哲学なき改

革」として結果的に失敗するのではないかと危惧して。

同様の報告が山口大学・馬田哲次氏から「山口大学共通教育のクォーター制」と題してなされた。山口大学では共通教育でクォーター制を導入している。6週間の講義（週2回講義）と2週間の試験期間の1サイクル8週間で回っている。1年生の第1クォーターは授業選択不可能で、第2クォーター以降は二つから三つの授業を選択可能となっている。これらの改革は導入目的がなく、「改革しました」という大学の「点数稼ぎ」になっていると指摘された。現場ではいくつかの問題が表面化している。登録ミスした学生を救済できないこと、興味のない授業の中から選ばなければならないので学生のモチベーションが低下することなどが挙げられた。学生の学修意欲に応える修正が必要のように思われる。

クォーター制導入に関する質疑応答では、金沢大学では山口大学と同じ仕組みが導入しており、「スーパーグローバル大学等事業」を申請する際に改革の姿勢を示すため、クォーター制の導入を明記せざるを得なかったとの消極的な導入理由が紹介される一方で、九州工業大学では10年にわたる現場での議論のなかで、「学んだことを忘れないうちに積み上げていく授業が必要」との観点から週2回授業を来春から導入するといった積極的な理由も紹介された。九州工業大学からは「九州工業大学の紹介と教育実践例」と題した報告のなかでも、教員が個人でスタートした事例が全体として採用されやすい職場環境が残っていることが照会され、現場からスタートする改革は聴衆を大いに勇気付けた。

このセッションでは、大学執行部が進めようとする「改革」が「現場」にどのような混乱を生じさせているのか、それに如何に対応しているのかについて、参加者の間で共有されたと思う。また、九州工業大学の事例のように、現場からスタートする「改革」の余地も残されており、そうした実践が持つ可能性を信じ、それらを大学間で共有することも重要だと感じた。

A 分科会報告

【A3】 教員養成系大学・学部問題

6単組 7人 <司会&文責：村井 淳志（中央執行副委員長、金沢大学）>

今年の教員養成系大学・学部問題の分科会は、たまたま、全員が総合大学の教育学部教員で開催された（新潟大学、金沢大学、福井大学、三重大学、香川大学、大分大学）。

まず司会から、全国の教育学部の改革動向一覧表（宇都宮大学の丸山さん作成、次ページ以降に各資料掲載）を配布し、参加者の大学の具体的な報告を受けることができた。

多くの大学でゼロ免廃止をミッション再定義の際に約束させられている。福井大学や大分大学のように、新設学部が認められ、学生と教員の定員を移せたケースは恵まれているが、新潟大学のようにまだ帰趨が決まっていない大学もある。

教職大学院も、大学によって教科色をкаろうじて残せたところと、教科内容が一掃されて現場教員のニーズとミスマッチが心配されるところに分かれている実情が明らかになった。

今後の課題として、教育学部がもっと現場教員の期待に応えられるような仕組み（たとえば教材バンクづくり）なども話題になり、活発な議論と交流ができた分科会となった。

【資料（次頁以降掲載）】

- 表1 教員養成系学部の学部・課程・専攻等の現状
(2015年4月作成、9月一部修正)
- 表2 教員養成系学部教員数
- 表3 大学院・教員免許取得プログラム実施機関
- 表4 大学院合格者数・入学者数

表1 教員養成系学部の学部・課程・専攻等の現状
(2015年4月作成、9月一部修正)

大学	学部	定員	課程等	人数
弘前大学	教育学部	170	学校教育教員養成課程	150
			養護教諭養成課程	20
岩手大学	教育学部	160	学校教育教員養成課程	160
秋田大学	教育文化学部	210	学校教育課程	110
			地域文化学科	100
山形大学(※)	地域教育文化学部	240	地域教育文化学科	240
福島大学(※)	人間発達文化学類	270	人間発達専攻	105
			文化探究専攻	105
			スポーツ・芸術創造専攻	60
茨城大学	教育学部	350	学校教育教員養成課程	215
			養護教諭養成課程	35
			情報文化課程	60
			人間環境教育課程	40
群馬大学	教育学部	220	文化・社会系	
			自然情報系	
			芸術・表現系	
			生活・健康系	
			教育人間科学系	
埼玉大学	教育学部	430	学校教育教員養成課程	
			養護教諭養成課程	

専攻等	人数	専修等	備考
初等・中等教育専攻 特別支援教育専攻	140 10	小学校(85名)、中学校(55名)の各コース	H28発足、改組構想
小学校教育コース 中学校教育コース 理数教育コース 特別教育コース			H28発足、改組構想 複数免許取得義務化
教育実践コース 英語教育コース 理数教育コース 特別支援教育コース こども発達コース	45 10 20 15 20		課程と学科の併存
児童教育コース 異文化交流コース 造形芸術コース 音楽芸術コース スポーツ文化コース 食環境デザインコース 生活環境科学コース システム情報学コース	80 20 15 20 20 35 25 25		
学習支援、教育探究、人間科学、特別支援、子育て支援の各クラス			
学校教育コース 特別支援教育コース	195 20	言語・社会教育、理数教育、音楽教育、 美術教育、保健体育教育、技術教育、 生活科学教育、教育科学系	
国語(24名)、社会(26名)、英語(15名)の各専攻 数学(25名)、理科(26名)、技術(11名)の各専攻 音楽(15名)、美術(15名)の各専攻 家政(15名)、保健体育(20名)の各専攻 教育、教育心理、障害児教育の各専攻(28名)			
小学校コース 中学校コース 乳幼児教育コース 特別支援教育コース 養護教諭養成課程	282 88 20 20 20	文系、理系、実技系(音楽、図画工作、 体育の各分野) 言語文化(国語、英語の各分野)、社会 専修、自然科学専修(数学、理科の各 専修)、芸術専修(音楽、美術の各専修)、 身体文化専修(保健体育分野)、 生活創造専修(技術、家庭科の各分野)	小学校文系・理系2年次 振り分け

大学	学部	定員	課程等	人数
千葉大学	教育学部	455	小学校教員養成課程	245
			中学校教員養成課程	100
			特別支援教育教員養成課程	20
			幼稚園教員養成課程	20
			養護教諭養成課程	35
			スポーツ科学課程	15
			生涯教育課程	20
横浜国立大学	教育人間科学部	380	学校教育課程	230
			人間文化課程	150
新潟大学	教育学部	370	学校教育教員養成課程	220
			学習社会ネットワーク課程	45
			生活科学課程	15
			健康スポーツ科学課程	30
			芸術環境創造課程	60
上越教育大学	学校教育学部		初等教育教員養成課程	160
富山大学(※)	人間発達科学部	170	発達教育学科	80
			人間環境システム学科	90
金沢大学	学校教育学類	100	教育科学コース	
			教科教育学コース	
福井大学	教育学部	100	学校教育課程	
山梨大学	教育人間科学部	145	学校教育課程	125
			生涯学習課程	20
信州大学	教育学部	240	学校教育教員養成課程	240

専攻等	人数	専修等	備考
国語科、社会科、算数科、理科、音楽科、図画工作科、体育科、家庭科、総合教育、教育心理、ものづくり・技術、小学校英語の各専修 国語科、社会科、数学科、理科、音楽科、美術科、保健体育科、技術科、家庭科、英語科、総合教育、教育心理、情報教育の各分野			
(H28廃止) (H28廃止)			
人間形成コース 教科教育コース 特別支援教育コース		教育基礎、心理発達、日本語教育の各領域 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭科、英語の各領域	
学校教育コース 教科教育コース	35 103	学校教育学、教育心理学、特別支援教育 国語教育、社会科教育、英語教育、数学教育、理科教育、家庭科教育、技術科教育、	
学校教育専修 教科・領域教育専修	60 100	学校臨床、臨床心理学、幼児教育、教職 デザインの各コース 言語、社会、自然、芸術、生活・健康の各系コース	2年次振り分け
教育心理、学校教育、発達福祉の各コース 地域スポーツ、環境社会デザイン、人間情報コミュニケーションの各コース 教育基礎、特別支援教育の各専修 国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、美術教育、保健体育、家政教育、英語教育の各専修			免許：幼・小・特支のみ 免許：中・音、技以外可 2年次振り分け 個別学力：実技試験なし
初等教育コース 中等教育コース	60 40	小学校教育、特別支援教育の各サブコース 人文社会教育、理数・生活教育、芸術・スポーツ教育の各サブコース	H28廃止、改組構想
幼少発達教育コース 障害児教育コース 言語教育コース 生活社会教育コース 科学教育コース 芸術身体教育コース	20 20 15 22 28 20	国語教育、英語教育の各系 社会教育、家政教育の各系 数学教育、理科教育、技術教育の各系 音楽教育、美術教育、保健体育教育の各系	
現代教育、国語教育、英語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、図画工作・美術教育、ものづくり・技術教育、家庭科教育、特別支援教育、野外教育、心理支援教育の各コース			H28廃止、改組構想

大学	学部	定員	課程等	人数
岐阜大学	教育学部	250	学校教育教員養成課程	230
			特別支援学校教員養成課程	20
静岡大学	教育学部	400	学校教育教員養成課程	300
			生涯教育課程	35
			総合科学教育課程	30
			芸術文化課程	35
三重大学	教育学部	200	学校教育教員養成課程	180
			人間発達科学課程	20
滋賀大学	教育学部	240	学校教育教員養成課程	
和歌山大学	教育学部	165	学校教育教員養成課程	145
			総合教育課程	20
神戸大学(※)	発達科学部	280	人間形成学科	90
			人間行動学科	50
			人間表現学科	40
			人間環境学科	100
島根大学	教育学部	170	学校教育課程	
鳥取大学(※)	地域学部	190	地域政策学科	49
			地域教育学科	49
			地域文化学科	48
			地域環境学科	44
岡山大学	教育学部	280	学校教育教員養成課程	
			養護教諭養成課程	30

専攻等	人数	専修等	備考
国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、美術教育、保健体育、技術教育、家政教育、学校教育			
発達教育学専攻 特別支援教育専攻 教科教育学専攻		教育実践学、教育心理学、幼児教育の各専修 国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、保健体育教育、技術教育、家庭科教育、英語教育の各専修	
国語教育、社会科教育、数学教育・情報教育、理科教育、音楽教育、美術教育、保健体育、技術・ものづくり教育、家政教育、英語教育(以上、初等教育、中等教育の各専修)、特別支援教育、幼児教育、学校教育の各コース			
初等教育コース 中等教育コース 障害児教育コース		幼児教育、教育文化、学校心理、学校臨床、国際理解教育、環境教育、初等英語、初等理科、初等教科(国語、社会、算数、音楽、図画工作、体育、情報・技術、家庭の各専修)の各専攻 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健・体育、情報・技術、家庭、英語の各専 障害児教育専攻	H27発足
教育科学、教科教育、児童教育の各コース			
初等教育開発、特別支援教育、言語教育、共生社会教育、数理基礎教育、自然環境教育、人間生活環境教育、健康・スポーツ教育、音楽教育、美術教育の各専攻			臨床心理副専攻あり 1年後期振り分け 初等教育開発専攻(60名) その他(約15名)
			免許:幼・小・特支のみ
小学校教育コース 中学校教育コース 特別支援教育コース 幼児教育コース	140 80 15 15		

大学	学部	定員	課程等	人数
山口大学	教育学部	180	学校教育教員養成課程	
香川大学	教育学部	200	学校教育教員養成課程	160
愛媛大学	教育学部	160	人間発達環境課程 学校教育教員養成課程	40 140
高知大学	教育学部	130	特別支援教育教員養成課程 学校教育教員養成課程	20
佐賀大学	文化教育学部	240	学校教育課程 国際文化課程 人間環境課程 美術・工芸課程	90 60 60 30
長崎大学	教育学部	240	学校教育教員養成課程	
熊本大学	教育学部	290	小学校教員養成課程 中学校教員養成課程 特別支援学校教員養成課程 養護教諭養成課程 地域共生社会課程 生涯スポーツ福祉課程	110 70 20 30 20 40
大分大学	教育学部	100+ α (\rightarrow 135)	学校教育教員養成課程	
宮崎大学	教育文化学部	230	学校教育課程	150
鹿児島大学	教育学部	275	人間社会課程 学校教育教員養成課程	80 225
琉球大学	教育学部	190	特別支援教育教員養成課程 生涯教育総合課程 学校教育教員養成課程	15 35 100
			生涯教育課程	90

専攻等	人数	専修等	備考
小学校教育コース 幼児教育コース 特別支援教育コース 情報教育コース 教科教育コース	47 7 7 10 80	小学校総合、教育学、心理学、国際理解教育の各専修 国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、美術教育、保健体育、技術教育、家政教育、英語教育の各専修	H27よりゼロ免課程無し 国際総合科学部新設
幼児教育コース 小学校教育コース 中学校教育コース	10 105 45		
初等教育コース 中等教育コース			H28充足、改組構想
幼児教育、教育科学、教科教育、特別支援教育、音楽教育、美術教育、保健体育、科学技術教育の各コース		教育学、教育心理学、障害児教育、教科教育、理科、数学、音楽の各専修	H28充足、改組構想
小学校教育コース 中学校教育コース 幼稚園教育コース 特別支援教育コース	125 70 30 15	子ども理解実践、教科授業実践、ICT活用実践、多文化理解実践の各専攻 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語の各専攻 芸術的感性開発、子ども保育の各専攻	
		国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、外国語(英語)の各専攻	
小学校教育コース 特別支援教育コース	90 + α 10		H28充足、改組構想 小コース：中免オプション
初等教育コース 中学校教育コース 特別支援教育コース		国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語の各専攻	
		国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家政、英語、教育学、心理学の各専修	
小学校教育コース 小・中学校教科教育コース 特別支援教育コース	28 60 12	教育実践学専修 国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、美術教育、保健体育、技術教育、生活科学教育、英語教育の各専修 特別支援教育専修	

表2 教員養成系学部教員数

大学	学部等	教員数		備考
弘前大学	教育学部	87	87	
岩手大学	教育学部	76	80	
	教育実践総合センター	4		
秋田大学		-	-	
山形大学	地域教育文化学部	82	97	
	教育実践研究科	15		
福島大学	人間発達文化学類	72	72	
茨城大学	教育学部	192	196	
	教育学研究科	4		
群馬大学	教育学部	80	90	
	教育学研究科	10		
埼玉大学	教育学部	106	112	
	教育実践総合センター	6		
千葉大学	教育学部	114	114	
横浜国立大学	教育人間科学部	118	118	
新潟大学	-	-	-	教育研究院で表示
	教育学部	5	5	
上越教育大学	学校教育研究科	145	145	
富山大学	人間発達科学部	69	69	
金沢大学	学校教育学類	-	-	人間社会研究域で表示
福井大学	教育地域科学部	80	84	
	教育実践総合センター	4		
山梨大学	教育学研究科	96	96	
信州大学		-	-	
岐阜大学	教育学部	81	86	
	教育学研究科	5		
静岡大学	教育学部	135	151	
	教育学研究科	16		
三重大学	教育学部	86	88	
	教育実践総合センター	2		
滋賀大学	教育学部	94	96	
	教育実践総合センター	2		
和歌山大学	教育学部	87	90	
	教育実践総合センター	3		
神戸大学	発達科学部	99	99	
島根大学	教育学部	94	94	
鳥取大学		-	-	
岡山大学	教育学研究科	113	113	
山口大学		-	-	
香川大学	教育学部	94	96	
	教育学研究科	2		
愛媛大学	教育学部	96	98	
	教育学研究科	2		
高知大学	教育学部	81	81	
佐賀大学	文化教育学部	94	99	
	教育実践総合センター	5		
長崎大学	教育学部	68	79	
	教育実践総合センター	2		
	教育学研究科	9		
熊本大学	教育学部	95	95	
大分大学	教育福祉科学部	89	89	
宮崎大学	教育文化学部	68	85	
	教育学研究科	17		
鹿児島大学	教育学部	89	99	
	教育実践総合センター	10		
琉球大学	教育学部(教員養成以外)	107	107	
宇都宮大学	教育学部	78	80	
	教育実践総合センター	2		

注:平成26年5月時点のデータ

表3 大学院・教員免許取得プログラム実施機関

大学院	名称	免許種				備考
北海道教育大学大学院	教員免許状取得特別プログラム	小	中			
群馬大学大学院	教員免許取得プログラム	小	中	高		特支 2012年より
上越教育大学大学院	教育職員免許取得プログラム	小	中	高	幼	
静岡大学大学院	小学校教員免許取得プログラム	小				
愛知教育大学大学院	小学校教員免許取得コース	小				
福井大学大学院	教育職員免許取得プログラム	小	中	高		特支
奈良教育大学大学院	小学校教員免許取得プログラム	小				
和歌山大学大学院	教員免許状取得プログラム	小	中	高	幼	特支
兵庫教育大学大学院	小学校教員養成特別コース	小				
鳴門教育大学大学院	学校教員養成プログラム	小	中	高	幼	
香川大学大学院	小学校教員免許取得コース	小				

大阪教育大学大学院？

表4 大学院合格者数・入学者数

大学院	年度	定員	合格者・入学者
岩手大学大学院	H27	32	27
	H26	32	39
	H25	32	34
宮城教育大学大学院	H26	57	56
	H25	57	57
	H24	57	69
山形大学大学院 教職実践研究科	H26	20	20
	H25	20	20
	H24	20	23
地域教育文化研究科	H26	14	17
	H25	14	12
	H24	14	13
群馬大学大学院	H27	35	45
千葉大学大学院	H26	79	93
東京学芸大学大学院	H26	279	269
	H25	279	285
	H24	279	289
	H26	30	40
	H25	30	29
	H24	30	36
静岡大学大学院	H27	52	43
滋賀大学大学院	H27	65	59
	H26	65	57
	H25	65	59
和歌山大学大学院	H27	45	34
	H26	45	39
	H25	45	49
奈良教育大学大学院	H26	70	60
	H25	70	65
	H24	70	92
大阪教育大学大学院	H27	191	167
	H26	221	187
	H25	221	200
岡山大学大学院	H26	90	93
	H25	90	94
	H24	90	96
愛媛大学大学院	H27	55	53
	H26	55	47
	H25	55	50

注.各大学の公開入試情報より

A 分科会報告

【A4】教職員の賃金・労働条件を守り向上させるたたかいと団体交渉の進め方

23 単組 43 人 <司会:森戸 文男(中央執行副委員長、全大教)
司会&文責:岩崎 誠(書記次長、全大教)>

労働組合の第一義的な目的は組合員の労働条件の維持向上である。また、その目的の達成が市民の生活と権利の向上を通じて社会全体の公益に資するとの見地から、労働組合に一定の特権が法制度的に保障されている。もし、このような労働組合の第一義的目的を実現する力も展望も持たないまま漫然と存続し続けているような労働組合運動があるとすれば、それは無意味なものであるばかりか、存在自体が組合員に対する許されざる背信であり、また公益を損なうもの（「公害」？）であるとすらいえよう。

法人化によって完全な労働基本権をそなえた労働組合となって以後 10 年余、全大教と加盟組合は、要求を実現しうる実力を持つべく過半数の組織率をめざして組織拡大運動に取り組むとともに、労働条件の不利益変更法理や労働組合法上の誠実交渉義務といった民間労働法制の基本原則を理解し、これを徹底して追求することで労使交渉の内容を充実させ、論戦を通じて要求実現や一定の代償措置を獲得する形での運動にも取り組んできた。

2012 年度から始まった給与臨時減額に対する裁判闘争は、政府の要請を背景とした法人側の横暴な賃下げ強行に対して有効な実力行使による抵抗運動を組織しえない全大教の力量の冷厳な認識にもとづくいわば「窮余の一策」であったが、この裁判闘争は上に述べたような労働法制の基本原則自体を真正面から問うものであったため、結果として全大教と加盟組合のこれまでの学習の成果を試し、血肉化する機会ともなった。

給与臨時減額による生活や教育研究活動への影響の甚大さを明らかにすることは、元々教職員がおかれてきた低い賃金水準や低劣な教育研究条件に改

めて我々の目を向けさせることになった。また、不利益に見合うだけの「高度の必要性」の有無の検証の過程では、法人財政の構造やそれに基づく賃金支払い余力の所在など、人件費や運営費交付金の増減にとどまらない法人経営全体を分析するための基礎となる知見が得られた。また、賃下げを行おうとする法人側が誠実な説明を行い、妥当な合意形成を図る場として労使交渉が十分に機能しなかったことの重大さを、そのことによって生じた損害の事後的な救済を求めるために要する莫大な時間・労力と、実際に救済をかちとるためのハードルの不当というほかない高さの経験を通じて我々は痛感させられつつある。逆にいえば、教職員の賃金・労働条件の実情を的確にとらえて要求をつくりあげ、法人経営の情報開示の徹底とその分析を通じてその実現の可能性を追求すること、そのことを通じてどんな場面においても団体交渉が合意形成の場として機能するような労使関係を積み重ねていくことではじめて、我々は給与臨時減額問題とそれに伴う裁判闘争から教訓を汲み尽くしたとすることができるようになるのである。

給与臨時減額の実施やそれに対する裁判闘争と並行して、55歳昇給停止や「給与制度の総合的見直し」などにかかわる交渉の場面で、従来にはみられなかったような独自の成果をかちとる経験が生まれている。また、裁判闘争の成果や教訓を活かしながら、団体交渉の在り方、進め方を改めて見直そうという議論も起こりつつある。そうした経験や意見の交流を通じて、労働条件の維持向上を実現できる組合運動の(再)構築につなげることをねらいとして、本分科会は企画された。

本分科会は、5単組から5件の報告とこれに基づく交流、意見交換によって進められた。

【矢淵孝良氏(金沢大学)の報告】「給与に関わる団体交渉について—金沢大学の場合—」では、2013年度の交渉で55歳昇給停止の昇給年齢の延伸措置(教員60歳、その他職員57歳)と現給保障額廃止の経過措置、2014年度の交渉で2015年1月昇給抑制の不実施という、基本給にかかわる部分での法人独自措置を実現した交渉のポイントが語られた。常勤職員の基本給は退職手

当の算定基礎になること、国から「国家公務員として在職した場合の退職手当相当の運営費交付金」が措置されていることを理由に法人側が独自措置の実施を拒む状況がこれまで続いてきたが、昇給や現給保障の独自措置部分について退職手当の算定から除外を認めることで、基本給部分の独自措置に法人側が踏み切るハードルを下げたのは画期的な取り組みである。また、昇給停止年齢の問題で事務系職員への配慮を求めるなど教職員全体の声に配慮した道理ある要求を掲げること、ラスパイレース指数のデータなどを活用して大学教職員の給与水準の低さについて労使で共通認識を形成することなども要求実現に役立ったことが報告された。さらに、大学側の譲歩を評価しつつも不利益変更に同意しない組合の原則的立場は確認書で記録に残すこと、交渉資料について事前提供を求めることなどの具体的ノウハウも広く活用可能なものと考えられる。

【衣本太郎氏（大分大学）の報告】「大分大学教職員組合の2014年度における賃金・労働条件改善の取り組み」では、2014年度の団体交渉における教員年俸制導入問題、「給与制度の総合的見直し」問題での交渉の経過と成果が述べられた。特に後者に関して、2015年1月昇給抑制や俸給の引き下げ措置について小規模ではあるが全教職員を対象とする賃金での代償措置を法人側に提示させたこと、近隣の国立大学法人と較べても低い大分大のラスパイレース指数について、その原因等を分析するため、法人側との定期的な事務折衝（勉強会）を発足させたことが注目された。ここでも、給与水準の低さについての認識の共有が、2014年分の基本給、ボーナス改定交渉と「給与制度総合見直し」交渉を切り離して前者を早期実施させようという後者の代償措置の交渉にじっくり取り組むことを可能にしたとの認識が表明された。

【佐々木康俊氏（名古屋大学）の報告】「教員と対等な『教職協働』を考える」では、中教審大学分科会で「大学運営の一層の改善・充実」として「教職協働」のための事務組織の見直し、「専門的職種の配置」「リサーチ・アドミニストレーターなどの安定的な雇用による定着」などが議論されていることを踏まえ、これらの改革の具体化にあたって基本給の格付けの面で教員と差のある事務・技術職員の処遇改善をはかることの可能性について論じられ

た。教員水準と同等の「学術専門職」の年俸表を新たに制定する法人も現れており、一部で専門性を活かしたキャリアパスが事務・技術職員に開かれる可能性もある一方、残る多くの常勤、非常勤職員の雇用・賃金水準が低水準のまま据え置かれれば、職場内で格差や分断が広がっていくことも危惧される。

【品川敦紀氏（山形大学）の報告】「貸借対照表で見る法人の支払い能力について」では、給与臨時減額に対する裁判闘争の中で法人側が主張している、貸借対照表上で十分な現預貯金や換金可能な有価証券があるように見えてもそれらの大半は使途が拘束されているため賃金支払いには充当できないとの主張について、仮に貸方と借方の対応付けを会計基準等の規定上から見出すことが可能な項目についてはこの主張を受け入れたとしても、やはり利益剰余金の範囲内で現預貯金から賃金支払いに充てることは可能であったこと、「形式的・観念的利益」なので賃金支払いに充当できないと法人側が主張している法人化時の会計処理によって生じた繰越剰余金が中期目標期間満了時の国庫返納処理の対象となっておらず、流動資産等に対応していること（従って賃金支払いに充当できること）などが解説された。

【石田茂光氏（京都大学）の報告】「春闘期に向けた賃上げ要求などを出したい。要求づくりで組合員拡大を」では、裁判闘争での法人側の準備書面、書証などを分析すると、今後の組合側の団体交渉の取り組み方において、要求書、質問書、事務折衝記録、確認書など、交渉のプロセスで必ず文書を作成することで法人側の公文書として取り扱わせることが大事であると述べられた。また、組合として年度ごとに、職種ごと、職場ごとの要求をくみ上げて要求書に取りまとめ、次年度の学内予算編成時期などもにらみながら交渉を進めることで、要求実現とともに組合員、教職員との対話を通じた組合員拡大をはかっていくという基本に立ち戻ることが強調された。そして特に賃金改善要求として、人事院勧告を踏まえた秋・冬季の取り組みだけでなく、春闘期に向けた要求として事務・技術職員は国家公務員とのラスパイレス指数での格差解消、教員は主要私立大学との賃金格差解消を要求し、交渉課題としていくことが提起された。

これら5件の報告を踏まえた討論では、人事院勧告を踏まえた賃金交渉など、他法人と同時期に同じ課題で交渉する場面では、法人側は他法人と情報交換しながら、組合には法人側に好都合な情報を提供してきているがあるので、これに対するカウンターとして全大教の情報集約機能が重要であること、賃金水準の改善を掲げる一方で、過重労働や不安定雇用の問題を指摘して人員の適正な配置（人減らし反対）を訴えていくことも重要であることなどの意見が出された。また、団体交渉の録音記録の活用、交渉内容の確認書や議事要録の確認方法など具体的な交渉の進め方のノウハウの情報交換が行われた。

本分科会での報告及び交流、討論の内容については、2015年度から中執内の部門として従来の賃金・調査部に代わってあらたに発足した賃金・労働条件部の第1回会合で討議の上、2015年秋・冬季単組代表者会議の執行部報告「賃金改定を中心とした秋・冬季の賃金・労働条件改善の取り組み～積極的に賃上げ・労働条件改善を要求し、組合主導の交渉で要求実現をかちとろう～」に反映させ、代表者会議での討議に活用をはかった。

今後、賃金・労働条件部では、2009年に主に法人側提案による賃下げ交渉のケースを想定して作成した「団体交渉マニュアル」を基にしつつ、組合要求に基づく賃金・労働条件改善の交渉に活用できるよう補強した形での「賃金・労働条件改善のための団体交渉マニュアル（仮称）」を作成し、単組に提供することを企画している。この取り組みにあたっては、本分科会で交流されたような各単組における団体交渉の状況やノウハウについてさらに単組調査等で情報を蓄積し、実情をふまえたものにするのが不可欠であり、このための全大教への情報集約について単組執行部・書記局のみならず協力をこの場を借りてお願いし、分科会報告の結びに代えたい。

A 分科会報告

【A5】男女共同参画 ～ワーク・ライフ・バランスを実現するために～

19 単組 23 人 < 司会：笹倉 万里子（女性部常任委員、岡山大学）
司会：川前 あゆみ（女性部常任委員、北海道教育大学釧路校）
文責：寺田 珠実（女性部常任委員、東京大学） >

A5「男女共同参画」分科会は、以前より全大教（教研運営委員会）と連携した上で女性部が中心となって担当している。当分科会では、ここ数年、育児・介護といったワーク・ライフ・バランスに関するテーマを取り上げるとともに各大学・高専の男女共同参画推進状況について討論されてきた。また10年以上のデータ蓄積がある各単組別（教）職員の男女構成比をはじめとしたあらかじめ各単組に依頼したアンケート調査結果の最新データの公開を行ってきた。

昨年までの当分科会運営にあたり、例えばポジティブ・アクション等のテーマに対する意見集約の困難さに直面し、かえって課題が積み上がっているように感じていた。さらに30単組以上の回答が寄せられる貴重なアンケートデータを生かしきれないもどかしさを覚えていた。そこで今回はアンケート内容や「ポジティブ・アクションの概念」等の解説を詳細に行うことにした。おそらく現在ではほぼ全ての大学・高専でいわゆる男女共同参画推進室（名称はさまざま）の設置がなされているが、対象が教員や女子学生（女性研究者支援）に偏っているのではないかという懸念がある。教職員全般のワーク・ライフ・バランスを担う場として、また男女ともに活用できるようこれからはその活動の実態を見極めていくことに留意したい。

ここでは概ね分科会で取り上げられたテーマに沿って書き進めてゆく。

【1. 各単組女性部の活動について】

今回参加者数が例年に比べ少数であったため、参加者全員が発言し、全員

で拝聴できたことが大変有意義であった。参加者の職種（組合書記の方も含めて）も多様であったことが印象的である。

名古屋大学の女性部活動に関するレポート報告を契機にして、参加者それぞれの単組の女性部（それに類するものも含む）活動状況が報告された。女性部単独でお食事会やバザーなど活発な活動をしている単組は少ないが、例えば組合内部の事務部会や外部団体（母親大会など）と共同で活動されている単組は多くみられた。残念ながら女性部自体は休眠状態という単組もいくつかある一方で、組合本体の（執行）役員就任や過半数代表者としての活躍は増加している印象を受けた。女性部活動を再雇用者も含めたOGの方が担っていることが多い実情もわかった。そのほか保育（一時保育や学童保育）にかかわる問題（金額、設置等）が複数あがったことから、今後取り上げるテーマとしての重要性を感じた。

【2. アンケート調査の集計と分析】

あらかじめ各単組で取り組まれたアンケート結果を元にしたアンケート調査2015集計と分析レポート（全大教女性部提出）について討論が展開された。

昨年に引き続き、専門員以上の女性職員比率がランキング提示された。国立大学全体で2004年には3.8%だった「専門員等以上」の平均女性比率が、2014年には初めて10%をこえ、「専門職員・係長等」は、17.3%から28.7%に上昇している。しかし職階が上位にいくほど女性比率が驚くほど低くなることに変わりはないことは非常に残念である。時限立法「女性の職業生活における活躍の推進」に関する法律も成立したが、今後の情勢を注視してゆかなければならない。

育児・介護休暇休業を中心とした男女共同参画基本データ（単組別の表作成）をみると、法人化から時間が経過する間に休暇休業取得日数や取得条件等が単組により大きな差が生じていることに驚いた。実際に取得している人数も大学によって偏りがあることもわかった。産前休暇8週の単組も増えているが、代替制度が壁（とくに看護師）となって実現しないという報告もあ

り、改めて要求の難しさを思い知った。各大学の数値を分析し、今後の女性部活動につなげていく方法を考えたいと思う。構成員に制度を周知して、取得しやすい職場環境づくりをすることが重要であることも再認識した。

ポジティブ・アクションの概念やその手法等を学習した上で、各単組から寄せられた「女性教職員の積極的登用制度」や「男女共同参画の進展状況」を見てゆくことができたのは良かったと思われる。女性に限定した募集や女性比率の目標値の設定といったこれまでも多くの大学・高専に取り入れられてきた制度に加えて、管理職や評議員の女性比率設定や女性がより高位の職位につけるような工夫を始めた単組の取り組みが注目される。また、性別に関わりなく、採用の選考過程において、産休や育休、介護休取得の実績が考慮されるという制度も紹介された。育児や介護による休暇休業取得が、キャリア全体にとってマイナス要因になってはいけないという意識の共有が重要である。

大学の男女共同参画基本計画については、その中間評価や次期計画を行なう時期となったこともあり、アンケート調査や新たな計画策定が行われている単組は多い。地域または産学官民連携での男女共同参画を進める機運もより高まっており、大学内でも保育園や託児、病児・病後児保育といった主に未就学の子を対象とした育児支援に加えて、学童保育の支援が掲げられているようだ。実際に法人側の方が組合の要求よりも進んでいるという声も寄せられた。現在はいわゆる男女共同参画推進室と組合との会合が公に行われている例はほとんどないことがわかった。しかし、個人的な意見交換や協働の場はいくつかの単組で持たれていることが報告された。組合としては、男女共同参画にかかわる制度や意識が、実質的な効力を持ち、性別に関わりなく各人が自分らしく仕事をしたり生活をしたりできる環境が整備されるよう、継続的に情報・意見交換および働きかけをしていくことが重要であると考え

る。2日間にわたり今後の課題となるような意見が多数提出され、実りある時間を共有することができた分科会であった。

B 分科会報告

【B1】組合の拡大と強化

～大きく、強く、楽しい組合をめざして～

11 単組 16 人<司会:山口 桂 (中央執行委員、北海道大学)
文責 & 司会:石川 洋基(書記次長、秋田大学)>

本分科会では、様々な活動を通じた組合加入促進の取り組みや役員体制の確保・継続のための工夫などについて、三つのレポート報告を中心に、経験交流や今後の取り組みについて意見交換が行われた。

【名古屋大学】せっかく組合に入っても新人が各支部・部会に点在する状況下で、同世代の横の繋がりを培うことが出来ず、組合を去るケースが少なくなかったこと。こうした中、全大教青年部の企画に参加し、全国には自分と同じ目線で語り合える仲間がいることを実感したこと。7 対 1 看護で看護師が大幅増員となり、看護師オリエンテーションを中心に若手の組合員が大幅に増加したことも転機となり、同世代が繋がる事が出来る場所を作ろうと、全大教青年部の企画に参加した組合員が中心となり、青年部を再始動させた取り組みの報告がされた。

【東京大学】職員組合だと教員は加入できないとの誤解が生じていたことから教職員組合に名称の変更を図ったこと。若手組合員がいなくなったため休止していた青年部を若手組合員の加入をきっかけに復活させたこと。昼休みにお弁当を持ち寄って専門家の話を聞き、意見交換をするランチョンセミナーを昨年の3月より18回開催してきたこと。地域の人の参加も多い東職シネマカフェを3年前から9回行ってきたこと。労働相談活動を通じて組合に加入する人が増えていること。60周年を迎えた東職の活動記録を精査し、きちんとした資料として整理し、後に引き継ぎたいとOBから申し出があり、東

職資料整理チームを立ち上げたことなどの報告がされた。

【大分大学】 今期、組合執行部を中心に組織拡大委員会を組織し、加入促進に力を注ぐようにしていること。大学が抱えている問題を組合員及び大学の構成員で広く共有できるように、組合ニュース以外に「大分大学の論点」を発行していること。役員体制の確保及び継続の為の工夫として、役員定数を副委員長と書記次長を若干名と規約の一部を改正し、次期の委員長・書記長候補が副委員長・書記次長を務めることが出来るようにし、書記長を務めた次の年度は、副委員長として次期の書記長のサポートしている。執行委員についても、これまで執行部に入っていなかった組合員に広く声をかけることにより、役員体制に流動性をもたせるようにしているとの報告がされた。

今回の分科会では、二つの単組から青年部の再建の報告があった。若い世代がつながれる場所、新人組合員が成長できる場所としての青年部。その重要性が改めてクローズアップされたのではないか。

また、組合の役割・活動が見える・分かる取り組みということでは、ニュースとは別に「大学の論点」を発行しているとの報告や、ほとんどの参加単組から各種レクリエーション（分科会で紹介のあった内容 新人歓迎会、ピアガーデン、バスハイク、女性部食事会、ランチョンセミナー、シネマカフェ、食事会、クリスマス会、学習会、バーベキュー、サマーフェスティバル、など）に取り組んでいる。企画にあたっては、教職員の交流（地域含む）を重視し、時節に合った企画を失敗を恐れず行っているとの報告がされた。

組織拡大では、看護師オリエンテーションなど新歓期の取り組みや、相談活動を通じて再加入させた経験などが報告された。また、増やさなければ必ず減る。教職員の中に意識の変化も生まれている。新人への働きかけはもちろんだが、未加入の教職員にどう働きかけていくかという点も大事ではないかとの意見も出された。現状から出発しつつ、全教職員を視野に入れた取り組みをどう具体化していくのかが各単組共通の課題といえる。その第一歩は、組合の果たしている役割（その可能性）に確信を持つことではないだろうか。

B 分科会報告

【B2】教員の待遇・労働条件と教育研究環境

29 単組 37 人 <司会：中富 公一（中央執行委員長、岡山大学）
司会：中道 一心（中央執行委員、高知大学）
文責：笹倉 万里子（前中央執行委員、岡山大学）>

近年、大学改革の名の下に教員の労働環境・労働条件が大幅に悪化する事態となっている。そのため前々回ごろから B2 分科会はレポートや発言が増え討論時間が足りないほどである。今回も資料集に載っているレポート 3 件、レポートなしの報告が 2 件、全大教から 2 件の合計 7 件について発表・討論を行った。

今回の内容は、主に文系の改組問題、昨年から問題となっている年俸制問題、任期制や非常勤といった不安定な教員待遇問題に大きく分けることができる。

改組問題では京都大学からのレポートと鹿児島大学からの報告があった。改組、特に文系改組に関しては、文科省には明確なビジョンがないということが明らかになってきている。かといって大学の自主性に任す度量も文科省にはない。今回も大学の改組案に対し毎回文科省がいうことが違うという状況が報告された。改組問題に関しては大学間での情報共有が必要で、組合がその役割を担うのがよいのではないかという意見が出た。全大教の地区別会議や単組交流ルームあるいは教員交流ルームなどを通じて情報共有ができることが望ましいと思われる。

昨年から問題となっている教員年俸制については岡山大学からの報告と全大教からの予備調査の報告があった。年俸制については大学によって対応がかなり異なっている。全体的に見ると年俸制に関して積極的な大学は少数派のようである。国がかかげた年俸制の目標人数も全体としては達成されていないという。しかし、個々の大学の中にはすでに年俸制の教員が目標人数に

達しそうなところもあるし、いくつかの大学では新規採用の教員は全員年俸制という制度となっている。この年俸制の影響がどう出るかは長い目で見ていく必要があると思われる。全大教の賃金調査部と教員部では今後年俸制についての調査を予定している。

不安定な教員待遇問題では、任期制について首都大学東京からのレポート、非常勤講師の待遇について全大教教員部からのレポートがあった。首都大学では2005年発足時に全員任期制・年俸制を標榜し任期制に同意しない教員を給与面で冷遇した。新規採用者は全員任期制・年俸制であった。しかし、長年の交渉の結果2015年に全員任期制は撤廃されるという大きな成果を得た。首都大学のレポートはその長年の地道な経緯が記されている貴重なものである。

非常勤講師の労働条件について2015年に全大教教員部でアンケートを実施した。回答は22単組と少なかったがおおよその傾向は見えたとと思われる。非常勤講師は改正労働契約法および研究開発力強化法の適用対象になっており、10年を超えて契約が継続すると無期契約への転換権が生じる。しかし、今回の調査では多くの大学が雇用期限の上限を設定しておらず非常勤講師に関しては実質的に無期雇用を前提としているという実態が明らかになった。また別な問題として本来は「雇用」であるのが自然である非常勤講師について「業務委託」や「委嘱」という契約を取っている大学があり、それが適切かどうか確認が必要であると思われる。今回は非常勤講師の労働条件について調査・報告したが、非常勤講師だけでなく任期制の教員についてもその実態を把握するべきとの意見があった。

最後に2016年に予定している教員アンケートの内容について議論した。教員部では来年度の実施に向け多くの方のご意見を反映させたいと考えている。全大教教員部交流ルームなどでご意見をお寄せいただきたい。

B 分科会報告

[B3] 事務職員

5単組 6人 <司会：高島 悟史（事務職員部委員、東京大学）
文責&司会：武市 全弘（事務職員部長、名古屋大学）>

事務職員分科会は、(1)労働条件の改善（昇任・昇格の改善、人事異動や人員配置の改善、超勤縮減、メンタルヘルス、職員評価など）、(2)事務職員のあり方と将来像（大学運営への参画、専門能力の向上、グローバル化対応、異動官職問題など）を主なテーマとして、参加者の職場で起こっていることや感じていることを交流しながら、事務職員に共通する課題について理解や議論を深め、職場での取り組みに活かすことを目的に開催した。

参加者は、定年退職後の再雇用事務職員と、組合の書記の2人と、近年まれにみる最悪の参加状況であった。全大教事務職員部としての呼び掛けの弱さに反省しつつも、各単組における事務職員組合員の活動状況や、事務職員組合員の減少を反映しているのではという懸念がある。

分科会では、最初に自己紹介を行い、参加の目的について紹介してもらった。

レポート報告はなかったため、分科会開催の趣旨に基づき、各参加者から自由に発言をしてもらった。

ここ数年、教研集會事務職員分科会の参加者が少ない原因は、教職員研究集會参加のための旅費が単組1人であり、そのため教員が優先されてしまうのかもしれないが、やはり事務職員が積極的に参加していこうという体制になっていないからではないかと発言があった。

参加された単組の事務職員は、不満はあるが、それを組合で解決していこうということまでは至っていないようである。

最近は在学した大学に就職するケースが増えてきており、その理由は分析できていないが、仕事に対するプライドをもっているが、組合加入について

は消極的であり、なかなか食い込んでいけないと報告があった。

また、今までは、多くの教職員が組合加入をしていたが、若い人に加入を継承できていないことがどこの大学でもあるようだと発言があり、事務職員の組合加入について議論した。

とある大学では、10年前に行った事務職員へのアンケート調査を昨年に行い、改めて多くの不満があることが分かった。アンケートが匿名のため、結論が出ない無意味な会議をしてほしくないなどの教員への不満や、組合に入っても結局は教員の僕のものであると大学内における職階軽重の意識があるなど、教員も職員も同じ職員という意識に立っていない問題が指摘されるなど、赤裸々な意見が出されたようだ。

さらには、ストレスが増えるから組合に加入しないという意見や、組合に加入していなくても、労働条件は同じように改善されるなどの意見もあったとのことである。

非常勤職員も不満が多いが、組合加入には至っていない状況とのことである。

次に、アンケートからは、出勤時間に遅刻する者、たばこを吸いにいって戻ってこない者など、事務職員間での不満も出されていた。他の大学では、法人化後、サービス残業問題で労働基準監督署が調査に入ることが多く、勤務時間にうるさくなったので遅刻が減ってきたとの報告もあった。

規定の労働時間は短くなったが、土日に出勤しているものもいる。また、メンタル面で疲れている人も多くいることが報告された。仕事が多いため、非常勤でもいいから増やしてほしいとの意見もあるそうだ。

組合加入については、組合の存在自身を知らない場合もあるため、組合の要求により、新規採用時の研修には労働基本権の研修をさせている大学もある。

組合加入のメリットとして、教職員共済の総合共済は、組合員しか加入できないため、メリットとして紹介できることや、労働金庫からのローンについても貸付利率を組合の紹介があれば低くできるメリットなども、紹介しながら組合加入をすることも紹介された。

法人化されたが、大学も組合も、労働法（者）の意識になっていない。労働者の保護と管理者の責任や、それに対する教育もないのが現状である。

ある大学では、賃金減額訴訟にかかりっきりのため、事務組合員が組合を脱退したケースもあり、バランスのとれた運動の必要性が指摘された。続いて、事務職員の評価について議論を行った。

評価については、形式的には存在しているが、まともに評価の作業をしていないという実態も紹介された。これはしかし、評価をボーナス等に利用するわけでもないし、そもそも基準があいまいで、正確な評価ができるかという点で、実施できていないことのほうが正解であると思われるが、関東地区だけの現象かもしれないと報告があった。少なくとも東海や近畿の大学では、形式的であったとしても実施をしている。特に若い職員は、まじめに目標などを立てており、今後実質化していく可能性もある。

第2期中期目標計画期間に入ってから、各大学・学部の立てた目標・計画に沿って、各職員が目標を立てるように通知されるケースが目立った。実際には、業務を遂行していくことがその目標に向かうことになるので、なんともトンチンカンな通知である。

また、目標についても、あまり細かく高い目標を設定すると自分の首も（上司の首も）絞めることになるので、ほどほどの計画を立てるような指導をしているとの発言もあった。

最近就職してくる職員は、大学生時代の教育もまじめにやっているのので、文書や報告書作成もまともだとの評価もあった。

続いて、業務改善について若干議論をした。特に教員等に対する発注権限を大きくして、事務の会計業務負担を軽くすることは、各大学とも共通していた。ただし、研究費の不正に対する取り組みとの関係もあると指摘があった。

人事異動については、系列を変えずに異動する大学と、クロス人事をやる大学もある。

また、とある大学では、原因は不明であるが、年齢にかかわらず2年での異動が増えてきた。異動は、若年層時代と中堅以上では、例えば教務など系

列によっては、期間の変化もありうるとの意見もあった。

超過勤務問題については、上司が帰らないので早く帰れない、ノー残業デーに超勤しても超勤手続きをしない、自己研鑽と称してサービス残業する、プロジェクト経費やグローバル化などで業務が格段に増加している教務系、学内委員会等の会議が授業終了後に行われるためどうしても超過勤務時間帯になる問題を、朝に委員会を開催することで解決したこと、などの報告があった。

とある大規模大学では、超勤経費が5億円で、予算は全学から支払うため、部局での予算制限はないこと、超過勤務時間の割増率を135/100にした大学もあるとの報告があった。

超過勤務問題と関わって、安全衛生や健康管理面についても話題提供があり、これに対する予算確保の難しさや、ストレスチェック制度など新たな健康管理での諸問題も指摘された。また、メンタルヘルスに対する組織的な体制が未整備な大学、職場の担当職員と産業医でメンタルヘルスに対応している大学、担当者別・事業所別に年2回メンタルヘルス研修を実施し、具体的な事例で、言うてはいけない言葉など対応の措置方法や心構えを教えてくれるとの報告があった。

このほか、昇任・昇格問題について、大学全体の状況として依然国家公務員と比較して遅い状況について報告があったほか、大学ごとの要求活動について意見交換を行った。



B 分科会報告

【B4】技術職員 ～昇格改善実現に向けて～

19 単組 23 人 < 司会：中田 淳二（技術職員部常任委員、大阪大学）
司会：本多 将和（中央執行委員、松江工業高等専門学校）>
文責：服部 崇哉（技術職員部常任委員、名古屋工業大学）>

今回のテーマは「技術職員～昇格改善実現に向けて～」であり、昇格改善に向けた各組織の取り組みや見解が議論された。一日目の導入として電気通信大学より提出されたレポート「技術職員の4級の塊と5級不在に問題があり（分科会レポート集 pp.37-38）」の解説がなされた。同レポートでは2015年3月31日に行われた技師（技術職員）単独の団体交渉結果が中心に据えられ、結果として5級の不在と4級の塊という状況に問題があると大学側は認めたものの、総じて組合側の質問や指摘を大学側は濁し続けたことが報告されている。また、事務と技術の昇格に明らかな差があるにもかかわらずそれを頑なに認めようとせず、結果的に技師の意欲がそがれている実態は、同大が掲げているUECビジョン2018の「構成員の意欲を高める多角的な業績・人事評価を行う」という理念に大きく反すると指摘した。

続いて名古屋大学から「技術専門員制度下での処遇改善の課題とこの間のとりくみ（その4、分科会レポート集 pp.39-40）」の解説がなされた。同レポートでは現時点で0人の6級技術専門員を実現するための考察が焦点となっている。同大では選考基準に基づく専門員制度を用いており、技術専門員の級別定数は長らく22とされていたものを同大職員組合の団体交渉により2014年度には30まで増やすことに成功している。次なる目標は6級の技術専門員を実現することで、在級4年とされた5級から6級への昇格基準が適用されれば2020年度以降に6級へ昇格が可能となるはずであり、引き続き慎重に見守ることが課題とされた。

最後に九州工業大学より「全学組織化に向けた動向（分科会レポート集

pp.41-42)」の解説がなされ、同レポートでは待遇改善には組織化が必要と大学側から指摘されたため組織化に踏み切ったが、結果として大きな変化は見られないと指摘されている。同大では2015年度より従来の三つの技術部から戸畑・若松キャンパス技術部と飯塚キャンパス技術部の二つの技術部に組織再編を行った。しかし、60人の3級に対して2級以下は12人、4級以上は5人という極端な人数比率に大きな変化はなく、5級は技術長に、4級は副技術長に昇任しない限り昇格しにくい点や55歳以上でも3級の技術専門職員が少なからず存在することによる3級退職など危機的な状況を改善するために現在評価システムの検討を行っている」と報告された。

二日目は各単組における諸問題と技術職員交流会議の追加テーマについて議論された。佐賀大学より同大で独自に実施した技術職員実態調査の結果報告があり、4・5級の技術専門員の割合を今後増やしていくことが課題とされた。大阪大学からは施設系技術職員と比較して教室系技術職員の昇格が明らかに抑制されていると現況調査の結果より指摘した。具体的には施設系63人に対して教室系132人と倍近く多い反面、施設系の6級3人に対して教室系は1人、あるいは施設系の7級1人に対して教室系は0人という状況である。

定員削減問題および短時間ないし有期の非常勤職員への置き換えについても大阪府立大学を始めとする複数の大学から現場の悲鳴が聞かれた。大阪府立大学では、業務量は年々増加の一途を辿っているにもかかわらず定員削減が断行され、有期で学内最低賃金に近い非常勤職員を求人しても人が来なくて当然と言わざるを得ず、切迫した状況で抜本的なアプローチの転換が迫られている。これに対し、技術組織で一貫して採用を計画する姿勢が重要で、各研究室や学科、センター等で安易に技術補佐員を雇うのはこれを加速させる要因になり得るとの意見が出された。

また、国立大学法人等職員採用試験受験者の多くは国家・地方公務員も併願していることが多いことから、苦勞して採用枠を用意しても条件の良い方に流れてしまい常勤採用もままならない状況も複数の大学から報告された。これに関連して選考採用された職員は30代で2級止まりという劣悪な待遇

を被っている福井大学からは、現在特別な理由がない限り試験採用で求人しており、選考採用組の待遇改善を引き続き努力していく旨が報告された。名古屋大学からは採用部局との話し合いで、途中退職者の補てんは必ず行うことに加え、定年退職者の補てんも調整の場を持つことになっており、前者は勿論、後者についても話し合い以降は例外なく採用枠の確保ができています報告もなされた。

技術職員交流会議の追加テーマとしては、技術職員の評価基準とその公平性について、採用形態の差、標準職務表の有無などが挙げられた。採用形態については試験採用の他にどんな採用形態があり、試験採用と比較して有期・無期やフルタイム・パートタイムなど具体的にどの様な差が存在するのかを明らかにする意図である。

総括すると技術職員の解決すべき課題は大きく二つのフェーズに分けることが出来る。一つは最低限の定数を確保し、新規採用や非常勤職員の登用等により常勤職員として配置すること、一つは標準職務表と適切な評価制度を用いて3～6級の昇格を事務職と同等以上に引き上げることである。他機関との情報共有を密にしながら自組織の問題点を今一度整理し、大学側とともに落とし所を地道に模索していくことが肝要であろう。2015年12月には技術職員交流会議が開催予定であり、これに先駆けて技術職員昇格・手当支給実態等調査も実施予定である。交流会議を実りあるものにするためにも、可能な限り多くの関係機関にご協力をお願いする次第である。

また、一日目の夜に開催された意見交換会では例年に違わず多くの方にご参加いただき、より突っ込んだ情報交換などで大変盛り上がった。最後に本分科会にご参加いただいた皆様を始め、本集会運営にかかわられた全ての方々はこの場を借りて厚く御礼申し上げる。

B 分科会報告

[B5] 図書館職員 ※開催が中止になりました

B 分科会報告

【B6】 大学共同利用機関

2 単組 3 人 <司会&文責：栗原 良将（大学共同利用機関部委員、高エネ研）>

大学共同利用機関法人は、全国に 4 機構・19 研究所・施設等があるが、残念ながら組合活動が行われている組織は多くない。全大教には、国立天文台、国立国語研究所、宇宙科学研究所、高エネルギー加速器研究機構の職員組合が参加する。

今回は、高エネルギー加速器研究機構と国立天文台からの参加で、主に年俸制・評価制度について、じっくりと情報交換を行った。

高エネルギー加速器研究機構からは、賃金請求裁判一審の不当判決と控訴審の闘いについて、および現在10月1日から導入される予定の年俸制について、報告がされた。国立天文台からは、自然科学研究機構全体で議論されている、年俸制とそれに付随した評価制度についての報告があった。

高エネルギー加速器研究機構と国立天文台は、プロジェクト中心の研究体制や、共同利用のためのサービス業務・深夜のシフト勤務等、共通する部分が多く、大変に有意義な情報交換となった。

最後に、今後も国語研・宇宙科学研も含めて交流を続けていくことを確認した。



B 分科会報告

【B7】 附属学校

10 単組 21 人 <司会:佐野 直樹(附属学校部委員、奈良教育大学附属学校園)
司会 & 文責:黒川 陽司(附属学校部委員、神戸大学附属学校)>

【基調提案より】

附属学校部会では、ここ数年、次の五つの課題にとりくんでいる。

- ◇労働条件に関する公立学校との不均衡を改善する
 - ◇教職員や予算の削減による労働過重をくい止める
 - ◇公教育の発展や国民のための学校・園づくりをめざして実践的研究をすすめる
 - ◇多くの附属学校園職場が全大教に結集することをめざす
 - ◇附属学校間および附属学校と大学組織との連携を強める
- これらの課題をもとに、5本のレポートがあった。

【1. 奈良教育大学附属より】 「給食の食材でつながる 子ども・家庭・地域」 奈良教育大学附属小 栄養教諭 阪口美香

◆地産地消のよさを教員・子ども・保護者と共通理解しながらすすめており、自校方式であることで誰がどこで調理しているのかが子どもたちにとってわかりやすく、給食が学校での楽しみの一つとなっている。

(他校の情報交換)

神戸大学附属特別支援(自校方式)からは、給食のあり方そのものを大学が継続検討しており、大学の調査で民間委託の方がお金がかかるが、何かあったときの調理員の代替が確保しやすいという側面もある。今のところは

各校ともに自校方式である。調理員は大学雇用であるが、非常勤で5年雇用期限がネックとなっている。和歌山大学附属小（自校方式）は、奈良教育大学附属の給食と学習が関連づけられている点に感心されていた。また、アレルギーの除去食等、保護者の関心は高い。福井大学付属小（民間委託）では、施設は自校で、栄養教諭が細かい指示を出している。小中合わせて700～800食はかなりの激務である。地場の野菜などがディスプレイされている。教科とのリンクさせていくことも考えて、教員と調理員との距離を縮めていきたい。和歌山大学附属中では、家庭科の調理実習で小学校の献立を考えたりもしている。金沢大学附属幼小中とも、給食は実施されていないが、特別支援学校は給食が実施されている。また金沢市公立学校はアレルギーの除去食未対応という情報もあり、子どもたちの食の安全を守るために我々ができることは何か、議論する機会となった。

【2. 神戸大学附属より】 「附属特別支援学校の諸問題」

神戸大学附属特別支援学校 黒川陽司

◆スクールバスの運営委託問題

現職の運転手の方が65歳で退職されると、行二職の不補充の原則がネックとなり、今後民間委託の可能性がある。子どもたちの安全を守る視点から大学が責任を持って雇用を継続する現状維持の方向で今後交渉にあたることが報告された。

(他校の情報交換)

金沢大学附属特別支援では、大学所有のスクールバスがある。運営は、民間委託されている。学校行事では、自由に使用できている。福井大学附属特別支援では、特支のバスを、附属学校園で共同して使うこともある。

◆式典における国旗国歌の扱いについて

(他校の情報交換)

金沢大学附属中では生徒が主体の場合は、国旗は使用しない。金沢の公立は、国旗国歌は式典では普通生徒が伴奏をする。金沢大学附属特支はCDを流す。舞台上には国旗を掲揚する。和歌山大学附属中は金沢大学附属中と同じ、歌入りの「君が代」を流している。

奈良教育大学附属小は奈良教育大学附属中の卒業式（産経新聞の報道）の件、附属小では子どもたちの会としている。権力からの押しつけに反対する。教職員が一枚岩になれるかが課題である。名古屋大学附属中は法人化以前より、国旗掲揚を行っていたとのこと。

筑波大学附属は生徒の国籍が多様化しており、「国歌」の捉えが様々である。式典では歌詞入りの「君が代」を流している。名古屋大学附属中は校長から集团的自衛権、安倍首相に対する批判的な発言に対して教員からクレームがあった。県からの教員と大学採用の教員で教員間が二分している。

福井大学附属小は99%交流人事であり、福井では、公立を含め儀式的行事には、国旗国歌は当たり前になっている。外国では、国旗国歌に愛着を持っている人も多い。

岡山大学附属小は式典に限って「君が代」については指導をしている。

文科省大臣が各国立大学に式典での国旗・国歌の適正な実施を要請したことを受けて各大学や附属校での現状を知る機会となった。教員間でこの課題については毎年よく論議し、共通認識しておくことが職場を分断しない大切な視点であることを確認した。参加された単組からは様々な実施状況を情報交換したが、やはりこの問題に関しては、強制するものではないという考えが大切であることが確認できた。

【3. 名古屋大学附属中より】 「再雇用の働き方」

名古屋大学附属中学校 中野和之

40 hフルタイム 20 hハーフタイムの選択
年間440万円 年間220万円 専任で雇用できる人が減る。

20 h ハーフタイムでは労働条件も厳しく、非常勤に対するしほりもできていない。

本校の仕事が本務である。他の学校との兼務が難しい。40 h フルタイムでは、「役職をしない」が、「担任は外す」から「担任もする」に変更になってきている、との報告があった。

【4. 福井大学附属小より】 「2014 年度附属学校園の要求と実現」

福井大学附属小学校 宮本泰成

T, T, 加配がつかない状況にある。女性教員の産前の休暇が6週である等、公立学校との格差が非常に激しい。附属にくるときからマイナスイメージでスタートしている。条件面で、公立並みを要求するのは難しい。そのため、附属に来たがらない状況にある。

【5. 筑波大学附属より】 筑波大学附属駒場中・高校 高橋宏和

「スーパーサイエンスハイスクール (SSH) の現状と今後の展望」

筑波大学附属駒場高校

「スーパーグローバルハイスクール (SGH) の現状」

筑波大学附属坂戸高校

筑波大学附属からの SSH の取り組みの報告では、2002 年に初年度は SSH 指定校は 20 数校だったのが、今では 200 校を超えている。パラマキではないかとの意見もある。1 期、2 期、3 期と期ごとにテーマを設定し、「生徒同士の教え合い」をテーマとし、小学校に出前授業に出向くこともあった。2 期目から科学オリンピックの全種目に出場し、外に目を向けるような取り組みをすすめた。2020 年の東京オリンピックに向けた「オリンピック教育」も SSH や SGH と平行して行われている。

また SSH 指定校同士の連携もすすめており、立命館大附属や横浜市立横浜サイエンスフロンティア高校とともに取り組みをすすめている報告もあった。文科省としては、とにかく結果数値を出すことに重きを置いているようで、圧力もあるようである。したがって現場では本意ではないことをさせられているような思いも根強く、教師も休みなく働いてしんどい状況が続いている。絶えず新しいことをして生き残りをかけた競争が存在しており、いったい何を目標しているのかわからない。

金沢大学附属からは SGH の取り組み内容が報告された。韓国などの諸外国の高校と姉妹校協定でなく提携という形をとっている。120 人の学生が台湾師範大学附属高級中に行って文化比較を英語でディスカッションしたり、逆に台湾から数名の学生を金沢に招く双方向の交流を大事にしている。またアウトプットという評価項目があり、留学や国際コンクール、国際化を掲げる大学への進学、海外へ進路をとるなど外へ外へという文科省の要望に応えないと評価がもらえない状況になっている。

今後の SGH の課題としては「アクティブラーニング型の SGH」SGH そのものの指定も単に英語に特化した学習をしているだけでは指定をもらえない。課題研究や地域密着型学習などの学校が指定を受けている。名古屋大学では、総合学習の取り組みで長年平和学習に特化した学習をすすめていたが、SGH 指定を受けたことでそれを崩さざるを得なくなり、教師の忙しさが増えた。

情勢的に今後どういう方向にいくのか、我々教員も視野を広くして考えていくことが大切であろう。また、今はとにかく英語で方法論を語ることが多いが、日本語で何というのかそこから始めないと今何が課題なのか共有することすらままならない。論議としては情報交換で本質的な課題（附属は子どもたちにとってこれからどうあるべきか、何を大切にしていくなかなど）を深く考えることが時間の都合上難しかった面もあったが、現状を知り合い共有する教研集会となった。

B 分科会報告

【B8】非常勤職員 ～どんな取り組みをしていますか？ 成功例はもちろん失敗例も含めて教えてください～

15 単組 23 人 < 司会：末益 洋子（非常勤職員部長、京都大学）
飯田 浩美（非常勤職員部委員、名古屋工業大学）
文責：小野 和泉（非常勤職員部委員、佐賀大学） >

専門部より、部会として初めての神戸での交流集会開催、部会委員会の活動報告があった。全大教ウェブサイトメールアドレスを登録し、非常勤職員交流ページを情報・意見交換の場として活用していただきたいとの説明の後、各大学から報告をいただいた。

【首都大学東京】 2005 年法人化から、非常勤職員の待遇改善に取り組み、雇用期間の短い非常勤契約職員をより期間の長い常勤契約職員への内部登用制度を作り、さらには、正規職員化を実現してきた。今年度からは常勤契約職員制度が廃止され、現行の常勤契約職員は正規へ一括切り替えとなった。非常勤契約職員の雇い止め問題は残っており、正規職員への登用試験のあり方や、正規となって非常勤の時より月給が減少するケースが出るなど問題がある。それぞれの待遇改善に引き続きとりくんでいきたいとの発言があった。

【信州大学】 四つのキャンパスに分かれていることから「たこ足大学」と言われる。2005 年当時、全国では画期的にも雇い止めの撤廃を勝ち取った。署名活動、学長との直接交渉の成果である。それから 1 年毎に更新が行われてきた。2008 年には「勤務成績調査シート」が提示され、評価点数が 80 点以上で条件付きであるものの実質雇い止めは無かった。

しかし、2013 年 4 月に突然「更新しない」と書かれた労働条件通知書が配布されたため、組合は直ちに公開質問状を送った。回答は、「労働契約法の改

正があったので、今後については新規にこれから検討する」とのことで、方針が示されなかった。

現状を知る為のアンケート調査では、非常勤職員の働く実態が明らかになり、切実な声があった。団体交渉を幾度も行い人事制度調査検討部会への申入れで、委員会が組合代表者側の意見を聞く場を設けることで決着した。

今年1月には条件付きではあるが、無期雇用転換制度を実施すると通知があった。分科会参加者からは、協定書をきちんともらうようにとの意見が出た。しかし、10月1日で学長が変わるため、審査、評価の仕方にも注視していく必要がある。問題点としては1日6時間以内の職員が規定から漏れている。賃金は、法人化以前の雇用者が約10年間ベースアップなしである。改善していきたいとの発言があった。

【名古屋大学】 法人化後に採用されたパート職員の最長雇用年数は5年が上限である。しかし、組合運動で再雇用の道を開いた。期限満了後、クーリング期間無しでも「公募」を経て再雇用されることができる。ただ、周知徹底がなされていないケースが見られるため、当事者が泣き寝入りすることが無いよう注意して目を光らせていく必要がある。

正規への登用制度はあるが、当局の「5年以上の正規化をしよう」という口車に乗ってしまったために起こった問題も報告された。登用制度の原則を訴え、取り残されている職員の洗い出しと諦めてしまった人達の正規化をサポートしていきたいとの発言があった。

組合の取り組みでは、複数キャンパスでの「組合説明会」を実施、場所を変え、テーマを選びパワーポイントを利用するなど内容にも工夫を凝らした効果で以前から加入している組合員からも反応があった。身近な組合員からの声掛け、組合員の働く姿が新しい仲間を増やすことに繋がるという姿勢が印象に残った。

また、学内の運動と同じく交流会、大会参加も他大学の現状を知る上で大事であるという積極性に意気込みを感じた。

【京都大学】 時間雇用職員部会を定期的にもち、主に雇用継続の問題に取り組んできた。雇用が部局にまかされているため個別的な対応が多く、雇用継続問題を共有し全体の取り組みにしていく工夫が必要と考えている。組合組織が弱くなっている支部では、いろいろな声が届きにくくなっていてそういった支部への援助が大きな課題となっている。2014年に廃止された交通費については、時間単価を低く抑えられ不利益となったり、従前の交通費が支給されている場合もその金額が更新の判断材料となるかの発言があったり問題が多い。そのほか、夏期一斉休業の有給化や、夏季休暇（リフレッシュ休暇）の比例付与の要望など、今後も交渉していきたいとの発言があった。

持ち込み資料では、佐賀大学が直近の団体交渉を報告した組合ニュースを発表し、前進面や交渉が進まない事項を報告した。都城高専は、正職員と非常勤職員の待遇差を表にした内容を発表された。各単組から活発な質疑応答があり、意見と情報交換が行われた。

【大阪大学】 大量解雇について、報告を受けた。状況として、143人が今年3月に雇い止め。4百数十人が退職、部局単位で転職先を斡旋し転職、定年前の方は慰労金をもらって辞めた。教室系は5,6ヵ月前に大学との雇用を切った上で、学部予算で雇用をつなぎ4月に再採用（クーリング期間を経て）された。未確認が数件あった。

正職員化については今年度から教養試験がなくなり、エントリーシート（小論文）と面接のみとなった。

準備していた労働条件調査表については、時間切れとなった。集約も不十分で分析も見直しが必要なため、今後の課題とした。

レポート報告に、参加者の専門分野の知識から説明を聴くことができ、今後の取り組みの上で大いに参考になった。

組合活動の取り組みが、名古屋大学、京都大学のレポート報告の中でも言及されていました。発信するものもポイントで説明していく。基本的なことに立ち返って新規に採用された方に声を掛けていくなど、取り組み方も大事だと勉強になった。

C 分科会報告

【C1】未払い賃金請求訴訟提訴単組交流会

17 単組 24 人 <司会&文責：品川 敦紀（山形大学）
司会：中道 一心（中央執行委員、高知大学）>

【1. C1 分科会の趣旨】 本分科会は、全大教の呼びかけに呼応して提訴に立ち上がった未払い賃金請求訴訟単組の三つ（福井大学、富山大学、新潟大学）が集中する北陸、金沢大学での開催という事で、訴訟単組の一つである山形大学の品川と同じく訴訟単組である高知大学の中道先生がコーディネーターとなって、訴訟単組間での現状と経験の交流、争点への対応についての意見交換を目的に開催した。短期間での参加の呼びかけにも関わらず、福岡教育大学、高専、高エネ研、京都大学、富山大学、山形大学、高知大学、電通大学、福井大学、和歌山大学の各単組関係者とその他の 17 単組から 25 人の参加を頂き、貴重な情報・意見交換ができた分科会となった。

【2. 先行四訴訟の判決内容と第二審での闘いについて】 はじめに、森戸全大教中央執行副委員長より、これまでに判決の出た高専、福岡教育大学、京都大学、高エネ研の判決の概要と特徴を、8月8日開催の全国弁護士会議での議論の概要と合わせて、簡単にご紹介いただいた。

四つの単組の訴訟で判決が出て、残念ながら全て敗訴となったが、いずれもすでに控訴したこと、その中で、福岡教育大学訴訟については一審の労働契約法の解釈の誤りについて、岡山大学 藤内教授の意見書を、また、高専訴訟については、無借金経営の被告の支払い能力について、根本公認会計士による意見書を提出して闘っていることが紹介された。

全国弁護士会議での議論、分析では、この間出された判決は、まず、被告勝訴の結論ありきで、被告を勝たせる目的で、労働契約法を全く逸脱した論理展開を行っているのが特徴とのことであった。詳細は、全大教時報 Vol39

(臨時増刊号 2015.9)を参照されたい。中でも、こうした賃金の大幅切り下げという不利益変更を行う場合、高度の必要性として、第一に財政上の逼迫がなければならぬのに、財政上全く問題のなかった京都大訴訟まで、準用通則 63 条の「社会一般の情勢適合」原則を持ち出し、また、文科省による強い要請を持って高度の必要性を認定しているのは、労働契約法逸脱も甚だしいとのことであった。

【3. 先行訴訟単組からのアドバイス等】 続いて、すでに控訴審を闘っている福岡教育大学、高専協議会、京都大学、高エネ研の各単組から、一審判決の特徴、控訴審の現状の紹介と後続訴訟単組へのアドバイスを頂いた。

福岡教育大学の西崎氏(全大教副委員長)からは、岡山大学 藤内教授による意見書を出したが、陳述は認められず9月7日に結審してしまった。やれることはすべてやったので悔いはないし、とくにこうすればいいとのアドバイスもない、との発言を頂いた。京都大学の石田氏(全大教中執)からは、10月13日に控訴審第1回の口頭弁論があり、3人が陳述予定であり、専門家の意見書も2本出す予定との紹介があった。松江高専の本多氏からは、10月7日に第2回の弁論期日があること、現場からの意見陳述書を集めて出す予定であること、第3期中期目標期間に入って高専全体で13億円減額されそうで、各地区(ブロック)で対応が協議されているので、本件での対応のためそうした協議を行わなかった点を追及する予定などと紹介があった。高エネ研の栗原氏からは、一審判決では、「運営費交付金の減額があるまでは賃下げはしない」との労働協約がありながら一方的に賃下げを行ったことについて、原告側の解釈について、それを確認したやりとり(文書等)がないことを理由に、被告側の主張を認めていること、今後、元茨城大学教授の深谷先生に意見書を書いてもらう予定であること、等の紹介があった。

【4. 後続訴訟単組からの現状報告】 次に、まだ第一審を闘っている単組から発言を頂いた。

福井大学の谷口氏(原告副団長)からは、レポートに基づき、第8回口頭

弁論まで来ていること、主な争点は他訴訟とほぼ同じである（文科省からの要請、社会一般の情勢への適合）などの紹介があった。被告側主張の山形大学訴訟での被告側主張との類似性が目立った。電気通信大学の水谷氏（全大教中執）からは、9月9日第8回口頭弁論があり、争点がかかなり煮詰まって来た感があること、今後財務問題が残っていることなどの紹介があった。また、この訴訟を通じて組織拡大をはかっていることも紹介された。和歌山大学の西本氏（書記）からは、被告側は、京都大学の被告主張をなぞっている感じであること、財務分析を依頼した高橋公認会計士が急逝されたので、意見書に押印がなくて困っているなどの紹介があった。富山大学の高瀬氏（書記）からは、不利益の程度について3人が陳述したこと、その中で、40代で結婚したため、子育て費用もかさむ上、自らの老後資金として多額の生命保険に加入していて、大幅賃下げで生活が大変であったこと等の深刻な状況の陳述があったことが紹介された。富山大学の訴訟は、すでに結審したため、控訴する場合の弁護士費用について知りたいとの質問が出された。福岡教育大学の西崎氏からは追加で支払った、高エネ研の栗原氏も一審と同じ額を支払った、全大教の森戸氏からは高専訴訟では、弁護士から請求が来ていない、等の紹介があった。山形大学の品川氏からは、被告に支払い能力があったかなかったかが最大の争点になっていること、原告側は財務諸表の本来の正しい見方に沿えば、被告には、現金化可能な資産も、取り崩せる利益剰余金もあり、資金繰り上も問題なかったと主張しているが、使途の拘束性を言う被告の主張は素人には入りやすいので、被告主張に沿って「使途拘束」があると仮定して計算しても資金的余裕があったことも立証していること、その結果、未収金を被告の支払い能力に算入するかどうか絞られて来ていることを紹介した。高知大学の中道氏からも、高知大学訴訟の現状についての紹介があった。

【5. 訴訟における主要論点について】 この後、被告側主張に共通する「社会一般の情勢への適合」、従来通りの賃金を支払った場合の損失計上と損失回復の可能性、積立金（利益剰余金）の解釈（現金の裏付けのない「観念的、

形式的利益」との主張) などについて、意見交換を行った。

西崎氏から、通則法第 63 条の「社会一般の情勢への適合」原則とは、国と法人との関係での規定であり、法人と労働者の関係を規定する者ではないこと、従って、労働契約法の上位規程、特別法的な意味合い等無いことをしっかりと抑えておく必要があるとの意見が出された。品川氏からは、被告側は、「社会一般の情勢」とは人事院勧告だと言いつけて来たが、本臨時賃下げは、人事院勧告に基づいてなく、人事院総裁すら懸念を表明したものであるから、この通則法第 63 条に沿えば、むしろ本臨時賃下げは違法なくらいだということ、また、国家公務員の賃金が、「社会一般の情勢への適応」となっている事を見ると、「社会一般の情勢」とは、民間の賃金水準と考えるべき、よって、国家公務員だけに適用された臨時賃下げを根拠にするのはおかしいとの見解を紹介した。栗原氏からは、高エネ研で最近発覚した不適切会計のペナルティーとして運営費交付金の 11 億円減額があったが、機構は、なんとかやり繰りしてこの 11 億円分を捻出したこと、臨時賃下げ時に同じ事ができなかったはずはないとの主張をしたいとの紹介があった。

【6. 今後の闘い方について】 品川氏から仮に二審でも敗訴した場合、上告するのが得策かどうか（悪い最高裁判例作ってしまわないか）についても意見を求めた。11 月に行われる全国弁護士会議で検討してもらおうということになった。最後に、世論形成の視点での活動について情報交換を行った。大分大学の芝原氏からは、訴訟ではなく労働委員会への救済申立の闘いをやったが、学外にも対象を広げてシンポを開催したり、記者会見をするなどしたとの紹介があった。また、新聞の読者投稿欄をもっと利用すべきではないかとの提案もあった。栗原氏から、裁判官の目に触れる所でのピラまきや Facebook などの SNS なども有効に活用すべきではないかとの意見がだされた。西崎氏からは、訴訟単組で全大教のウェブサイトの他に一般に開放されたホームページを作ったらどうかという提案が出された。

C 分科会報告

【C2】教育現場における使用言語の選択について ～英語化はグローバル化？～

9 単組 12 人 <司会&文責:森 純子(名古屋大学)>

この数年グローバル化の流れと共に一般企業でも英語を公用語とする例がある。教育現場において英語のみで授業を行うことが必須になったら、それは本当にグローバルと言えるのでしょうか？真のグローバル化の意味とあり方、言語の選択についてそれぞれの職種や教育現場の様子を交換し考えたいと思いこの分科会にテーマを挙げ参加した。

【A グローバル化と高等教育での言語選択】近年、高等教育の現場で聞かれる「グローバル化」とは何を示すか？直訳すると「地球規模の」という意味になるが、元々は経済用語として発した言葉だと思われる。大学のHPでもグローバル化という表現や、またはグローバルと名の付くプログラムが多く目につく。「グローバル化」という言葉は流行言葉であると感じざるを得ないのだが、これを国際化と置き換えて考えると、日本の高等教育は国際化のために「英語化」しなければいけないのだろうか？これは、英語は必要ないという議論ではない。現に、国際機関や一般企業では英語+日本語以外の言語が求められている。日本語以外に2か国語を理解し業務レベルで使用できることが求められている時代である。となると日本人はまず英語をしっかりと習得しておかなくてはならない。

【B 急速に進められた英語化の現実】例1) 某私大のG30プログラムでのこと。ある理系教員はG30プログラムの担当に任命され、短い期間で英語のみの授業を準備することになった。受講した留学生はこの教員の英語による講義では深い学習ができないと判断し、同じ教員の日本語の授業を選択したところ、日本語がわからないにも関わらず、英語のみの授業よりも満足する知識を養うことができたと感じた。

例2)リーディングプログラムでのこと。学生は短い期間で決まったスタイルのテストにおいてのみ点数を伸ばすことを求められる。奨励金を受給する条件になっているのだ。プログラムの中の充実した英語教育を受けることで英語力は伸ばすことができるが、必ずしもスコアに反映されないのが現実である。またこれに力を注ぐことで本来の研究から離れる時間が増え、自分の研究分野に必要な第2外国語への取り組みもおろそかになっていると感じられる。

【C 高等教育を迎えるまでに準備すること】インドネシアの大学では授業は英語で行われている。しかしインドネシアではインドネシア語の他にジャワ語等地域ごとの方言でコミュニケーションされる。言語文化が日本と似ているのだが、高等教育では、研究の始めから英語で書かれた文献を手に取り、授業は英語で、議論や発表も英語で行うのである。しかし、初等教育では英語教育よりインドネシア語やジャワ語への教育を重視している。これは日本が目すべき点ではないだろうか。初等教育に対する文科省のHPを見てみると、「アジアのトップクラスの英語力を目指すべき」とある。アジアのトップクラスの英語力を持つ国は、マレーシア・フィリピン等があげられるが、いずれも美しい母国語を持ちながら共通言語が英語に変わることによって母国語を失いつつある。

以上A～Cに分けて発表を行いながら、高等教育における「英語化」について分科会を進めていった。

金沢大学の矢淵孝良教授からも発表があった。金沢大学でも、グローバル化する社会を積極的にリードする人材の育成が掲げられ、英語で学ぶ科目の比率向上が行われていることが分かった。外国語教員の中での英語化の教員の比率や学生の英語力アップの目標値などと反して、英語を母国語としない学生にとって、ある特殊なテストにおいて点数を上げることは本当に困難なことであると議論があった。矢淵教授は、大学がグローバル化を目指すならば、目標とすべきことは多様な世界を受容できる人材の育成であり、同時に英語力の強化を否定する教員は皆無であるが、本当に強化するためには特定のテストでのスコアアップではなく、学生自身に英語で学ぶ目的を自覚させ

ることである、と言われた。

この分科会が向かう論点として有意義な意見を挙げていただき大変助けられた。また、日本の大学は欧米からの留学生やアジア各国からの留学生を求めているのだろうか？どちらにしても、日本が行ってきた素晴らしい教育に立ち返る必要があることに早く気が付くべきだ。との意見もあった。

分科会の中では発表に費やす時間が主になってしまい、同意意見を聞くことに終始していたように思う。反対意見や異論を引き出し、そこからさらに議論を発展させることが分科会の役割であると考えたと力不足を反省した。

〈参加者から頂いた意見の一部を抜粋したい〉「本人が希望すれば世界のどこでも行って働ける、または世界から誰が来ても一緒に働ける人材を育成する、というのがグローバル教育の目指す方向ではないかと思います。英語力に限っても、留学生と顔を合わせた時に単語が一切出てこないというのはやはり問題があると思いますので、現在の英語の授業は改善（または増強）する必要はあるのではないかと考えています。また留学生対応としての英語での講義もある程度やむを得ないと思います。しかしそれ以外のところで本質的なところに英語を導入していく必要はないと考えております。」

これは十分な準備がなく急速に進められている「英語化」の現実直面している大学教職員の多くが持つ意見ではなからうか？

〈分科会の中でも用いた文を最後に載せたいと思う〉「教える側であれ、教わる側であれ、英語能力が劣っている場合、英語による講義には身体的ハンディキャップを背負って参加せざるをえないことになる。表現が適切でないかもしれないが、あえて言語障害を背負って教える、あえて聴覚障害を背負って教わる、というようなことが起きかねない。」2013年2月の中央公論に寄稿された一橋大学教授・齋藤誠著「英語で講義すると失われるもの」の中の一文である。この現状を回避しつつ、大学が目指す真のグローバル化、求められる英語化の姿とは何か？学生と共に過ごしながらかき引き向き合っていきたいと思う。

C 分科会報告

【C3】立憲主義・平和主義を 脅かす動きへの高等教育機関からの発言 ～安全保障関連法案反対の取り組みを中心に～

28 単組 34 人 <司会:佐々木 康俊(中執委員、名古屋大学)>
<司会&文責:岩崎 誠(書記次長、東京海洋大学)>

本年の教研集会は、安倍政権が推進する「安全保障関連法案」の審議のために異例の大幅延長が行われた国会の会期末にさしかかり、同法案の成立強行と成立阻止の間で情勢が緊迫する中で開催された。

この間、全大教でも同法案への反対声明（6月12日）、衆議院での強行採決に抗議し廃案を求める国公私大共同アピール（7月28日）を発表しており、加盟組合でも声明や大会決議があがっていた。また、「安全保障関連法案に反対する学者の会」に1万数千人の学者・研究者が賛同、国立大学の約半数を含め全国100数十の大学で教職員、OB/OG、学生らによる有志の会が意見表明に立ち上がっていた。学校横断的な大学生、高校生らによる運動を含め、安全保障関連法案の危険を指摘し成立阻止を求める運動において、大学・高等教育にかかわる人々の姿が目立ち、運動の中で大きな役割を担ったことは、少なくともここ20～30年の間にはみられなかった特徴的な状況であった。

近年、労働組合や大学人が平和や民主主義のために発言し運動に取り組むことは必ずしも自明ではなくなっており、「労働組合の目的は労働条件の改善であり、それと直接関係しない政治的な課題での意見表明や運動への参加は組織の団結を阻害するのではないか」「平和主義の理念を固守するのではなく、国際社会の現実を受け入れるべきでないか」とする声が労働組合や大学の内部・外部いずれでも無視できないものになっている。また、組合組織率の低下や学生運動の低迷、教職員の繁忙化などにより、平和・民主主義の問題を多くの大学人が議論し、行動する基盤自体が薄いものになっている現状がある。

そうした困難がある中で、これだけ広範な運動が各地でどのように立ち上がったのか、教職員組合はどのようにかかわったのか、教訓や課題は何か、参加者間の経験交流を通じて探ることをねらいに、中央執行委員会が企画する自由セッションとして本分科会が設けられた。

分科会は、10 大学からの報告と、これに基づく質疑、討論で進められた。【岡山大学（中富公一氏）】「安全保障関連法案に反対する岡山大学の会」の立ち上げに、人文・社会科学系を中心に若手教員が積極的に関与した。アピール文は憲法 9 条に対する意見の違いを超えて広範な賛同が得られるよう、憲法違反の指摘に対し説明がないまま成立を強行すべきではない、民主主義を守れ、という論点を中心に据えた。組合としての対応を執行委員会で討議し、バックから物質的・精神的支援を行う方針で取り組んでいる。

【徳島大学（斎藤隆仁氏）】県内の大学教職員、学生、弁護士会などで連携して企画したパネルディスカッション「私もひとこと！安保法案」の取り組み。学内で運動するというより、地域で安保法案賛成派を含め対話を活発にすることをねらいとした。有志として組合役員が企画に関与したほか、組合としてチラシ配布などで支援した。

【名古屋大学（佐々木康俊氏）】1987 年に教職員、学生の批准投票を経て制定した平和憲章を引き継いでいくために、組合として豊川海軍工廠跡地見学などの取り組み。安保関連法案については組合大会で特別決議。「有志の会」の立ち上げにも協力しているが、ホームページの立ち上げなど実際の活動は未組合員の有志の方が中心的に動いている。

【神戸大学（組合から分科会に寄せられた報告の紹介）】7 月末に安保法案廃案を求める有志の野外集会を 180 人ほどで開催。集会アピールに対する賛同署名の取り組みを進めている。しかし、集会開催にあたって「学内で業務外の宣伝・配布等をしてはならない」との就業規則の規定を根拠に、アピール内容、集会の規模、ピラマキの有無などについて施設管理者の介入ともとれる動きがあり、今後の課題。

【山口大学（立山紘毅氏）】比較的動きやすい教職員組合の OB/OG が中心と

なって「有志の会」を立ち上げたが、日頃政治的な発言をしない教員も含め300人以上に賛同が広がっている。法案の問題点を考える学内学習会を企画し、予想を上回る80人の参加。9月15日に緊急集会を予定。

【岩手大学（武井隆仁氏）】教職員組合として大学構内に安保法案反対の立て看板を立てたら施設管理権を理由に学長名で撤去を命ずる張り紙を貼られたので、団体交渉で抗議し謝罪させた。大学人や教職員組合として意見表明を行う理由について組合内で議論し、大学において経営側をチェックする組織として教職員組合の役割が必要であるように、国をチェックする組織として大学と組合の役割が大事ではないかと話し合った。組合では立て看板による意見表明にとどめ、賛同署名は「有志の会」で行うという切り分けで取り組んでいる。

【北海道教育大（廣田健氏）】5分校すべてで若手教員が中心になって「有志の会」を立ち上げ、地域での街頭宣伝行動などに取り組んでいる。学生も関心を示している模様。北教大は大学ガバナンス改革の急先鋒を走っており、若手教員が前面に出ることで教員人事などの不利益を危惧する声もあったが、逆に今立ち上がらなければとの声が集まった。賛同者でメーリングリストを作るなどして、今後の取り組みの進め方を考えていきたい。

【東京大学（今中政輝氏）】4学期制による学事暦変更に反対する学生、若手教職員有志の会でできた繋がりを活かしながら安保法案反対の「有志の会」が立ち上がった。9月8日には本郷キャンパスで集会を行い、OB政治家の参加などもあってマスコミでも報道された。組合では、東大として軍事研究を行わない方針を改めて確認し徹底するよう、安田講堂前での集会、今年6月のシンポジウムなどに取り組んでいる。「有志の会」の活動には組合として後援し、施設借用などの面で協力している。

【静岡大学（鳥畑与一氏）】組合で日本科学者会議と共催で『9条を抱きしめて』上映会、執行部名義での法案反対声明（立憲主義、法治主義の危機）に取り組んだ。その上で「有志の会」を立ち上げ、声明発表（7月末）、ピラマキなど宣伝行動、映画『日本の青空』上映会、記者会見（8月19日）、弁護士9条の会と共催の集会（9月9日）などに取り組んでいる。学生の反応も

少ないがあり、数人が集会、デモに参加している。組合が声明を出したことを批判して脱退を表明する組合員もいた一方、学内便で加入申し込みを送ってくれた人もいた。

【金沢大学（小林信介氏）】7月に組合員が主な呼びかけ人となって「有志の会」を立ち上げ、9月8日時点で大学関係者235人が賛同人に。今日も金沢弁護士会主催の集会+デモに有志から参加を予定。組合としての意見表明には議論があり、「有志の会」の活動の告知までは行うがそれ以上には踏み込んでいない。学生は夏休み期間中なので反応が測りがたい。今後アプローチを模索していきたい。

以上の報告を踏まえ意見交流を行った。主な論点と意見は次のようなものであった。

学生など若い層へのアピールについて、学生の有志と協力してのシンポジウムなどの取り組みを考えたい、目立つ行動や発言に踏み切りにくい若年層の意識に寄り添う上では、LineやSkypeなどクローズドな小グループでの交流がアプローチとして有効ではないか、組合のミニ学習会に安保法案反対の「ママの会」の方に参加してもらい交流している、などの発言があった。

大学・高等教育機関での軍事研究の問題にかかわって、防衛省が今年度政府予算で「安全保障技術研究推進制度」として軍事転用を目的とした競争的研究資金の公募を行っていることについて、大学執行部の判断で応募させない旨を決定した例、組合として意見を表明し、学長から応募させないとの回答を得た例、応募の是非については教授会の決定に従うとの回答を得た例、逆に学長が組合との会見で「軍事目的の研究も学問の自由であり止められない」と述べた例などが交流された。

安保法案反対の運動にかかわっての今後の課題として、法案が成立した場合の早期の廃止を求める運動の必要性、また、憲法を擁護する立場から、非武装を掲げる本来の憲法9条の理念を改めて確認し、次の世代に引き継いでいくことの重要性、安全保障に限らず大学自治の空洞化、選挙制度など様々な憲法問題を考え、行動することの重要性について発言があった。

参加者発表

九州工業大学
富重 秀樹



はじめまして、九州工業大学の富重と申します。珍しい名前です。富が重なると書いて、富重と言います。なかなか周りにはいないと思いますので、よろしければ覚えていただければ幸いです。

教研集会はできるだけ毎回参加しています。私は今年から書記長を務めています。技術職員で、書記長を務めておりますが、最近思うことは、人とのつながりが薄くなってきたかなと。仕事柄もありますが、なかなか人と会わないことも多くあります。その中で、このような教研集会や裁判傍聴などへ行かせていただいて、人とのつながりが増えていくことを、改めて感じました。

こちらに福岡教育大学の西崎先生がいらっしゃいますが、私は全く仕事も職種も違いますが、裁判傍聴などに行かせていただいて、知り合いになったということがあります。こうした集会と言いますか、組合に入っているおかげで不思議なご縁もできると思いますので、今後もこうした組合活動、組合の意義というものを私なりに皆さんに伝えていくことができると、改めて思っています。とりとめない感想で申し訳ないです。九州工業大学は福岡県にごぞいます。九州工業大学共々、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。(拍手)

参加者発表

名古屋大学
森 純子



名古屋大学の森純子と申します。今回は非常勤部会で参加しました。名古屋大学の非常勤部会は、1つ1つの要求を長年し続けることで実現された項目がたくさんあり、歴史が保たれてきました。しかし、これからは契約に期限がある職員が非常勤部会を引き継いでいかなければいけません。まだ実現されていない要求を引き続きつなげていく活動をしていきたいと思っています。

私は教育発達科学研究科所属ですが、医学部や農学部等5学科の学生が共に学ぶにリーディングプログラムの事務補佐員をしています。プログラムの中で先生や学生たちとの海外実地研修に参加する中で、どのように研究課題を見つけ、準備し、調査し、発表し報告をまとめていくのか学んでいます。その姿はとても大変で、そしてとても楽しそうでした。学ぶことから離れている事務補佐員にとっては羨ましい姿です。もしも自分に研究の機会が与えられたら、全部やってみようという気持ちでいました。ですので、今回教研集会でこのような機会を与えていただいてチャレンジすることができました。

私の学生時代はパソコンでレポートを書く時代ではありませんでしたので、A4レポート用紙のA罫かB罫かを選んでレポートを書いていました。朝まで何度も何度も書き直して、眠くなったから朝になったら清書をするという学生時代を思い出しました。リーディング大学院では時に理系の学生から、教育学部の提示する課題が重いと言われるのですが、パソコンに向かって10

枚程度のレポートを書くことは、それほど大変なことではないと感じました。パソコンは自分の書いたことをチェックしてくれ、漢字も、英語のスペルも直してくれます。これからは学生が課題に困っている姿を見ても「先生の言うとおりにやってください」と言えると思います。

また、私は理学部で2年間仕事をしてから教育学部に来ましたが、そのときに思ったのは「ああ、これが大学だ」と思いました。名古屋大学の理学部はもちろん素晴らしいです。本当に素晴らしいです。ただ、教育学部に来たときに、愛情深く、熱心で、活気があって、緊張感があって、小さな建物の中で行われていることは本当に素晴らしい、大学そのものだと思います。ですので、人文社会系が縮小されると聞いたときに、あり得ないだろうと思いました。

是非、名古屋大学に遊びにきてください。キャンパスツアーはお任せください！

C分科会の発表の際には温かく見守ってください、感謝しています。ありがとうございました。(拍手)



閉会集会

教研集会まとめ

全国大学教職員組合 中央執行副委員長

西崎 緑



皆さん、3日間お疲れ様でした。全大教中央執行副委員長の西崎です。全大教の役員としては、まだまだ若葉マークですが、どうぞよろしく願っています。

第27回教職員研究集会の参加者の合計をお知らせいたします。46単組から88人の参加がありました。それに加え、1未加盟単組から1人、来賓、講師、他団体、報道関係者を合わせて7人。金沢大学教職員組合から26人、教研集会運営委員9人、新旧中央執行委員20人、全大教書記4人、合計で155人の参加がございました。どうも本当にありがとうございました。

この教研集会の開催に当たり、村井（全大教）中央執行副委員長をはじめ、金沢大学の皆さまに大変お世話になりました。このような立派な会場を提供していただき、また心温まる歓迎をいただき、ありがとうございました。

さて、3日間の教研集会を、大会テーマ「広がる格差・進む貧困化の中の高等教育の展望」に基づいて進めてまいりました。1日目の記念講演では、講師の小林先生から、詳細な資料をもとに、日本の高等教育の現状についてお話を伺いました。先生からはまた、政策提言をするときに、エビデンスを示していくことが重要な鍵になると教えていただきました。今回、先生が資料をもとに説明された、「進学自体を人生の選択肢に入れていない人が増加している」という事実は、非常に重く、国民の未来が奪われるという危機感を持ちました。改めて、私たち高等教育機関に勤務する教職員は、無償の奨学金の整備にも力を入れていく必要があると感じました。若者が希望をもって、学びたい時期に学ぶことができるような環境を整えるに、組合も、積極

的に取り組んでいく必要があると思いました。

各分科会では、さまざまな課題が共有されました。特に2013年度から2015年度にかけての「改革の加速期間」の中で、各大学・高専・研究機関は、大きな痛手を負ったことが浮き彫りになりました。例えば、改組につぐ改組で、大学のアカデミズムが破壊されてきていることや、内部の対立が生まれてきたこと、さらに教職員の待遇もそれに絡めて悪化してきたことがわかりました。

それから全国を見回してみると、地方の大学がこれまで担ってきた役割、すなわち地方の教育研究を担っていくという役割が奪われつつあることもわかってきました。このことにより、教育の機会均等を若者から奪っていくという状況が進行してことも課題として私たちは共有しました。

労働条件の話でいえば、クォーター制の導入や改組に伴って、任期制や年俸制が取り入れられたりすることが多く、教員や技術職員の労働条件の悪化につながっているという、全体の流れを私たちは把握できたのではないかと思います。

全部の分科会や部会に参加できたわけではありませんので、十分に把握できていないところもありますが、非常勤職員の部会、事務職員の部会、技術職員の部会、女性部会でも、それぞれの現場の状況が共有されたのではないかと思います。

今回の教研集会で特に気になったのは、こういった労働条件の悪化が、どうも若い人により強く出て来ている、ということです。今日もポストクの問題や、雇い止めの問題、契約職員の問題など、そういった不安定な待遇で雇用されている若い人に、大きなしわ寄せがきているという実態が語られました。こうした問題こそ、組合が地道に事実を積み上げて闘っていくことが必要です。そのような闘いをするときに、参考になるのが、首都大学東京の事例です。分科会で発表していただきましたが、日々の組合活動で諦めずに事実を積み重ねて交渉した結果、10年かけて任期制を廃止することができたということです。大きな抵抗活動も必要だけれども、私たちが単組の日々の闘

いの中で、事実を積み上げながら粘り強く交渉していくことが必要であると改めて思いました。

来年から始まる第三期では、運営費交付金を「メリハリのある」配分とする決まっております、大学によっては大幅な減額という可能性もあります。そういう中で、組合が教育研究の条件を守っていくことに重点を置いた闘いをしなければ、大学・高専・研究機関の将来はなく、日本の未来もないのではないかと考えられています。

今回の教研集会では、安全保障関連政策に対する部会も開かれ、活発な議論が展開されました。これについては、中富（全大教）中央執行委員長にもうひと言語っていただきたいところですが、本日は所用で先に帰られたので残念です。安全保障関連政策への反対運動を通して私たち組合も、地域内の労働組合やさまざまな団体と連帯してきています。それは組合活動にとっても、一つの新たな展望に結び付くのではないのでしょうか。

私の出身単組の福岡教育大学では、11月1日に教育に関するシンポジウムを地元の方と一緒に開くことになっています。そういう形で地元労組や市民との交流を深めることによって、大学・高専・研究機関の組合活動も市民から見えるようにしていく必要があります。そして地域のさまざまな団体と連帯をしながら、一緒に考えていただく機会を作ることもできるのではないかと思います。

この教研に最後まで参加していただいた皆さまに本当に感謝いたします。教研の成果を各単組に持ち帰って、活用していただければと思います。そろそろ今年度の人勧に対応して、賃金・労働条件についての団体交渉が各単組で始まってまいります。その中で諦めずに、またエビデンスを示して事実を積み重ねながら、粘り強く交渉していきましょう。全国の仲間と一緒に交渉と闘いを展開できることが、この全大教の良さではないかと思います。皆さん一緒に頑張ってください。どうもありがとうございました。（拍手）

◇ 参加単組一覽、46 単組 155 人 ◇

北海道大学 1	富山大学 2	福岡教育大学 1
北海道教育大釧路 2	福井大学 6	九州工業大学 4
岩手大学 2	金沢大学 27	佐賀大学 4
秋田大学 1	静岡大学 1	大分大学 4
山形大学 1	岐阜大学 1	松江高専 (※) 1
東北大学 2	三重大学 1	都城高専 1
福島大学 3	名古屋大学 7	
宇都宮大学 1	名古屋工業大学 2	【未加盟単組】
茨城大学(農) 1	愛知教育大学 1	横浜国立大学 1
高工ネ研 2	京都大学 5	
群馬大学 1	和歌山大学 2	【取材・他団体・個人】
山梨大学 1	奈良教大附属 4	2
信州大学 2	大阪大学 3	
新潟大学 1	大阪府大教 2	【来賓・講演】
東京大学 7	神戸大学 2	5
天文台 1	岡山大学 2	
筑波大学 1	島根大学 1	【中執・書記】
電気通信大学 1	山口大学 3	24
東京海洋大学 1	香川大学 1	
首都大学東京 2	徳島大学 1	
	高知大学 1	

(※) 運営または中執委員等のみ参加のため単組&人数に含んでおりません

教研集会レポート一覧（レポート集掲載分）

※全大教ホームページ(教研集会ポータルページ)よりダウンロード
してご覧頂けます 《http://zendaikyo.or.jp/?page_id=697》

A 分科会

【A1】「高等教育～大学・高等教育の転換点にあって考え行動するために～」

- ・「学長のリーダーシップ」の強化と北海道教育大学の「ガバナンス改革」の現状
北海道教育大学釧路校 廣田 健
- ・「高等教育の転換点～私大教連が考え行動していること～」
日本私大教連書記局

【A2】「大学における教育実践の課題」

- ・『事務補佐員から見た文科省リーディングプログラム』
名古屋大学 森 純子
- ・岡山大学が導入する「60分クォーター制」の誤解と改善点
岡山大学 田中 秀和
- ・山口大学共通教育のクォーター制
山口大学 馬田哲次

【A4】「教職員の賃金・労働条件を守り向上させるたたかいと団体交渉の進め方」

- ・貸借対照表で見る法人の支払い能力について
山形大学未払い賃金請求訴訟原告団長 品川 敦紀
- ・教員と対等な「教職協働」を考える
名古屋大学 佐々木 康俊

【A5】「男女共同参画—ワーク・ライフ・バランスを実現するために—」

- ・アンケート調査2015集計と分析
全大教女性部
- ・名古屋大学女性部会第41期活動報告
名古屋大学職員組合 女性部会

B 分科会

【B1】「組合の拡大と強化—大きく、強く、楽しい組合をめざして—」

- ・青年部の再出発 ～青年層の組合員拡大・成長のために～

名古屋大学職員組合 青年部

【B2】「教員の待遇・労働条件と教育研究環境」

- ・首都大学東京の教員人事制度—全員任期制をめぐる—

首都大学東京 佐古 輝人

- ・学域・学系問題について

京都大学職員組合 太田 耕司

- ・非常勤講師労働条件アンケート調査 2015 報告

教員部 笹倉 万里子

【B4】「技術職員～昇格改善実現に向けて～」

- ・技術職員の4級の塊と5級不在に問題があり

電気通信大学 水谷 孝男

- ・技術専門員制度下での処遇改善の課題とこの間のとりくみ(その4)

名古屋大学職員組合

- ・全学組織化に向けた動向

九州工業大学 山本 克巳

【B5】「図書館職員」

- ・名大図書館職員の現状と縮小の動きに抗するために

名古屋大学職員組合 図書職員部会 石田 康博

【B8】「非常勤職員」

- ・有期雇用契約職員の待遇改善のとりくみ

首都大学東京 小林 喜平

- ・改正労働契約法 無期転換決定！

信州大学 岩切 未加

- ・『期限を迎える非常勤職員への対応と準備

～組合の働きや参加の重要性を発信しながら～』

名古屋大学職員組合 契約・パート職員部会

- ・京都大学の時間雇用職員問題と活動について

京都大学 末益 洋子

全大教第 27 回教職員研究集会スナップより



A4 分科会



A5 分科会



B4 分科会



B7 分科会



B8 分科会



C1 分科会



金沢大学教職員組合の皆さま☆ありがとうございました!!

原稿募集

全大教時報編集部では、各大学・高専・大学共同利用機関の具体的な動き、取り組みなど多方面からの原稿を募集しております。下記投稿要領によって、積極的にお寄せください。

❖投稿要領

- 文体 自由
- 字数 刷上がり本文については、以下を基準とします。
2頁 2000字 4頁 4000字
5頁 5000字 6頁 6000字
- 原稿締切 毎偶数月・末日
- 掲載 投稿の翌月号（但し、投稿が多数の場合は次号）
- 謝礼 規程により謝礼（図書カード）を進呈します。
- その他
 - ①投稿原稿は返却いたしません。
 - ②投稿にあたっては、標題、投稿者氏名、所属大学・高専、又は機関名の明記をお願いしております。

全大教時報

第39巻5号 2015年12月
(大学調査時報・大学部時報通算212号)

編集・発行 全国大学高専教職員組合 電話 (03) 3844 - 1671
〒110 - 0015 東京都台東区東上野 6 - 1 - 7 7階
郵便振替口座 00170-6-18892

印刷 株式会社 きかんし 電話 (03) 5534 - 1234
〒135 - 0053 東京都江東区辰巳 2-8-21

乱丁本・落丁本はお取り替えいたします。
本書の一部あるいは全部について筆者と全大教の承諾を得ずにいかなる方法においても無断で転載・複写・複製することは認めておりませんのでよろしく申し上げます。